

収入を、親類縁者の難澁してゐる者に恵み與へ、己れは正月に餅を搗いたことが無く、妻ときは絹布を一度も身に着けたことが無い程も、質素な生活に甘じたる謙藏夫婦であつた。尤も心學の講師となれば、その生活は生涯賄ふからと、前川氏は引受けてくれたけれども、物固い謙藏にはそれも苦しい。色々と思ひ廻らして妻と相談したが、妻は全然同意し、遂に夫婦心を一にし、非常な覺悟を以て、愈々講師を止めて、これからは、どんな難儀をしても、たとひ乞食に成つても心學の修業をしよう、同時に、その講師として人の爲に死ぬまで盡さう、との鐵石心を固めた。これ實に殉教者の精神であり態度であつて、これより始まる彼の目醒ましくも又涙ぐましい非凡な道話活動は、この鐵石心から、その力強い歩みを踏出したものである。始は薩埵德軒の代講として、近國の諸講舎へ出講したが、やがて明倫舎に於て、心學講師の印鑑を受け、京都を中心として近畿地方及び附近一帯を舞臺として、巡歴講話の盛なる活動を營んだのである。所が四十四歳の秋から、視力が段々衰へ、翌四十五歳の夏には、遂に兩眼共に全く明を失するに至つた。これは實に大きな打撃であつたが、然もこれが爲に彼の意氣は毫も沮喪しない。「疾鬼明を奪ひ去り、須臾に日月昏し、幸に眼中の眼を存して、歴々たり別乾坤」との詩を賦し、又「かつぎする海人ならなくに我もまた、みるめを刈りて世を渡るかな」との歌を詠じ、益々世の爲、人の爲に盡す努力

を續けたのである。この時から剃髮して鳩翁と號した。これは以前講師をしてゐる頃、一羽の鳩が、常に書齋に人來つてよく馴れたので氣に入り、當時就て書道を習つてゐた師匠に、その話をしたら、師匠は、鳩といふ字を九と鳥とに分けて、九鳥堂といふ堂號を付けてくれ、且年寄つたら鳩翁と呼ばれよと言つてくれた事があるので、それを思出して、さうしたのである。然し今日と違ひ交通不便な時代に、俄か盲の身で、諸方を巡歴講話するのだから、その不自由は一方ではなく、大抵は夫人を同伴したが、それでも、その難儀は一通でなかつた。それに鳩翁は實に徹底した人で、どこでも成るべく、先方に迷惑を掛けない様にと、非常に氣を配つて、社友の宅とか寺院とかに泊り、食物の如きも極めて質素であつたことは、無由言の記事にも歴々と見え、その有様を想像するだに、眼頭の熱く成るのを覺える。その道話に千人以上の聴衆の集つたことは珍らしくなく、播州龍野の講話には二千人に上つた程である。斯くも多數の人達に對して、熱心に道話するだけが仕事でなく、到る所に會輔を開いて、道義の問答討論をなし、又質義應答をもなす。その範圍の如きも、道義の問題に止らず、凡そ人事・思想・職分・業務等のあらゆる方面に亘り、時には、かの芭蕉の有名な句「古池や蛙飛びこむ水の音」の精神的解釋を求められたり、或は禪句「雪は千山を蔽うて孤峰何ぞ白からざる」の道德的意義を尋ねられたり、さうかと思ふ

と、或病人が生物を食ふのは殺生戒に悖ると言つて、滋養物を取ることを肯じない、この病人をどう取扱つたらよいかの問題まで持つて来る。それは、非常に該博な知識を持合せた上に、判断が速く、感情が濃かに、充分人間味に富んだ人でなければ、扱ひ切れないことであるが、鳩翁は斯んな難問雜問に對しても、眞剣に聴取り、能ふ限り所信を披瀝し、嚙んで含める様に訓へてゐる。その道話や應答の効果は頗る偉大で、夫婦喧嘩許りしてゐた者の家庭が圓満となつたり、大酒飲が禁酒家になつたり、した靚面の事實も段々と現れた。鳩翁は又到る處に、善行者篤行者を尋ね求めて、親しく面接し、その行實を審にして、これを旌表することに努め、それは亦彼の道話に、絶えず活きた材料を供給したのである。然も鳩翁は、その職務には眞に恪勤忠實であつた。今も述べた通り、夫人を連れて巡歴してゐる中に、夫人が下痢に罹り、一箇月も二箇月も治らない。扶けて貰ふ爲に連れて來た夫人を、盲の身で介抱しながら、難儀な旅路を急いだのは、行く先き先きに、約束してあつた日取を違へない爲であつた。時には又、泊つた寺院で、その住職が突然發狂して騒ぎとなつた爲、深更に病妻を連れて轉宿したなど、さすがの鳩翁も「まことに難澁至極のことにて候」と書いてゐるのを讀むと、道の爲とはいひながら、頭が自然と下るのを覺える。と同時に、影の形に伴ふ如く、絶えず盲夫を扶けて歩いた良妻順婦とき夫人の足跡をも、

涙無しには私は回想し得ないのである。斯くて十五箇年の間に、鳩翁の巡歴は、近畿を始め中國・北越・東海の諸地方に亘つて、十二箇國に及んでゐる。然も地方許り歩いたのでなく、京都でもその道話に殆ど寧日無く、殊にその及門の人に、多くの大名達や公卿衆を有つたことは、幾多の心學者中に、その比を見ざる所である。特に光榮とすべきは、仁和寺一品法親王宮にも屢、道話を聴え上げたことであつて、吉十郎の昔から、その胸に燃えて消えなかつた、高貴に咫尺し得るほどの人に成りたいとの初一念は、茲に叶つたのであるから、その感激は、眞に無量であつた。然も鳩翁は、それを誇る風も氣持も無く、却つて「是もひとへに古先生の御餘徳と有難く奉存候」と言つてゐるのは、いかにも謙虛な、いかにもゆかしい心根を想見するに足るではないか。天保九年、五十六歳の春まだ淺き二月には、伊勢の大廟に參拜して、宮崎文庫で道話を奉納し、翌十年の花の盛りの四月には、古先生梅巖の百年大祭を、明倫舎で、繰上げて執行し、この時、諸國より上京拜禮した多數の講師・社友の爲に、道話をした。これが最後の道話となつて、翌五月三日に、鳩翁は病んで歿したのであつて、享年五十有七である。昭和三年、今上天皇陛下、御即位の大禮を挙げさせ給ひし際、畏くも鳩翁の功を嘉せられ、贈從五位の御沙汰を拜し奉つた。天恩優渥枯骨に及び、洵に有難い極みである。鳩翁夫妻には實子が無く、その養子遊翁は、越前大野の

社友笹島武昭の弟武修で、早くから、とき夫人と共に鳩翁の巡歴に随伴し、養父母に事へて孝養を盡した。鳩翁が歿した時には、遊翁は大野へ代講に行つてゐて、臨終に間に合はなかつたのであるが、それをば悲み悔む無由言續篇の、この邊りの記事の如きは、眞に衷情の切々たるものがある。彼は養父の事業を助け、よくこれを紹いだのみならず、至つて筆まめな人であり、今日柴田家に残つてゐる記録などを見ると、もしこの遊翁無かりせば、有名な鳩翁道話も、今日吾々が見る如き整つた姿で傳へられなかつたかも知れないと思はれる程であり、私は茲に、かのとき夫人の内助の力と共に、この孝養子遊翁の紹述の功を特筆せざるを得ない。遊翁は明治九年に歿し、その子謙堂がよく父祖の遺業を繼いで、明倫舎を主管せられ、現に嬰鑠として、思想善導・社會教化の爲に盡瘁して居られる。私のこの研究の如きも、學友山根徳太郎教授と、謙堂先生の令息柴田實學士とを通して、この謙堂先生から少なからざる示教を受けたものである。

さて鳩翁の道話を集めたものが、即ち鳩翁道話であつて、正篇・續篇・及び續々篇、各三卷づつある。孰れも男武修聽書とあつて、乃ち遊翁が筆記したものであるが、單なる聽書と言はんよりは、遊翁がよく纏めたもの様である。そして正篇即ち鳩翁道話は、天保六年鳩翁五十二歳の三月出版せられ、續篇即ち續鳩翁道話は、その翌七年十一月に出版せられ、又續々篇即ち續々鳩翁

道話は同十年一月即ち鳩翁が歿する四箇月前に上梓せられた。孰れも随分廣く讀まれたもので、明治以後の活版本も、十餘種に達し、又その一部は、早くも英文に翻譯せられて外國にも紹介せられてゐる。この外、續々鳩翁道話の奥附には、道話拾遺が續いて出る旨の豫告が掲げてあるが、鳩翁が歿した爲、それが實現しなかつたものと見え、又その稿本も残つてゐない由が、鳩翁遺稿即ち御贈位記念として謙堂先生によつて出版せられた鳩翁遺稿の凡例に見えてゐる。この外、柴田家に保存せられた断片的のもので、嘗て雑誌一徳誌上に載せられたものが、若干採集せられて鳩翁道話拾遺と題して、右の鳩翁遺稿中には收められてゐるのである。

三

以上は、石門心學の性質、及びその道話の重要性と、柴田鳩翁の生涯、及び鳩翁道話の成立とに就て略述したのであるが、これより、鳩翁道話の構造を吟味して見たいと思ふ。前にも述べたる如く、鳩翁は、洵に恵まれざる境遇に生立ち、呉服屋に丁稚奉公をした時から、江戸で色々の商店に一年極めの奉公をなし、京に歸つて家を有つても、塗師業から講釋師へと、様々な職業の實際生活を體驗したのである。それは元より、渡世の爲に渡世に奔走したのではあるけれども、然

し唯だ衣食にのみ醒醒してゐたのでなく、その間に廁に入る暇も本を見るといふ風で、假名草紙から始めて軍書類を読み、又師匠を求めて儒學を學び、習字を習ひ、書物に頼つて詩作を稽古し、書讀の師とも成り、更に寢食を忘れて心學を研究するに至るまで、嗜好と熱心とそして勉強とを以て、絶えず修養を續けたのである。即ち實際の生活體驗と、學問の修養研究とを、同時に併せ行つたのであつて、然も實際の生活體驗で擱んだ意味は、これを學問の修養研究の上に照らし考へ、學問の修養研究で求めた收穫は、これを實際の生活體驗の上に活かして確めた。恰も人が、二本の足で一筋の道を歩むが如くに、又右手に取つた束と左手に握つた束とを綯ひ合せて、一本の繩を綯ふ如くに、生活と修養、職業と學問、體驗と靜思とをば、一身を以て合體させたのであつて、その結果出來たものが、彼の產出した健全な常識哲學であつたのである。その未だ石門心學に入らざる以前の生活に於て、彼のなした職業は一方には軍談の講釋であり、他方には儒學の講釋であつた。軍談は事實の敘述であり、儒學は道理の解明であつて、即ち、事實の敘述と道理の解明とは、彼の將來の道話活動を約束するが如くに、たとひそれは偶然であつたとはいへ、既に過去の經驗に於て準備せられてゐたとも言へば言ひ得られるのである。況してや、非常の覺悟を以て鐵石心を固めて、心學にその身を委ね、一方には、死ぬるまで心學を研究して已むまい

と共に、たとひ衣食に成つてもこの道を以て人を導かう、即ち研究と教導、この二つの相即不離の仕事に一身を委ねようといふ、殉教の精神と態度とを以て、これが遂行貫徹に、力強き歩みを踏出してからは、眞に導きの星ともいふべき一つの光つた目標が、的確に彼には狙ひ定められたのである。それを何かといへば、古先生梅巖以來幾多の先輩によつて段々と磨き出されて來た心學教化の目的、即ち、神國日本の國民として、缺けたる所の無い人間、そは正さに、彼が幼少の頃からその胸に確乎と抱いてゐた、人の手本と成り得る人間、その生活實踐の姿である。この目標を以て、彼の一切の思念が、一切の努力が、統轄せられ綜合せられたのであり、この目標によつて指導原理を立て、そして色々の材料を集め、様々の實例を取り、道理を説き、事實を明かにしたのであつて、その記録が即ち、鳩翁道話そのものである。

鳩翁道話の組織を見ると、正篇・續篇・及び續々篇の孰れの篇を取つて見ても、又その各篇の一・二・三と分れ更に上・下と分れてゐる、その孰れの卷を取つて見ても、それは大體に於て、三つの部分から成立つてゐると言つてよい。これを建物に譬へると、棟木や梁と、柱や横木と、そして色々の造作とであらう。棟木や梁に當るものとしては、四書の文句や古來の歌句等を取つてゐる。例へば正篇に就て言へば、その一の上には、孟子の「仁は人の心なり、義は人の路なり、

云々」の句を、下には「人、鶏犬の放るる有る時は、これを求むるを知る、云々」の句を掲げ、その二の上には「今、無名の指あり、屈して信びず、云々」の句を、下には「心からよこしまにふる雨はあらし、風こそ夜の窓はうつらめ」の歌を掲げ、その三の上には「拱把の桐梓、人苟くもこれを生ぜんと欲せば、云々」の句を、下には「としを経てうき世の橋を見かへれば、さてもあやふく渡りつるかな」の歌を掲げてゐる。續篇に就て言へば、その一の上には、大學の「太甲にいはく、諛天の明命を顧る」を、その下には「山川の末にながるとちがらも、みをすててこそ浮む瀬もあれ」の歌を、その二の上には「湯の盤の銘にいはく、苟に日に新にせば、日に新なり。」の句を、その下には「何事ものりをこえゆく世の人の、心にかたき關もりもがな」の歌を、その三の上には「詩にいふ邦幾千里、これ民の止まるところなり」の句を、下には「水鳥のゆくもかへるも跡たえて、されども道は忘れざりけり」の歌を、巻頭に出してゐる。又續々篇を取つて見れば、その一の上には、中庸の「天の命これを性といふ、性に率ふこれを道といふ、道を修むるこれを教といふ」を、その下には「いつはりのなき世なりけり神無月、たがまことよりしぐれそめけん」の歌を、その二の上には「道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらず、云々」の句を、その下には「隠れたるより見るるはなく、微よりあきらかなるはなし、云々」の句を、そ

の三の上には「喜怒哀樂のいまだ發せざる、これを中といふ、云々」を、その下には「中和を致して、天地位し、萬物育はる」を、冒頭に出してゐるが如き、皆然りである。これ等は昔から我が國民の精神・思想を培ひ養つて來た資源であつて、當時に於ても、士分以上の者に對する教育の材料であつたからである。が斯うした章句歌句は、理念を示した抽象的概念であるから、これを判り易くする解釋が要ること、恰も棟木や梁を支へ保つ柱や横木があつて、建前が出来る様なものである。その柱や横木として、古來國民の閑した生活經驗の結晶ともいふべき、道理や事蹟や詠藻や感想などが、いとも豊かに且利き目よく擧げ用ひられてゐる。それ等は、吾々の先人の認識・感情・意志、即ち先人の思慮・分別・信念・行動の貴い所産であつて、吾々も亦その力に應じ分に應じて、認識し、共鳴し、感動し、意欲しすることの出来る、又然かすべき筈のもの、即ち體驗可能のものであるから、それが遺憾無く盛られてゐるのである。鳩翁が「聖人の道をお傳へせんと、先師の志でございます」と言つてゐるのが、そこである。然し人倫道徳は、理屈では無くして實行であり、理會だけで無くして行動であり、即ち體驗可能たるに止らずして、現實に體驗とならなければならぬものである。恰も建前だけでなく、色々の造作がすつかり附かなければ、人が住居出来ないのと同様であらう。殊に素養の十分でない民衆や、經驗に乏しい人達

に對して、道理を生活にびつたり合致させる爲には、具體的の見聞、耳目に觸れたる指示が必要であるから、そこで、日常卑近な行實や、極めて解り易き寓話の類が、數々採用せられてゐるのである。それ等は、單に興味本位で盛られてゐるのでなく、手近く反省を促し、利き目よく回想を進め得るの契機として、使ひこなされてゐるのである。鳩翁が「必ず輕口の様など、お笑ひ下さるな」と斷つてゐるのも、正さにこれである。さればこそ、生活のありとあらゆる方向に材料を取り、寓話もあれば實話もあり、格言もあれば俚諺もあり、比喩もあれば説明もあり、感懐もあれば信條もあり、一見堅苦しい系統がある譯で無いが、實は脈絡が自然に十分に付いてゐて、然もその孰れの材料にも、孰れの肢體にも、鳩翁の目標たる精神が吹込まれてゐて、それで活きてゐる。斯くして、その幾多の指導原理が、日常の實生活の中に浸み渡らされると言つてよいか、溶け込まされると言つてよいか、とにかく體驗せられる様に出來てゐるのである。それ故に、鳩翁道話の構造を吟味するには、この全體性をば、全體性として掴まなければならぬ。即ちその全體の中に行互つて活きてゐる精神があるのであつて、その全體性と各肢體との構造關聯の上に於て、各部分の分擔する意味、その道話的意味が理會せられるのであり、同時に又、これ等の組織の全體の中に、鳩翁道話そのものの價値が味得せられるのである。

屢言つた如く鳩翁道話は、正篇と續篇とに分れてゐるが、然しその續篇は、正篇の單なる續き足しではなく、その續々篇も亦、續篇の單なる補篇ではない。寧ろ石門心學の根本趣旨が、題材を換へ、資料を異にして、色々の方面から説き明かされたものと見られる。その根本趣旨を中心として考へるならば、鳩翁道話の三篇は、教育方法學的に見て、段階教案といはんよりは、寧ろ環狀教案の方に屬するものとも、見れば見られるのである。勿論、直前にも指摘しておいた通り、その題材が既に違ふのであるから、嚴密な意味に於ての環狀教案ではない。けれども、難易の順序を追うて題材を配列せられたものでは無いから、明かに段階教案ではなく、却つて根本の大意目は一であり、それが原理と材料とを異にして多面多角的に敘述せられてゐ、そして直前にも言つた通り、その全層全面に亘つて、石門心學の實踐徳教の精神趣旨が敷衍瀾漫してゐるのであるから、これは極めて自由なる形に於て繰廣げられたる一種の環狀教案であると言つてよからう。この事に就ては、後に鳩翁道話の性格を述べる時に至つて再び觸れるであらう。

皮相的に眺めると、鳩翁道話には、寓話あり史實あり、感懐あり批評あり、判斷あり情念あり、理想あり現實ありで、一見寄木細工の如き觀を惹くけれども、よく讀んでみると、今も言つた通り、その全幅の上に躍動してゐる大きな立派な意味があつて、嚙締めると、何とも言へない

滋味が出て来るのであり、言はば綴れの錦の如きものである。但し、その部分部分を構成してゐる材料は、決して固定的でなく、抜き差しも出来れば、置き換へも出来るものが無いではない。事實亦鳩翁は、場合場合に應じて適宜にこれを活用してゐたのであり、又巡歴講話の間に絶えずその材料を蒐集し、これを善用して、言はば、その造作をば必要に應じて常に適切にしたのであり、又もつと生き長らへたならば、恐らくその存命中に道話拾遺も出来たであらう。この意味に於ては、鳩翁道話は、かの一字一句も置換へることの出来ない、又置換へてはならない經典類とは、頗る性質の違つたものであることは言ふまでも無い。然し又隨筆的の述作のやうに、環境が變はり、景觀の移るにつれて、そこはかと無く作者が、その時その時の感想を披瀝して行つたといふもので無く、そこに明かに、終始一貫した狙ひの定まつた目標が輝いてゐ、決して變らざる企圖が樹立してゐて、この目標この企圖の下に、敘述せられたる修養書なのである。殊に鳩翁が道話によつて人を導いた態度は、達觀した哲人が高い所から號令を掛けるといつた様な姿勢でなく、寧ろ降りて来て、自分も導かれる人達の中に交はり、どうです行かうじやありませんかと呼掛ける、言はば同行者の態度を多分に有つてゐた。即ち彼は聽衆を道話の中に取込む前に、自分が道話の中に息ふてゐたのである。尤もこれは道話だけでなく、會輔に於てもさうであり、又鳩

翁だけでなく、幾多の心學者は概ねさうであつたのであるが、無由言の中にも「いかゞ致し候はゞ眞の我なしに相成候や」と尋ねられたのに對して、鳩翁は「聖人はしらず、我等に於ては、生涯我なしに成がたく候。上智といへども、人心なき事能はず、と承はり候へば、此形のあらん限り我なきものとは成り申さず候。只慎み候て、我をふせぎ候のみに候、云々」と答へてゐるなどは、自己の所信を赤裸々に、人の心腹の中に置いた姿が想見せられるのであつて、鳩翁その人の教育的人格が、そこに漂つてゐる様に思はれる。斯やうに、難かしい所は難かしいと、正直に在りの儘に告げると共に、その知れる所信する所は、何等のこだわりも無く、少しの躊躇も無く、徹底した確信を以て説いてゐる。さうした結果であらうか、鳩翁道話の敘述には、少しも弛みがなく、自然に人を惹付ける力を有つてゐる。言はば、悟りの開けた人が、自分の悟り得た限りに於て、成るべく判り易い様にと、眞劍に説いて呉れるのであるから、鳩翁道話は、老人が讀んでも樂いし、兒童少年が讀んでも悦ぶし、青年壯年が讀んでも深い感興を惹くのである。それは、自分の理會し得る所を理會し、自分の體驗にびつたりと來る所がびつたりと來、自分の生活に適合する部分が身につまされて深い反省を唆る、さうした剴切な契機をば豊かに含んでゐるからである。そこに鳩翁道話の教育學的性格があるのであり、この點に於て鳩翁道話は、教育の手立として、

又修養の榮として、洵に貴い文献である。

鳩翁道話は、文學としても立派なものだと私には考へられる。廣い世界にも、斯うした類型のものが澤山あるであらうか、私は寡聞にして未だその多くを知らない。言ふまでも無く、寓話の集としては、イソップ物語や、千夜一夜物語・百喻經等があり、童話の集としては、グリムのそれや、アンデルセンのそれ等があり、又子や友やなどに宛てた書牘の形に於て、道德の要旨や處世の道を書示した教訓書も、世には随分ある。けれども、鳩翁道話の如き類型のものに至つては、餘り多くその比を見ないのである。この意味に於て鳩翁道話は、世にも珍らしい優れた文學の一つであると、私は考へる。鳩翁は、洵に良い頭腦の持主であつた上に、文學の才もあつたものと見え、無由言に載つてゐる詩や歌や俳句を見ても、さまで技巧を弄せずして、思ひの儘をばすらすらと表現してゐる。この點に於て彼は「自然の妙處を眞に覺得せる人」であつたことは、白石正邦學士がその石門心學の研究の中にも指示して居られる所であつて、いかにもさうである。これと共に私は茲に、鳩翁道話の聽書者たる遊翁の健筆をも、併せ稱へたい理由を有つてゐる。とにかく、今日吾等が讀み得る鳩翁道話そのものの行文は、洵に流暢であつて然も變化に富み、よく引締つてゐる頗る名文である。況んや前にも述べた如く、その全幅に教化の精神が漲つてゐるに於てをやである。その一部分が英文に翻譯せられてゐるが、然し前にも述べた通り、その道話的意味は、一部分の拔萃では十分には判らないのであつて、どうしても、その全體性と肢體との關聯の上に、それが理會せられなければならぬものであるから、その全部が外國語に翻譯せられて、教育の手立とし、修養の榮として、世にも得難きこの文學の持味をば、心ある外國人にも味はせてやるのが出來れば、それは意味深いことであると考へる。

そはとにかく、鳩翁道話の性格は斯くて、道德的と教育的との兩方面に分けて、それぞれに考察せられ得るのであるが、然し又兩見地を結合して教訓的に眺めることも、この場合には煩雜を避ける便利があらう。そこで先づ鳩翁道話の思想の性質に就て考へると、次の三點を指摘するところが出来る。その第一は、鳩翁は前にも一言した如く、石田梅巖をば、古先生と稱へ、この石門心學の開祖に對して、尊敬といはんよりは寧ろ信仰を有つてゐ、隨つてその思想は根本に於て、正さに梅巖を祖述してゐる。即ち梅巖の神國日本の觀念を承け、その國民として缺けたる所無き人間として、生活せしめようとするのが、目標である。即ち國民的人道主義であつて、唯だ漠然人間としての修養といふだけでは、それは鳩翁道話の旨に合しないものである。第二に、これと同時に、修養の目的を來世に置き、出世間的になることは、その狙ふ所ではない。この現世に處

して、正だしく朗らかに、眞摯に堅實に、生活を全うしようとするのが、明かに鳩翁道話の趣旨である。即ち、どこまでも道德主義であるが、それは出世間的でなく、現世的道德主義なのである。随つて第三には、修養を以て職業の外にあるものとは考へない。かの、業務は業務、修養は修養と、別の世界の如くに考へることは、鳩翁道話の趣旨ではなく、却つて、鳩翁その人が経験し來つた如く、又説勸めてもゐる如く、業務の中に修養を見出し、職分の中に、人の人たる所以を全うすべし、とするのであつて、即ち心を磨き道を修むる精神主義ではあるが、その精神練磨は、究理的ではなくして、どこまでも實踐的であり、言換へれば、實踐的精神主義である。一括して言へば、國民的人道主義であり、實踐的精神主義であるのが、鳩翁道話の思想の大観であるを見てよい。尤もこれは、鳩翁道話のみの特色ではなく、總じて石門心學の道話に共通せる性格ではあるが。次に進んで鳩翁道話の各篇に就て、その構造及び性格を眺めてみよう。

四

先づ鳩翁道話正篇の内容に就て、これを現代的に解明することに由つて、その性格を把握してみよう。この篇が三卷から成り、卷毎に孟子盡心の章句を引いて題目に掲げてゐることは、前に

述べた所であるが、先づ孟子が「仁は人の心なり、義は人の路なり。」と言つた通り、良心に従ひ正道を履むことが、大切であると提言してゐる。即ち、それは人間當然の心であり、無理の無い心であつて、それに従つて行動することが、正常の行であり、あるべき筈の行である、と言ふのである。抑も良心の起原に就ては、東洋に於ても、西洋に於ても、學者が色々の説明を下してゐて、倫理學上の研究に於ては一の問題を構成してゐるものであるが、然しその起原はともあれ、今日の吾々が良心の機能を有つてゐることは間違ひの無い事實である。尤も瘋癲や白痴や精神病者等は若干、別であらうが、さうで無い限り、吾々は良心を有つてゐるのであつて、これは何人も疑ふべからざる事實である。鳩翁は、この疑はんと欲しても疑ふべからず、拒まんとしても拒み得ざる現存の事實を確乎と握つて、茲をば、その立論の出發點としてゐる。尤も、人は動もすると、私利私欲に目が眩んで、この良心の聲に耳を傾けないことも、無いではないが、然し心靜かに考へてみると、例へば朝むつくりと眼が醒めた時、胸に手を當てて、心のどん底に脈を打つてゐる本心の聲を聴いてみる、若し猶頭が昨日からの雜念妄念にのぼせてゐるなら、頭に三杯許り冷水を被ぶつて、眼を閉ぢて考へてみるならば、吾々の良心は純なる響を傳へてゐる。これは我も然り、汝も然り、又彼も然りであつて、健全な人は皆然りである。この良心の聲に従はなけ

ればならない。正直即ち己が本心に素直であることは、太古から神國日本の教であり、吾等日本民族の國民性の一であり、所謂、正直の頭に神宿るとは、これである。我が國民道德の大本たる忠孝の大道——鳩翁は實に、忠孝をば天下の大本と言つてゐるが——この天下の大本たる忠孝の大道も、斯くして全うすることが出来るのであり、かの佛教の所謂八千餘卷の經論も、儒教の所謂諸子百家の書物も、畢竟皆この本心の故郷、この心の行衛を書記したる記録、即ち所書ところがきに外ならない、としてゐる。

そこで、この本心を明かにするには、先づ三つの心掛が必要であつて、一には着眼、二には反省、三には誠意これである。先づ着眼即ち眼の着け所が大切であつて、心が上の空であつてはならぬとして、かの京の蛙と大阪の蛙との寓話が語られてゐる。即ち、京に棲む蛙が大阪を見物したものであると思つて、遙々出て来て天王山まで辿り着いた。大阪にも似た志の蛙があつて、これは京を見たさの一念から旅立つて、やはり天王山まで来た。頂上ではつたり出會つたので、互にその志を語り、各々向ふを見渡し、充分に見物して歸ることにした。足を踏ん張り、背を延ばして、向ふを眺め見渡した京の蛙の言ふには、音に聽こえた大阪も京と一向變りは無いちやないか、大阪の蛙も亦、花の都の京も、大阪と同じである、と言つて、雙方共歸つて行つた、といふので

ある。これは、蛙は向ふを眺めた積りであるけれども、己が眼玉が後向きに着いてゐるから、自分の歩いて来た方を見てゐたのであつて、即ち眼の着け所が悪いから、正さに方角違ひを眺めてゐたのに、それに氣が付かない、心が上の空であつたから、その志を遂げることが出来なかつたのであり、然も自らそれを覺らないのである。斯くて修養には、注意・着眼がいかに必要であるかが判る。殊に注意・着眼がよいと、ふと思ひ着くといふことがある。この、ふと思ひ着くといふことが刺激を掴み得る契機となる。刺激は到る處に幾らもあるが、こちらに、それを受け得る用意が無いと、それが掴めないで逃がして仕舞ふといふことをも、訓へてゐるのである。次に大切なのは、反省即ち思ひ反へすことである。己が己れがを恃んで唯だ突進むだけでなく、自分の足跡を振返つて反省することが大事であつて、さうでないといふと進歩が無いばかりか、失敗をもする、と言つて、これも有名な、かの手厚い貝殻と丈夫な貝蓋とを恃んで、鯛や鱸に自慢をしてゐた榮螺が、投網の音に貝蓋を閉ぢ、暫らくあつて、鯛や鱸は取られたであらうが、自分だけは助かつたと、蓋を開けて見たら、魚屋の店に「この榮螺十六文」と正札付になつてゐた話を、茲に擧げてゐる。思ふに、近代の世相は餘りにも忙しい爲、人々は唯だもう仕事に追掛けられてゐて、反省をする機會が乏しい。然し反省をしないと、生活でも行動でも、上滑りをする事、鳩翁の示し

てゐる通りである。人は、その立場の如何を問はず、職業の異同を論せず、時には、わざとでも機會を造つて、特に自ら反省を加へる習慣をつけることが必要であらう。更に必要なことは、誠意即真心を盡すことである。氣持にせよ、行爲にせよ、又人に對し物に對する關係交渉にせよ、精根一杯の真心を盡すところ、平凡ではあるが、間違ひの無い行き方であつて、それは又、自ら魂を磨く砥石でもある。この點に就て鳩翁は、次の實話を擧げて説いてゐる。非常に不孝無頼な一人子息の放蕩者があつて、兩親は勿論、親類縁者にも甚だしく迷惑を掛けるばかりなので、皆が見離してしまつて、親族一同から親に對し、その子息を勘當せよ、さうでなければ、その家とは義絶をするからとの、のつびきならぬ申入であり、愈々その親族會議が開かれた。放蕩息子は困らないばかりか、その席に乗込んで、五十兩七十兩の立退代を取らうと、座敷の椽先へ忍び込んで先づその評議の模様を立聞きしてゐた。座敷の中では、愈々當局へ差出す勘當の願書に、親族一同が既に連判を押して了つて、それが兩親の前へ廻つて來ると、母親は大聲を上げて泣出す。父親も涙を呑んで判を押さうとすると、母親がその手に取すが、義絶されても、村を立退かされても、乞食になつた子息の後から附いて行つても、子故に乞食をすると思へば恨みに思はぬから、勘當は止めて頂きたいと泣く。父親も泣いて、可愛い子の爲のたれ死しても仕方が無いから、勘

當はしない、御一同も引取つて下さいと親族達に頼む。その眞劍の泣聲が、その必死の光景が、立聞してゐる子息の腸に浸み渡つて、彼は本當に改心をしたといふ話等を擧げて説いてゐるのである。然し真心を盡すことは、さうした非常の場合だけでなく、日常の生活・職業がその絶えざる場面であるとして、鳩翁が「ちと考へて御らうじませ。むかしから、家業に精を出したものが、盗をしたためしが無い。」と言つてゐるのは、いかにもその通りであつて、真心を盡すことは、日常の生活原理であり、それは本心の當然の發露であり、彼の所謂「あるべき筈」のものである。

所が、この本心の明を曇らすものは、私利私欲であつて、彼の言葉を以てすれば、身最眞・身勝手であり、今日の用語を藉れば、利己主義・個人主義・自己中心主義等が、これに當るのであらうが、鳩翁は、これを心の鬼と呼び、この心の鬼を取ひしがなければならぬ。それには先づ知足安分が必要であると、訓へてゐる。尤も欲望も亦人間自然のものであるから、唯だ頭から壓へよといふのではないが、身最眞・身勝手は心の鬼であるから、これはどうしても克服しなければならぬのであつて、それには金剛不壞ふぶの心が要る、と言つてゐる。この本心と人我との關係は、徳川時代の教訓小説に於ては、所謂善玉・惡玉の戰として、直觀的に描き出されてゐる所であり、西洋の哲學思想・道德思想にあつても、包括的に精神的方面と自然的方面の交渉として、色

色に論ぜられてゐる所であるが、徳川時代も末期に近づいて、内外頗る多事であり、打續く天災事變に搗て加へて擾亂があり、政治的に、社會的に、別けても經濟的に、嚴肅と緊張と堅實なる努力とを要求したる當時の生活現實に直面し、殊に一般民衆に對して、心の底から呼び掛けたる鳩翁が、この關係を勤勞努力の上に見出して、奮闘的の生活態度を教へたのは蓋し當然であらう。元より奮闘といつても、外に向ふことのみを意味するのではなく、我欲に對して勇ましく戦ひ、立派にこれを克服して、本心を發揚するのが奮闘である。随つて人我を去る、即ち我無しといつても、身體が消えてしまふのではなく、己れが己れがの角を折ることであり、確乎たる意氣を鼓舞して、生活に立向ふことである。斯くて、朗かな心を以て明るい世界を照らし、賑かな客觀をば楽しい主觀に映し、良心の指示をば世渡りの指導標識と定め、分に安んじ、務を營むことに、無限の意味と喜悅とを見出し、己れを盡して生を樂しむことが出来る。それ故に、良心の聲に聽き、良心の力を強めよ、それが、人の人たる所以の道であるといふのが、先づこの篇のどん底に流れて、その全面に漂つてゐる著明な性格として、擱まれる所である。

五

次に進んで鳩翁道話續篇を取つてみると、この篇にも亦、適切な實話や寓話が澤山に盛られてゐて、滾々としてその盡くる所を知らず、恰も人間一生の徳教の繪卷が次から次へと繰り擲げられ、然もそこには巧妙な説明が附いてゐて、觀る者がそれに引付けられて、時の經つのも覺えないやうな感を惹くのである。その趣旨とする所の要領を取出すと、道といふものは、吾々の身邊不斷の行狀の中に在るのだから、人と交るにも、事を處するにも、人を使ふのにも、人に使はれるのにも、二つのことが肝要であり、且近道である。その一は、我身に立返つて思ひ廻らすことであり、この二は、對者の身に成つて考へてみることである、としてゐる。第一に、我身に立返つて思ひ廻らすことが大切である、として次の話が語られてゐる。嘗て或談義師即ち説教師を駕籠に乗せて、京から山家の村へ連れて來る途中で、その駕籠の底が抜けかけたのである。折悪しく雨天であり、それに山路であつて、歩いて貰ふ譯には行かず、仕方が無いので、繩で縦横十文字に駕籠をくくつて、その儘擔いで行つた。するとお寺詣の歸りがけの老人が、行會つてそれを見て、これは京へ奉公にでも行つてゐた身内の方が死んだので、その死骸を連れて歸るのであらう、お氣の毒なことぢや、人生は果敢ないものである、と獨言をいつたのである。それを聽いた駕籠の中の説教師は、死人だと思はれたのが忌々しいので、態と中で咳拂ひをした。するとかの

老人は驚いて、死人かと思つたら科人ぢやわい、と言つた。説教師が愈々腹を立て、大聲を上げて、科人ぢやないぞ、と呼つた。その聲に再び吃驚して「さては、科人ぢやない、狂人らしい。」と言つたのである。轉げ出さない様に、駕籠に繩が掛けてあるから、死人だと思つたのであり、それが中から物を言ふから、死人ぢやない科人だと思ひ、科人ぢやないと大聲に呼ばれるから、狂人だと思つたのも無理ではない。こちらに、さうした姿、さうした模様があるから、さう思はれるのである。吾々の云爲行動も亦、往々皆然りであるから、我身に立返つて見直すことが、とにかく大切である。殊に新たに他人の仲間に入る場合などには、この反省が特に必要であるとして、次の話が挙げられてゐる。或因業な老夫婦の呉服屋に養子に行つた若者があつた。口やかましく難かしい老人夫婦だとは、兼々聞いてはゐるが、末に見込があるから貫はれて行つたのであるが、さて行つて見ると、聞きしに勝る辛らさで、到底辛抱し切れない。歸らうかどうしようかと、思案に暮れてゐる所に、ちやうど指物師がその家に来て、新らしい障子を嵌めてゐる。見るともなしに見ると、指物師は、障子の上を削つては鴨居に嵌め、又下を削つては敷居に嵌め、その上、障子の棧の歪んだ所には弓を張つて、柱の歪みに合せ、こつとりと當嵌めて、自由自在に開け立ての出来るやうにした。それを見てかの若者は、成る程茲である。鴨居や敷居を削つて障

子や襖に合はす譯には行かない、障子や襖を削つて鴨居や敷居に嵌めなければならぬ。自分は障子の様なものであると悟つて、それから辛抱が出来て、立派に相續をしたといふのである。これと同時に第二に大切なことは、對者の身になつて考へることである。人を使ふ人、人を働かせる人は、使はれる身、働かされる身にも成つて篤と考へなければならぬし、又人に率ひられる人、人に導かれる人は、率ひる身、導く身にも成つて思ひやる必要がある、として鳩翁は茲にも亦、次の如き興味ある例話を掲げてゐる。或處に極端に奇麗好きの隠居があつた。拭き掃除がやかましくつて、障子の棧を蟲目鏡で調べ、日光が差し込んで埃が見えると、水を吹掛けた團扇で靜かに煽がせて、飛んでゐる埃を吸取らせる、といつた程の極端さであつた。では座敷が奇麗に成つて、家中が洒然としてゐたかといふと、さうでは無く、却つて、女中や奉公人が朝から晩まで拭き掃除に追はれて、一年中は煤掃暮らして、餘りの忙しさに、時には土瓶や油壺を引くり返へす、といつた工合で、却つて混雜であり不潔であつた、といふのである。これでは、折角の企圖が裏切られるばかりである。それは、自分の思はくだけが先に立つてゐて、働かされる先方の立場に成つて考へるといふことを毫もしないからである。

斯く、我身に立返つて思ひ廻らすことと、對者の身に成つて考へること、との二事を大切とす

る所以の根據に立入ると、鳩翁はこれを、人々の性能の相異と、随つて相互の依存協力の必要とに歸屬せしめてゐる。即ち、人は皆、その相互の間に氣質が違ひ、境遇が違ひ、年齢も職業も違ふのであり、随つて長所も短所も缺點も、それぞれに違ふのである。然もそれぞれに違へばこそ又互に相頼り相助けて、そして仕事が捗るのであり、生活に潤ひが出来るのであり、人情が豊かになり、世の中が進むのであるとして、次の巧みな話に喩へて、これを説いてゐる。それは、盲と聾とそして聾と、三人の不具者が、一室に集まつて酒を飲んで楽しんでゐた最中に、火事が近所に起つた。三人は唯だまごつく許りで、どうすることも出来なかつたのを、或人が駈着けて行つて、盲に聾を脊追はせ、聾にその盲の手を引かせて、それで危難を免れしめ得たといふ話である。この話の指示する如く、人々の立場や職業や氣質や材能等は、それこそ、その顔の互に相異なるが如くに千差萬別ではあるが、然し、その本心の誠に至つては一であり、その誠を盡すべき心構は何人にも共通である。茲を一つ篤と考へ悟らなければならぬと、特に力を込めて鳩翁が説いてゐる所こそ、吾々を引付ける重要な一點である。然し、誠を致すと思つてゐても、自分の心が徹底してゐないと、それは決して十分ではない。自分は誠を致してゐると思つてゐても、實を盡してゐないことに成るからである。として茲にも亦、或盲人の話を出してゐるのは、鳩翁そ

の人が盲人であつただけに、一入深い感懐を惹く。或盲人が朝早く、まだ暗い中に宿屋を立たうとすると、亭主が、まだ暗いから提灯を持つて行きなさいと勧める。盲人に提灯は要らないと言ふと、往來の他の人が行當ると危いからと答へる。成る程と思つて、提灯を借りて道の五六丁も行くと、向ふから來る人がはたと行當つた。提灯を持つてゐるのに突當るとは、お前は盲か大いに怒ると、先方はおれは盲ぢやないと反へす。それなら、どうしてこれが見えぬのかと、差出した提灯は、宿屋を出た門口で疾くに消えてゐた。といふのであつて、ちようどその様に、自分は可なり誠を致すと思つてゐても、それが十分に徹底してゐないと、本當の誠に成らない。その分別が大切だから、未成年者には教育が要るのであり、彼等を教へ育てて、分別の出来るやうに、精神を培ひ養はなければならぬのである。教へもせず育てもせずして、人らしい人に成らぬと、小言をいふのは、言ふ方が無理である。然し教育の大切なのは未成年者だけでなく、生長して職業に従事してゐる人達も亦、絶えず修養に努めなければならぬ。さうでない、我利我欲に捕はれて、至誠に徹することが出来ない。と説いてゐる所に、鳩翁の教育觀・修養觀が現れてゐるのであるが、茲にも亦一つの譬へ話が引かれてゐる。或振舞の席で、酒を嗜まない老人達の前に、亭主が、これでも召上つてと言つて、大粒の金米糖の入つた、南京の小染壺が差出され

た。一人の隠居が、然らば頂戴致しませうと、その壺を膝の上に引上げて、手首を突込んだ。少しきしむ様には覺えたが、無理に手を差入れて、さて摘み出さうとすると、手が出ない。色々にごち廻はして見ても抜けない。傍の人が騒ぎ出し、中にも氣の早い者が、司馬温公の故智に倣つて、壺を割つたら、そこらあたりで金米糖が散り亂れたが、御隠居様先づようございましてと、その手を見れば、抜けないのも道理で、金米糖を一杯掴んでゐた、といふのである。そして鳩翁は直ぐこの話に續けて、「つかんだものはなしさへすれば、自由自在に、手はぬけるものを、一度つかんだら、首がちぎれても、離すまいと、かた意地なうまれ付、それで自由自在の、大安樂が出来ぬのぢや。かく申せば、錢かねの事のやうなれど、つかむものは是ばかりではない。器量のよいのを掴み、かしいをつかみ、まけをしみをつかみ、家がらをつかみ、身代のよいのを掴んで、離すまいと、かつぎあるくに依つて、教へをさく事もならず、樂をする事もならず、慎みも出來ず、詮方なさに癪氣おさへたり、顔しかめたり、酒のんでまぎらしたり、さりとは、氣の毒なものでござります。壺わつて仕廻つてからは、何いうても詮ない事ぢや。云々」と述べてゐるが、全くその通りで、これは利欲我欲の問題だけでなく、廣く吾々の心の持ち方、氣の遣ひ方の全面に亘つて、深く考へさせられる所があると私には思はれる。とかく吾々は自己の立場、

自分の都合にのみ捕はれて、その見地から出發する方向にばかり、工夫に工夫を凝らして、ひたすら對者に向つて要求をなし勝ちのものである。對者も亦、その自己本位に思慮を練り、肝膽を碎いて對應する。それだから、對立が益々尖鋭化するばかりで、突詰めると、果ては、息つく隙も無い鏝せり合に苦勞の目を送るやうに成つて、安心立命といふ境地は得られない。そしてよく行かなければ、人を恨み、世を恨み、又自らを恨むに至つては、洵に心淋びしいことであり、淺はかなことである。茲はひとつ我執を去り、對立を捨てて我身に立還へり、對者の身に成つて考へるといふ反省と理會、推讓と雅量、一括して言へば、彼我一如の至誠に徹しなければならぬ。これを眞に、人事を盡して天命を待つものであり、それこそ、俯仰天地に愧ぢないものであるが鳩翁は、大學の至善に止まるとは、これであると教へてゐる。然し、至誠に徹するといふと、甚だ高遠な、玄妙なことの様に響くかも知れないが、決してさうでは無くして、道は最も手近かな吾々の身邊周圍、不斷の行狀の中に在つて、何人も、常に且直に實行し得るものであり、又立派にこれを行つてゐる人もある。然もその實例は昔だけでなく、現在の世に、それも遠國遠方ではなく、近國近郷に有つて、まのあたり、手本にすることが出來るとして、伊勢の龜山領川崎村の忠女おとせの事蹟や、越前の大野領西市村の孝子次左衛門の事蹟や、色々の實例を擧げてゐる。

そしてこれ等の事蹟の多くは、鳩翁躬ら、その場所に就て、その當事者・關係者に面接し、その詳細な行實のみならず、その奥底の心術に至るまで、つぶさに聴訊した所のものであつて、それをまざまざと描き出し、語り盡してゐるのであるから、これを聴く者は、又これを讀む者は、如實にそれを會得し、現在の我身に於て、平素の心構の上に、日常の行動の上に、これを實現することが出來、斯くてその立場に應じて、至誠を盡して安立の境地を打開することが出来るのである。これを要するに、至誠を盡して、その立場立場に安立の境地を開け、といふことが、殆んど送迎に暇無き程も夥多の寓話や實話を以て盛られてゐるこの續篇をば、貫き流れてゐる要領であり、一つの顯著な性格であることを、認めざるを得ないのである。

六

更に鳩翁道話續々篇を取つて見ると、これは大體の骨組としては、前にも一言した如く、中庸首章の章句の解釋講義である。鳩翁が、心學の素養の比較的にある人達に對して爲した道話にも、又晩年伊勢大廟に參詣した時宮崎文庫で奉納した道話にも、この中庸の首章を講釋してゐる所などから見ても、この篇が鳩翁の最も得意のものであつたやうであり、彼の抱懷してゐた思想の根本が充分に流露してゐるやうにも思はれる。そはとにかく、この篇に於ては、冒頭先づこの章の

最初の句、即ち天の命これを性と云ふ、性に率ふこれを道と云ふ、道を修むるこれを教と云ふ。を掲げ出して、これを、いかにも平易に解説してゐる。即ち、例へば茲に一本の煙管がある。篠竹と眞鍮とが集められて、一本の新らしい煙管となれば、それで煙草が飲めるといふ性がそこに具はる。それが煙管の性である。尤も煙草を飲まなければ煙管の用は無いが、煙草を飲むのには煙管を用ひる。それを用ひて煙草を飲む、それが煙管の性に率ふことで、即ち道である。所が、煙管も、始めの中は、その道がよく通るが、煙草を飲み飲みしてゐる中に、次第に脂が溜つて、後には詰まつて煙がよく通らぬ様になる。それでは困るから、これを掃除して、煙の通るといふ煙管の性を發揮させる。これが、教である。一括して言へば、天の命が新しい煙管であり、煙草の飲めることが道であり、それがよく通る様に掃除することが教である。と説明して、「させるさへ心のやにを掃除せず、がん首ばかりみがく世の人」といふ道歌を引いて、人々が修養すべき筈の所を修養せずに、要らざる事に憂身をやつしてゐる、と警めてゐる。それから中庸の直ぐ次の句の、道は須臾も離るべからざるなり。離るべきは道にあらざるなり。をも亦極めて平易に、次の如くに説明してゐる。譬へば、道は水の如く、人はその中に住んでゐる魚の如きものである。

魚が水を離れてしまへば、死んでしまふ如く、人は道に外れては、到底人らしい生活を全うすることが出来ない。俗に、合せ物は離れるといふが、合せ物だから離れるので、道と人とは合せ物でなく、道は人の生れ付きだから、外れるのが間違ひである。即ち吾々の身邊不斷の行状の中に存するのであり、朱子が、道は日用事物の當然行はるべき道理であつて、皆性の徳で、心に備はるものである、と註釋してゐるのも是であると説き、そしてこの意味合をば、或は故事を引き、或は寓話を用ひ、實例を挙げ、或は和歌を掲げ、俳句を出し、俚諺を挿み、縦横自在に、何人も會得し得る様に説いてゐる。殊に教といふことに因んで、神道も儒教も佛教も、それぞれに妙即ち言ふに言へない良い所があり、各その趣が違ふやうであるけれども、詮ずる所、人を教へて、善を勧め惡を懲らす點に至つては、三教一致であると述べてゐる。そして、これを受取る方に即していへば、修養が必要であるとして、茲に慎獨の工夫の大切なるを、次の如くに説いてゐる。獨を慎むとは、他人が見てゐやうが、ゐまいが、自ら我が心を慎み修めることである。然るに吾は、他人の見る所、聞く所では、随分用心するが、他人の見ない所、聞かない所では、一向慎まない。これは間違つてゐるので、實は他人の見聞きしてゐない所こそ、至つて大事な晴れの場所である、と言つてゐる。蓋し、慎み修める所のものは、我が心であつて、他人の見聞では無い

からである。然し慎獨といつたからとて、唯だ戦々恐々として、おののいてゐることも無ければ、又徒らに退嬰して思念に沈む、所謂引込思案がそれでも無い。却つて實際の生活に就て、考深く、慎深く、その業務を着實勤勉に取運ぶことである。更にその工夫を詳しく言へば、省察即ち反省して慮るといふ、心の入れ方であるとなし、これ等の意味合を具體化させ實踐化させるべく、鳩翁は色々の例話を使つて、極めて巧妙に且平明に説述してゐる。例へば、或家の女房が、深更に暖爐の前に坐して粥を煮てゐたが、その煮え加減を見るのに、誰一人見る者無さに拘らず、綺麗な箸で粥を少し摘み上げ、指先で押潰して試み、決して口中に入れない。折しも、この家に忍び込まうと、戸の隙間から覗いてゐた賊がこれを見て、その慎深いのに感心して逃げてしまつた。これは、人の見聞してゐない所こそ晴れの場所たる證據である。これに反して、或貧寺の住職が、急に賽錢を集めようと思つて、子安観音だ、辨財天だ、大師様だと、様々に本尊の看板を塗り代へ掛け替へした所が、參詣人はおろか、猫の兒一匹も來なくなつたといふ話は、漫りに他人の見聞を惹くことが成功の道で無いことを示してゐる。又播州三草の某老農、種籾の選び方及び扱ひ方を非常に注意深くしたことが、他の村人達よりも優れて收穫の多かつた原因であつたといふ實話は、考深く實務に盡すことこそ、慎獨の工夫の要領であることを領づかせるし、更に飛

彈の山の中で、槍のへぎを細工して渡世としてゐた男が、山伏の姿で現れた者に逢つて、驚いて「天狗だな」と思ふと、その山伏が「おれを天狗と思つてゐるな」と聲を掛ける。「これは、いやなことだ、早く逃げて歸らう」と思ふと、直ぐ又「いやなことだ、早く逃げて歸らうと思つてゐるな」と呼ぶ。細工人が周章して、長いへぎを撓めて、急に荷ごしらへをする時、そのへぎ板が一枚手から滑つて、圖らずも天狗の鼻に當つた所が、こんどは天狗が吃驚して、「さてさて、お前は氣の知れない男かな」と言ふかと思ふまに、消え失せたといふ話は、念慮が起ると忽ち判るが、一念萌さなければ心を知り難いことを會得させてゐる。又これは鳩翁が若い時江戸にゐた頃、隣家で起つた出来事だと言つて述べてゐるが、或吳服屋の手代が、店の帳簿に二十兩許りの穴を明け、どうして填めようかと思案してゐる矢先に、二百兩の爲替手形を請取りにやられ、現金を手にしたのに、更に悪心を起し、それをその儘懐にして二三日隠れてゐ、それから高飛をしようと思ひ、懇意の料理屋に行つて遊んでみたが、酒を飲んで、心の疵が胸につかえて甘くないし、三味や太鼓の音を聴いても、氣が咎めて陽氣にはなれず、芝居でも觀たら紛れもするかと、取巻連の勧める儘に芝居見物に出掛けた所が、その日の狂言は、敵打つゝれの譽といふ外題であつて、主人思ひの二人の若黨が、自分の妻を賣つて調達した金を主人に提供して、御恩報じをしようといふ、實に忠誠一徹の血と涙との愁歎場であつた。それを見せつけられると、かの手代の心の底に猶一抹残つてゐた良心の閃きが、茲に油を掛けられて、後悔の念は焰と燃え盛り、胸に込上げて来て、居ても立つてゐられず、直ぐそこから飛び出して、主人の家に駆けつけ、振り落ちる涙と共に一部始終を自白して、詫を入れたのである。然るにこの主人は譯の判つた仲々の苦勞人であつたと見え、深く將來を警め誓はせて、又使つてやることにしたので、この手代は一層奉公に勤しんで、遂に一人前の立派な商人に成つた。といふ話は、省察の工夫に就て機微の點を訓へてゐる。二百兩といふ大金の放つ奇しき光が、既に二十兩の穴を明けて腐つてゐた心の眼を眩ませて、益々惡の荆道に深入して行く、その所といひ、又主人思ひに肝膽を砕く愁歎場が、咎める良心の萌しに拍車を掛けて、翻然として悔悟する、その點といひ、善にまれ、惡にまれ、眞に機微の間に働くそのきつかけに意を留めて、心の鏡を磨くべき省察の工夫を、力強く示唆してゐるではないか。

この吳服屋の手代の説話もさうであるが、更にこの篇の卷の三、上下二冊に亘つてゐる貞女お石の説話に至つては、これを極めて詳密に展開して行く途すがら、次から次へと、力強い教訓を挿み込み植付けて行つてゐるのであつて、所謂模範人物に依る傳記本位の修身教授案例の典型と

言つても、敢て過言ではないと考へられる。お石は、周防國吉城郡岩淵村の百姓伊八の妻であるが、その夫伊八が、元來心行きに至つて良く無い者で、家業たる農耕を嫌ひ、高七石の耕作をば女房一人に任せて、自分は放埒三昧にその身を持崩し、これが爲に身内には甚だしき迷惑を掛け、近郷近在の人達からも、毛虫の如くに嫌はれたのである。それでもお石は少しも恨みず、夫を諫めつつ、高七石の耕作と、亭主の浪費の跡始末と、そして両親への孝養とに、實に健げな奮闘努力の日を送ること六年。その辛勞苦勞の有様を、里の親達が視るに視兼ねて、離婚を勧めたけれども、一旦嫁したことであるから、夫を改めさせるのが妻の務であると、言つて肯じない。その中に伊八は、一攫千金を夢みて、新しい事業を企て、下關に渡る途中、船が難破して行衛不明になつてしまつた。お石は、まだ二十二歳のうら若い身一つを以て、よく舅姑に事へ、一生懸命に家業に勤しんでゐたが、不幸は尙も彼女を見舞つて、舅姑相尋いで長く患ひ、果ては両親共に腰抜になつてしまつたのであるが、お石は、かひがひしくこれを介抱すること十有一年。然も晝も夜も両親の介抱に手が掛るので、農耕に出ることが出来ない爲、己むを得ずして田畑を他に托し、自分は手業を營み、雜用に雇はれなどして、困窮の中に病親を養つたのであつて、眞に至誠盡瘁の十有一年であつたのである。その篤行が領主に聴えて、遂に表彰せられたのである。然もお石

は、斯かる辛苦の間にも、かの不明になつた夫の行衛をば、力を盡して探し求めて己まず、幸にも、命長らへて長崎に居ることが判つたので、村の人達が、お石の篤行を感ずるの餘り、惣代を選び、嘗ては彼等が毛虫の如くに忌み嫌つた伊八を、連れ戻しに行つたのである。さすがの伊八も深く感動し、歸つて來てからは、全く改悛して良い人に成つたのである。これ等の傳記は、適宜に段落を切り、その間に更に小話を挿んだり、或は道歌に纏めたりして、色々の教訓を隨處に活かしてゐるのであつて、正さに人物本位の道話の模式である。

そして隨處に活かされてゐるこれ等の色々の教訓を、貫き流れてゐる一つの基調とも成つてゐる大きな眼目は、實に、職分業務の中に修養を如實にするといふことであり、然もそれは、男女の別なくさうであるといふ、いとも力強き教である。抑も職業と修養とを別の世界の如くに考へることは、實際に於て隨分あることであり、甚だしきは、職業を苦勞の生活と見、修養慰藉の天地は別にこれを求めるといふ見方も、無いではない。然し長くも無い人生をば、斯く二つの領域に別けて考へるのは、果してどうであらうか。鳩翁の教から行くと、業務職分の中に修養慰安の天地を見出し、安心立命の契機をば、職分業務の上に摺むのであるから、これは修養即生活であり、勤勞即精進である。斯くて、職場が取りも直さず修養の場所である限り、たとひ仕事をして

ゐる中に斃れて、それこそ、職場から墓場へと運ばれても、さまで悔いる所が無い譯である。尤も鳩翁は、前にも指摘しておいた如く、その道話の中にも隨處で、心學の修養を勧めてゐる。がその心學は畢竟、修養と職業とをよく結び付ける修業であつて、所謂本心に従ひ、職業に精を出して勤めよ、それが狙ひ所であると教へるものである。現に彼は、「學問の極功、聖人の能事も、この外にあるのでは、ござりませぬ。」と告げ、「あすもまた朝とく起きてつとめばや、窓に嬉しき有明の月」との道歌を高らかに謳つてゐる。この見地は、嘗に鳩翁道話續々篇のみでなく、實にその正篇及び續篇の底にも脈を打つてゐる一つの基調であつて、吾々が鳩翁道話の故きを温ねて、現代に活用し得べき着眼の一つの新しき點であると、私には考へられる。獨り鳩翁道話のみならず、凡そ梅巖以來、石門心學の教を貫き通してゐる大きな特色である。言ふまでもなく、職分業務とは、實業實務のみを指すのではなく、廣く國民の本分と解すべきであらうから、兒童學生には課業が職分であり、又老人が家事を助け兒孫を導くのも、業務と見られ得るのである。即ち吾等は老弱男女を論ぜず、その本分の中に修養を積み、修養に由つて業務を全うする。この相即不離の關係は、生涯續くのであつて、職業と修養とは、一生に亘る同じ旅路の道連れである。斯ういふ意味に於ての修養こそは、どんな忙しい身にあつても、どんな逆境に立つてゐても、生涯續

けて行かなければならないものである。纏めていへば、職分業務に即して生涯修養を続けよとは、鳩翁道話の續々篇のみならず、その正篇・續篇もの全部に遍滿してゐる大きな精神であり、これを頗る平易に且具體的に教へ示してゐるのが、鳩翁道話そのものの最も著明な性格である。

以上は、鳩翁道話の構造及び性格に就て、私の瞳に映つた若干の點を舉示したのであつて、無論その内容の全幅を紹介したものは無い。斯うした述作は、色々の觀點からして様々にこれを掴むことが出来るのであり、随つてその精神趣旨を現代に復活し善用すべき方途も亦、元より一にして足りないと思へるから、教育家の御研究を希望する次第である。因みに鳩翁道話の刊行本は、前にも一言しておいた如く色々あるが、刀江書院から出された鳩翁遺稿が、就中最もよいと思はれる。然しこれは限定出版であつて、今日では容易に手に入らない。叢書類の中に収録されてゐるものは幾種もあるが、單行本としては、石川謙君によつて校訂せられた岩波文庫中の鳩翁道話が最もよい。これは直ぐ手に入るものであるから一讀をお奨めする。(教育學研究第五卷第一號及び第二號掲載、昭和十四年一月二十日修訂)

参考文献

鳩翁遺稿

第六篇 鳩翁道話の構造及び性格

柴田謙堂著——石門心學提要

白石正邦著——石門心學の研究

赤堀又次郎編——心學叢書

文部省社會教育叢書——心學講合の普及に關する調査

日本精神史論纂——石川謙著——柴田鳩翁の生涯と其の心學思想

同上——田邊留藏著——梅巖教（心學）の本質

心學參前舍發行——心學

第七篇 佐藤信淵の教育思想

ここに佐藤信淵の教育思想を敍するに當つて、この偉大な農政家であり、世にも稀な活動家であつた信淵その人の生涯について、その概略を先づ以て一言しておくのは、この場合決して徒爾ではないと考へる。信淵は通稱百祐、字は元海、椿園と號し、融齋又松齋等の別號もある。安永二年正月三日を以て、出羽國雄勝郡西馬音内前郷に生れた。その家は世々醫を業としたのであるが、高祖歡庵が、人民凶荒のために餓死する者の多きに際して、深く感ずるところがあり、慨然奮發、初めて農政の學を研究し出したのが、佐藤家家學のそもその始である。曾祖父元庵、祖父不昧軒、父玄窩と、累代その遺業を繼承して、それぞれ特色を發揮するところがあり、就中不昧軒は、鑛山學にその力を注ぎ、遂に享保十七年の夏、秋田の阿仁銅山で、瓦斯爆發のためにその職に殉じたのである。その孫に當る信淵は、幼にして父玄窩に従つて江戸に來り、宇田川榕齋に就て蘭學究理の説を學び、兼ねて經史を涉獵したのであるが、勤勉努力、よく高祖以來五世二百余年の家學を集大成したのである。随つて、その述作は頗る多く、瀧本精一博士が、日本經濟

大典の中に収録されたものだけでも、その第十八卷に漁村維持法、鍛造化育論、坑場法律、經濟要録、物價餘論、別本物價餘論、物價餘論簽書、混同秘策、垂統秘録の九部、その第十九卷に經濟問答、復古法、子壺に答へる復古法、復古法概言、復古法問答書、權貸法、農政本論、草木六部耕種法の八部、合計十七部であるが、その以外にも随分ある。尤もこれ等の中には、父祖累代の遺稿を加除訂正して纏め上げたものも多いが、又信淵自著のものもある。これらを見ると、いかに思想豊富な上に、精力絶倫の人であつたかを想見するに足るのである。

信淵が更らに刮目すべきは、彼が單なる書齋の人ではなくして、むしろ實物實地に徴驗して、經世濟民の方途を立てたことである。信淵は實に四方に歴遊して、その席暖まるに暇無く、然も到る處に氣候を驗し、風土を辨じ、絶えず力を各地方の産業開發に竭した。閑農雜報の所記に隨へば信淵は、寛政の初には津山侯に謁して、ために弊政改革記二卷を著はし、又上總に進んで、九十里濱の漁撈法を論じ、かの漁村維持法はこの時に出來たのである。文化年間には、尾張藩に往き、居ること一年、ここで開物論七卷を作つたし、翌年は佐竹侯のために、秋田の物産を江戸に運送するの海路を開いた。次には、薩州藩のために薩藩經緯記を書き、又農政本論を草して、その重臣猪狩央氏に呈したのである。更に小金牧の牧士に牧馬の法を授けたが、爾後この地から良

馬が産したといはれ、又九州に遊んで、有馬侯のために筑後川の水害を防止する法を講じ、八頭牛の製方を授けた。天保八年には、三河田原の領主三宅侯の請を容れて、その封内を巡回し、耕種法を講明し、田畯年中行事二卷を著して、その有名な家老渡邊華山に與へた。同九年には土方氏の請を受けて、伊豆・駿河・三河の物産土性を巡察調査し、その翌年には、伊豫宇和島の藩主伊達侯の需に應じて、責難錄二卷・種樹園法三卷を草した。同十一年には、丹波綾部の城主九鬼侯の聘によつて、その封内を巡歴して農法を説示し、一村毎に社倉を置くことにし、又長州侯のために、三田尻の海濱を改修して、大いに鹽田を起した。更に大阪の富豪鴻池善右衛門を勸めて、新田を開墾させたこともある。眞に、憩ふ暇さへ無き目ざましい活躍であると言つてよい。かくの如く信淵は、その足跡殆ど海内に遍く、到る處に開物成務の方途を授けたのみならず、時には又列侯のために兵法をも講じて、その海防火技の術には、古人未發の見が多かつたとさへ言はれる。嘗て西洋諸國の事情を研究して、西洋列國史を著はし、又禦侮儲言・水陸戰法録・三銃用法論等をも書いてゐる。閑農雜報の記者は更に筆を進めて、次の如くに言つてゐる。信淵は天資豪邁、克く物に耐へ、毀譽得喪を以て意に介しない。その言説を君相に進めるや、容れられないことがあつても、肯てその説を曲げて世に阿ねることをしない。吾が説今日に用ひられずとも、後世英

雄の君起るあらば、必ず家學を以て宇内を一新すべきであらうと言つてゐた。その四方に奔走して寧處に暇が無かつたけれども、亦膏油を焚いて夜を日に繼ぎ、その手は筆を放たず、畢生の心力は著作に注がれ、亡慮三百餘種の夥しきを成した。就中、宇内混同秘策と垂統秘録とが、最も大きなものであるが、散佚して傳はらないものも亦多い、云々。まことに以て、信淵の豪壯な意氣と非凡な精力とを窺ふに足るではないか。信淵は、嘉永三年正月六日に、八十有二歳の高齡を以て江戸に歿したが、その墓は淺草區森下町の松應寺にある。明治十五年六月、畏くも正五位を贈られたのである。

信淵は、真にいみじき經世家であつて、その意圖は、正さに富國強兵にあつたのである。その混同秘策に於て、世界の各國は、野蠻蒙昧の域に沈淪して、暴虐無道な惡政の下に苦んでゐるから、これを救濟するのは、我が皇國の使命であると論じてゐる。この經世論からして、彼は教育論にまで立入つたのである。その教育論は、垂統秘録の中に、やや纏まつた形を取つて述べられてゐるのであつて、先づ國家に須要な人材の養成に關しては、次の如くに論ぜられてゐる。

凡皇都を建る法は、皇城は中央にして西に皇廟あり、東に大學校あり、北に教化臺あり、南に神事臺あり、又其南に太政臺あり、學校の東には農事奉行・物産奉行・百工奉行・融通奉行の

四府を列し、西北には陸軍奉行の府ありて、陸軍三十六營悉く皇城の西北を圍繞す、東南には水軍奉行の府ありて、水軍三十六營悉く皇城の東南を圍繞す。

凡大學校は造建美麗を盡し、此にも造物主三神、及び日の神並に天古屋根神・天太玉神等を其中央の奥に安置し、其前面に高く法座を設く、是れ教化大師の日々法教を講談する處なり、法座の上には寶蓋を釣り、左右には金花を飾り、珠玉金碧の精工を究極し、人目を眩耀するに宜し、是れ此大師は造物主に代て産靈の大道を説示し、蒼生をして天地の至理を開悟せしむ、尊敬すべきの最上なり、大師の出入幸行必ず音樂鼓吹あり、大師の行路は三臺共に必ず音樂あり、中師以下の法は、中師と雖ども必ず音樂あり、産靈の法は教化を以て專一とするが故なり。下は遠國の行に非れば鼓吹なし、只教化臺の

傍に一箇の玉座を設く、是れ時々天子も親ら出て聽聞する處なり、中師・小師・亞師等の出て説法する時は、右の高座に上らずして高座の前に別に講座を設るなり、總て天下に下す所の制令詔語等は悉く大學校より觸れ出し、且又諸官人等の選舉も學校の政なるを以て、講堂の後ろには一箇の會議堂有て、天子及び三臺・三府の官人悉く會聚して政事を議すること有り、會議既に決定する上は、大事は必ず宗廟に祭告して而して後に行ふ、小事は即ち施行行ふ、諸役人の選此にて決定の上は三臺の大師・中師・小師及び六府の奉行は、必ず皇廟に於て之を命

ず、天子及び三臺の小師以上、六府の奉行列座し、太政大師之を申渡す、又清官は亞師以下、中清官以上は各其の小師以上列座にて、皇宮の廳事に於て中師之を申渡す、六府の官人も、六位以上は其府の官人列座にて、皇宮に於て奉行之を申渡す、清官も俗官も下輩は其臺其府に於て各之を申渡す。

凡教化臺に大師の法官を造營するに金碧の精好を盡すべし、中師・小師・亞師・上官・中官・下官の官亦次第に此に亞ぐ、清學生の居舍も亦清淨にすべし、學校の生員は清俗を論ぜず悉く此臺の支配なり其學徒兼て誠明・神祇・儀禮・音樂・法律・武備・醫術・天數・地物・通譯の十科を立て、各部廠を分て之を習隸なほしめ以て術業を廣め、其上達したるを簡拔て三臺・六府の官員に補任す、故に此臺は天下の人材を教育して天下の大用を辨ずる要務なれば、生徒の盛なること知るべし、古來此臺の制度なきを以て英傑の士を生ずる事少し、天の高材を生ぜざるに非ず、假令ば明玉の泥中に沈むが如く、惡政の爲に濁濁せられて其明を發すること能はず、野に遺賢の多きも皆此制の無きが故なり。

諸國諸州の學校も、只是れ此臺の小なる者にて、小師・亞師或は上中下の清官、處々に散居して學校の政を行ひ、人材を教育して之を皇都に貢舉し、且又風俗を美にして蒼生を安じて産

靈の御魂を弘むべし。凡諸侯の封國內の學校には、教化師の其國主より一等重きを置くべく、即ち國主は從一位なるを以て中師を置く、中師は正一位なり。

これは教政合致の見地であり、又觀方によつては、かのギリシヤのプラトーンがその國家論に披瀝した哲人政治の見界とも、一脉相通するものがあるとも見られ得るであらう。

富國強兵の基礎が一般民人の教化にあるとする信淵の意見は、泉原法といふ標語の下に、頗る力強く言表されてゐる。尤も、ここに教化とは、單に未成年者に對する心意の教育をさすのではなく、むしろ、一般成人に對する生活改善の指導であり、自力更生の鼓吹であり、村落建直しの實現である。隨つて、經濟と道德とを包み、勤勞と啓培とを合せ、職業と修養とを兼ねてゐる。物心の兩面に亘つてゐることは、元より言ふまでもなく、要は、振興の基本を生産におくものであつた。かうした意味に於ての啓蒙開智こそ、一般民人に對して、信淵が加へようとした教化の意圖に外ならなかつたのである。そして、それは混同秘策の附録に、泉原法略説と題して、次の如くに述べられてゐる。

此法は、我家經濟學の極意にして、國家富盛の統を子孫に垂れて終古に衰微すること無からしむべきの大事なり。故に書に著すまじき秘訣なれども聊茲に其大意を示す。抑此法は孟子の原泉混々不_レ含_二晝夜_一、盈_レ科而後進、放_二于四海_一、有_レ本者如是と云ふ語より發端したることに

て、江海も其原は僅なる沸泉なれども、混々として滴り出で、晝夜含ざるときは科に盈ち、進み流れて漸く小川と爲り、數萬の小流を會同するに及んで、滔々として天に漫るの蒼海となるに至る。凡そ小を積で含ざる者の無量の廣大を致すこと斯の如し。國家を領する者の境内を富實する法は全く此に同く、百姓一人にて勤る所の業は其事小なりと雖も、國家數萬人の心を一にして其力を合せ、毎日舍こと無く蓄積を事とするに及では、些細なる物貨を積むと雖ども、年數を累るに従ひ漸々廣大の蓄積を致す、國家を領する者は深く慮からずんばある可からざるなり。凡萬家の邑は十七八歳以上の男女あること三萬人に下らず。講師能く其士女を教化して、天恩時報の爲に毎日二刻づゝ手足を勞するものならば、譬ば繩を絢ひ草履・草鞋を造り、苧を紡み絲を採とも、一日一夜の中三錢か二錢の働きの出來ずと云ふことは決して無き者なり。若夫れ一人にて二錢づゝを講談所に奉納することなれば、三萬人の奉納錢毎日六十貫づゝにて、一月積錢千八百貫、一年には二萬千六百貫にて、此を金にすれば大略三千六百兩許なり。此金に年一割半の利足を加て積立れば、十年の間には七萬三千兩餘の大金と爲る。凡そ垂統の業に従事して泉原の法を行ふときは、其領内萬民の積金を悉く講談所に集め、領内の富豪なる百姓十餘人を撰で世話役と爲し、別に勘定方・記録方等の役人を置いて諸帳面を精密にし諸勘定を嚴明にして、集り金・利金・借附金等出入の數を改めしめ、講師時々此を閱實す。且領主よりも番兵を遣し講談所と金錢及米穀等の倉稟を警衛す。凡そ泉原法を行ふには、先づ十年の間は領内の貧民を救ふも施行を大にすること能はず。十年を経るに及では積金頗る多きを以て、乃ち第一に養育館を立て、遍く貧人生所の小兒を此處に集て此を養ひ、其父母をして家業を勉強するの障害なからしむ。凡そ百姓及び職人等に七八歳以下の小兒あるは、甚だ家業を勤る障害になる者なり。宜く此處に集め置て此を養ひ存分に働かしむべし。此の如くするときには、國産の興ること常に倍する者にて、婦人の働自在なるが故なり。夜中は其小兒を家々に提げ歸るも勝手次第にすべし。小兒を養育することには種々の秘事多く、紙筆に盡すべき所に非るなり。(中略)泉原法は垂統法中の最も緊要なる者なり。故に輕率に論談すべきの事に非ず、是を以て茲に唯其大意を略記するのみ。然れども其講師の萬民を教化して天地の恩と國君の恩とを頌謝し、咨嗟咏歎して境内の老若男女を道德に歸服せしめ、各々己が心より自然報恩謝德の念を感發し、赤心報國の至誠を以て組立る所の業にして、小を積で大を成すの術に外ならざるのみ。凡そ永久に傳ふべきの業は上下共に至誠の道を盡し、小利を積で大利を致すの策より良なるは無し。抑小利を積で大利を成すの永久の國益たることは、誰人か此を知らざらん、唯其此を積むに法あ

して、集り金・利金・借附金等出入の數を改めしめ、講師時々此を閱實す。且領主よりも番兵を遣し講談所と金錢及米穀等の倉稟を警衛す。凡そ泉原法を行ふには、先づ十年の間は領内の貧民を救ふも施行を大にすること能はず。十年を経るに及では積金頗る多きを以て、乃ち第一に養育館を立て、遍く貧人生所の小兒を此處に集て此を養ひ、其父母をして家業を勉強するの障害なからしむ。凡そ百姓及び職人等に七八歳以下の小兒あるは、甚だ家業を勤る障害になる者なり。宜く此處に集め置て此を養ひ存分に働かしむべし。此の如くするときには、國産の興ること常に倍する者にて、婦人の働自在なるが故なり。夜中は其小兒を家々に提げ歸るも勝手次第にすべし。小兒を養育することには種々の秘事多く、紙筆に盡すべき所に非るなり。(中略)泉原法は垂統法中の最も緊要なる者なり。故に輕率に論談すべきの事に非ず、是を以て茲に唯其大意を略記するのみ。然れども其講師の萬民を教化して天地の恩と國君の恩とを頌謝し、咨嗟咏歎して境内の老若男女を道德に歸服せしめ、各々己が心より自然報恩謝德の念を感發し、赤心報國の至誠を以て組立る所の業にして、小を積で大を成すの術に外ならざるのみ。凡そ永久に傳ふべきの業は上下共に至誠の道を盡し、小利を積で大利を致すの策より良なるは無し。抑小利を積で大利を成すの永久の國益たることは、誰人か此を知らざらん、唯其此を積むに法あ

り、此を守るに律あることにて、此法律の極良なる者に非れば、此を積立てんことを欲すと雖ども廣大に致るを得ず、皆散亂して消失する者なり。(下略)

夫れ一人の力を以て日々一錢の僅なるを積み、此を日課にして間斷おこなこと無く、永く勤て利倍するときに百年の間には十六萬餘の大金と爲る、況んや一國の萬民皆其心力を同くして積立るの永業に於てをや、争でか無量大數の金錢を致して境内を富盛せざるの理あらん哉、故に國家に主たる者に我が家の經濟學を尊信して、學校を設け講師を敬ひ、教化を施し百姓を慈み、泉源の法を行ふ者あらば、年數を経るに従ひ境内次第に富實充滿し、後には無雙の隆盛國と爲り永く衰微すること無かるべし。

そしてこれが方策としては、第一には、この引用文中にも見えてゐる如く、養育館を立て、貧家の兒童を遍ねくここに集めて養育すること、第二には、療病館を立てて、遍ねく國內の人を疾患に苦ましめないこと、第三には、廣濟館を立てて、遍ねく國人の困窮を救ふこと、第四には、産物館を立てて、盛に物産を起すこと、第五には、製造館を立てて、有用の貨物を夥だしく造出すること、第六には、交貨館を立てて、互市交換を盛ならせること等が、提案されてゐるのである。これらの事柄は、信淵が得意の復古法の組織的叙述たる垂統秘録の中に整序敷衍せられてゐるが、就中、直接教育に關する事項だけを擧げると、その最後の小學校篇に於て

先づ諸國諸郡の鄉村凡そ其高二萬石有餘の土地には、必ず小學校を立てて、教化臺より上清官一員、中清官二員、下清官四員を置き、以て童蒙を教育し、神祇・太政の二臺よりも各中清官一員、下清官二員づつ出役して其事を補佐し、且其近傍の村々に各教育所を立てて其小學校より三臺配下の保護下官一名づつを置き、童子及び衆民を教諭し、且つ其村の神事を行ひ、善を賞し惡を罰し、以て三臺の政事を嚴にす、凡そ教育所に男兒の俊秀なる者ありて八歳に及ぶときは、必ず此を小學校に致し、洒掃・應對・進退する禮儀を教へ、四書・小學・近思錄を始めとして六經の素讀を授け、又時々村々の人民を會して道學を講じて、篤く人倫を修むべきを教誨す、即ち父子有_レ親、君臣有_レ義、長幼有_レ序、夫婦有_レ別、朋友有_レ信の所以を以す、其の下民の子たりと雖も、衆に傑れて英敏なる童子をば、別に復た撰で學問及び文武の諸藝を習はしめ、十五歳に至るに及では、此を王都の大學校に貢獻して進士となし、益其學藝を勉強せしめ、以て國家の有用に備へ、其他凡庸の小兒は此を其家に歸し、其好む所の産業を習はしむるなり。抑此小學校は教化臺の出張所にして、童蒙及び衆民を教育するを専務とすることなりと雖ども、三臺の官人皆此に同直するを以て、其配下なる鄉村の諸神事を勤め行ひ、且つ勸善懲惡の

政事を悉く執行ふべき官署たり、是に由て陸軍府より都尉一人、卒頭四人、精卒百人づつ交代在番し、武備も嚴重にして不虞を警む、且つ其配下の村々に非番の事件あるときは、速かに此を小學校に達して其下知を受けしむ、故に牢獄を設け刑罰をも行ふこととす。

且又此學校の門前には融通府の官署を設け、官人出役して市街を開き、商民別居して種々の貨物を交易し典當所を置いて質をも取らしめ、又此市街の中に酒・酢・醬油・豆腐・菓子等を造釀する者及び染匠・大工・塙工・桶工等の匠民をも居住せしめ、又車馬も人夫の用を達する白民も亦此に居る、若又港津に濱するの市街なれば、舟民・漁民をも此に居らしむべし、故に製造府・水軍府等の官署をも設くべし、唯其農家・樹家・礦家の三民は市街に住せしむることを嚴禁す、是を以て商民に命じ毎日田舎を巡行して交易を勧めしむ。

又此學校の配下に廣濟館ありて、遍く萬姓の極窮を贍給し、療病館ありて衆民の疾苦を救ひ、又慈育館ありて貧民の小兒を養育し、且つ村々に遊兒廠を設けて小兒を遊ばしめ、又教育所ありて萬民を教化し、善を褒め惡を糾して民の患苦を除く也。

と述べてゐる所を観ると、その所謂小學校は、單に教導化育の場所であるのみならず、政事信仰の中心であり、行刑交易の場所であり、又療養救濟の場所でもあり、一括して、社會事業の要樞として考へられてゐたのである。その廣濟館や療病館に就ての記述は、ここには省略するが、慈育館・遊兒廠・教育所に關するもののみを拔萃すると、慈育館については

慈育館は、貧民の赤子を養育する官署也、都下にも此を建つべく、偏土は大抵高一萬石許の土地には三箇所も立置て、小兒を養育する也、其制四方に塙或は垣を構へ、其内に長屋を幾棟も建て、又其長屋を仕切り番附を爲して、部屋に七八人より十人許までの小兒を置も佳也、世話人には其近傍・諸村農家の老男夫、或は老婦人の未だ極老衰弱に至らざる者、及び柔弱にして家業に疎き者等を集て此を用ふ、且つ其館内の官署には、三臺より保護の下官各一人づつ出役同直して慈育の事を司どり、凡そ村々の教育所より名札を添て送來る赤子を受取り、即ち一番二番何れの部屋にても此を置て養育させ、其兒の居る部屋の表に其名札を掛け置なり、故に其兒の父母を始め親族たる者は毎日其部屋に行て、菓子或は遊び物等を與るも自在ならしめ、後又其兒を家に呼び歸さんことを欲して其官署に訴るときは、此も亦願ひに任かする也、凡右小兒の衣食は悉く官府より此を給するなり。

且又右小兒を哺育する乳汁は、牛乳に山慈姑の細末と水飴とを調和して製したる者にして、小兒を養ふに甚だ利益あるの良法也、凡そ乳汁を飲ましむることは、出生してより大抵十八箇

月にて宜しき者也、然れども虚弱なる小兒には、二十五箇月も用ふることあり、其後は糜粥と菓子とを用ひて養ふべし、而して又小兒を此館にて養ふは、出生より四五年の間也、既に四五歳に至るときは、此を遊兒廠に遣はして遊戯せしむるを例とする也。

と言つてゐるが、この事に關しては、信淵の他の著たる漁村維持法の中にも

先づ第一に養育館を處々に造營して士民を論ぜず貧人生む所の小兒を此所に集め此を養育し、其父母をして、家業を働くに障碍無からしむべし、凡そ百姓及び諸職人等に、七八歳以下の小兒あるときは、甚だ家業を勵むの障碍となる者にて、存分家業を勤ること能はず、故に小兒を此所に集め置いて此を養ひ、夫婦の者共存分に家業を働かしむべし、此の如くするときは、貧人も妊兒墮胎陰殺することなきを以て、人別の増し加はること極て多く、又其國産の興ること以前に倍する者なり、何となれば、婦人の働き自由なるが故なり、且其小兒を夜分は家に提歸抱寝するも勝手次第にすべし、此小兒を養育する始末には、種々便良なる方法多くして、此冊子の盡すべきに非らざれば、聊か其趣きを示すのみ。

と述べてゐる。合せてこれは、全く今日の養育院である。次に遊兒廠については

遊兒廠は小兒を遊樂せしむるの堂也、都下にも此を建つべし、偏土にては凡そ高一萬石計り

の土地には、二十箇所もあるを宜しとす、其造方は四方に垣を構へ、其中の一方に五六間四面なる家を造りて小兒の寢所とし、慈育院に齊しく、老人及び力作することの叶はざる柔弱者等を役して保護せしめ、衣類・食物は皆悉く官より此を賜ふ、此堂に遊ぶ小兒は慈育院より來るのみならず、其父母の家にて養はるる小兒も、亦晝の間は此所に遣はして遊ばしむべし、然らざるときは大に父母の業を營爲する障害を作するを以ての故也、又此堂に小兒を遊ばしむることとは四五歳より七歳迄を限りとし、八歳に及べる者は、皆其村の教育所に引き渡すべし。

と言つてゐる。これは又、大體に於て今日の幼稚園、少なくとも今日の託兒所の考に外ならないのである。今日の託兒所は、歐米では最近の施設であるが、これよりも遙か以前に當つて、實に我が佐藤信淵によつて、それが提唱せられてゐるのは、注目すべきことと言つてよい。更に教育所に至つては次の如くに述べられてゐる。

教育所は、凡そ其高千石許の土地に一箇所づつを設くべし、其制全く寺院の如き物也、此も三臺より各保護下官一人づつ、及び本事・開物の二府よりも下官各一人づつと相同直し、各其本分の職事を行ひ且つ村内の貧民其赤子を養育すること能はざるを見れば、即ち其赤子を慈育館に送り、或は病疾あるものをば療病館に遣はし、或は醫を請て此を治せしめ、又老人及び廢

疾の者、或は鰥寡孤獨、或は火難水難等にて困窮する者あれば、急速に此を廣濟館に通達し、米錢及び入用の諸物を賜りて其難を救濟せしむ、但し此等の事は同直一統にて計らふ也、教化臺の下官は此官の上首に坐し、村内の八歳以上に及べる男女の小兒を集めて、筆算及び雜書の素讀等を教へ試み、其才質英敏に見ゆる男兒をば、小學校に遣はして勤學せしめ、自餘の小兒は成長に従ひ其好める業に就かしむべし、且又時々百姓等の老若男女を會集して、父子・君臣・夫婦・長幼・朋友の人倫を教導すべし。

又神祇臺の下官は、其村々の年祈祭・としひまつり・零祭・あまごひまつり・報恩祭等を始めとして諸々の神事を行ひ、且つ其村出生の小兒に名を銘し、且つ小學校に願ひて此に錢米を賜はり、其元服等の禮を修め、且又男女の時に及べる者をば小學校に聞達し、米錢及び諸物を給はり、又人死するときは葬禮を修めて其祭事を執行ふ。

又太政臺の下官は、其村々に善事を行ふ者あれば、此を小學校に上達して褒賞を賜はり、其行ひ宜しからざる者をば、嚴しく此を呵嘖し、尙も道に従はざる者をば小學校に申し、搦捕て禁獄せしめ、其罪を糾明して罰を加へしむ。而又本事府と開物府の下官は、日々其村々の田野山谷を巡覽して、五穀及び諸菜を始め種々の草木を作らしめ、草民・樹民をして其業を勉強し

て土地の勢力を盡さしめ、懶懦にして業を勵まざる者あれば、太政官と議して此を警戒し、尙も儒遊するものをば痛く此を罰責し、且つ月並の祭禮、及び年祈祭・零祭・報恩祭等の時には、三臺の官人と議して酒肴を設け、村々の人民を會集して大に酒を飲ましめ、歡呼歌舞して其の樂みを盡さしむ、何れの土地の教育所に於ても皆同様なり。

讀み來ると、教育所は信淵にあつては、讀書算筆の教授所であるばかりでなく、又道德修身の教導所であるばかりでなく、更に又一般に精神方面の一大修養場と見、更に授産場であり、勸業場であり、救恤場であり、懲戒場であり、生活の相談所であり、祭祀の執行所であり、一括していへば、最も廣い意味に於ての、眞實の且實際の、生活一切の指導場であつたのである。

ここに私の特に指摘したい二つの重要な點がある。その一つは、信淵によつて抱かれてゐた教育といふ概念が、いなその實體が、上文段々と述べ來つた如く、わけても直前に掲げ示した如く、極めて包括的な、全體的な、且現實的なものであるといふことである。これは、時勢が違ひ、制度が違ふ今日と較べて、端的に批評する譯には行かないけれども、近時の如く分化又分化を重ねて、概念の尖鋭化は確かに見られるが、然し同時に又、狭い割據性と淺はかな皮相性とに墮せんとする傾のある教育の理論及び實際に對しては、好箇の參考と反省の機會とを與へる所があるで

はないか。その二は、信淵の教育意見に於ては、生産といふことが、その基調をなしてゐる點である。これは、彼の農本主義が、産靈の御魂に對する深い信仰に基づいてゐる所から來てゐるのであるが、かうした形而上學的のことは、ここには述べないが、然し、生産は、現在並びに將來の教育理論に於ても、極めて重要な一つの原理であることを思ふ時、私は、この偉大な農政家の卓識に對して深い尊敬の念を捧げねばならぬと考へるのである。このことをも一言附加へて、一先づこの稿を終ることにする。(教育學研究第五卷第七號掲載、昭和十四年一月十日修訂)

参考文献

瀧本精一著——日本經濟大典第十八、第十九

第八篇 舊時の日本に於ける普通教育の教師

ここに舊時とは明治以前を指すのであつて、即ち江戸時代までに於ける我が國の普通教育の教師に就て述べるのである。この頃我が日本に於ける教師の地位及び任務は、日本の社會の特色たる家族制度と極めて緊密なる關係に於て立つてゐた。いな専門教育の教師も亦然りであつて、ずつと昔に於ても、學術技藝は専ら特定の家に屬し、その家族の者が家學としてそれを修め、これを以て朝廷に仕へ、社會に盡し、又これを他の希望者に教へたものである。學校が起るに及んで、その教師とも成つたのであつて、降つて封建時代の武士に必要な武術は勿論、醫術・道徳・能樂・禮法等の如きも、かくの如くにして教へ傳へられたのである。初等の教育は昔より家庭に於て父母の手によつて行はれ、それは教訓及び讀み書きの初歩を以て内容となし、女子には茶湯・活花・禮法・及び裁縫等が加へ授けられたのである。

〔明治維新の直前たる江戸時代は、一方には青年等に高等の普通教育を授けたる幕府直轄の學校、諸藩の學校、及び學塾等があり、他方には兒童に初等の普通教育を施したる寺子屋があり、共に

最もよく榮えた時期であつて、それが明治以後に於ける日本の教育の驚くべき振興の地盤をなしたものである。前者の中、幕府直轄の學校は暫らく別として、諸藩の學校にあつては、知名の學者及び武術の達人等が、その教師に任命せられ、彼等は、これまで武士ではなかつた者でも、その任命と共に武士に列せられたのであり、又學塾は概ね在野の學者が自分の居處にこれを開いて躬ら教育を施したのである。これらの教師達の中には、第一流の學者が随分多かつたのであつて、即ち當代第一流の學者が概ね同時に公立又は私立の學校の教師として、後進子弟の教育に従事したのであり、その人格的感化薰陶の著しく及んだ學塾も實に少なくない。そして、それらの後進子弟の中の優れた者は、やがて亦學者となつて、公立又は私立の學校の教師となつた。就中、教師であつた者が父の跡を繼いで、その學塾を維持し發展させ、かくて五代も七代も世襲せられて二百年も二百五十年もの傳統を保ち、そのまま明治時代に入つた有名な學塾も一二ではない。この第七回世界教育會議の事業として別に開かれてある教育展覽會、それは東京女子高等師範學校を會場として開かれてある、あの展覽會には、これらの藩學及び學塾の有様を偲ぶに足る多くの出品を陳列してあるから、是非共御覽を願ひたい。

次に寺子屋、即ち主として男女兒童に初等の普通教育を施したる寺子屋は、一般に私人の開業

經營に係り、その經營者が概ね同時にその教師であつたのである。その身分柄を類別すると、第一は僧侶、第二は神官、第三は武士、第四は醫師、第五は町村の吏員、第六は一般の有識者となる。第一の僧侶は、古くから文教の維持者であり、寺院は戰亂の世には學問所であつた。そして寺子屋が佛教弘通の方便の一であつて、古く出來た兒童用の教科書の如きは、概ね僧侶の手に依つて作られてゐる。この點から觀れば、僧侶教師は子弟の需要に應じたといふよりも、又民衆の日常生活を向上させるためといふよりも、寧ろ僧侶自身のお勤めの一としてなされたものと見てよい。勿論、寺院が壇下門徒の教化所であり僧侶が民衆の教化者であつたのみならず、江戸時代の中期以後は、過去帳と共に宗門帳といふものを保管してゐて、宗教上、壇下の貫族關係の記録を掌つてゐて、今日の戸籍吏の如き職能に與つてゐたから、この關係からしても、兒童の教育に努めたのである。その上、寺院の位置及び設備は、兒童の通學に適し、かくて先祖代々の冥福を祈るために建てられたるお寺の庫裡が、子々孫々の教養化育の機關に用ひられたのである。勿論、僧侶が収入を増して寺院の維持に役立てたことも亦、彼等が教師を勤めた一つの動機ではあつたのであらう。次に第二の神官も亦、教化の點に於ては僧侶と頗る相似たる天職をもち、殊に日本古來の精神を傳へ、民人の教化結束が神社を中心として營まれたる時代があり、一般に氏神

と氏子との關係に於て、祭禮その他の行事を通して民風里俗即ち我が國民の習俗と全く融合して教化の實效を擧げ、特に敬神尊皇の醇風を發揚することに、その教化の重點をおいたことは、何れの時代に於てもさうであつたから、特に教師として兒童を教へ、その社殿の廻廊や社宅が兒童教育の場所として用ひられたのである。

第三に武士が教師となつたことは、徳川幕府によつて開かれたる三百年に近き昇平の機運に基づき、殊にこれを醸したものは、後陽成天皇の學問御獎勵の御趣旨に倣ひ奉つて、徳川家康が學問を獎勵したことと、徳川時代の行政情態とである。この時代の武士は、かの戰國時代のそれの如くに、諸地に轉輾して戰鬪に従事するばかりでなく、多くは土着して民を治めることに携つたのであり、彼等の修めたところのものは、武藝だけでなく、所謂文武の兩道であつた。その天下泰平の餘澤に浴し、武士の向學に倣つて読み書きの道を求めたる庶民の希望に應じて、これが師たることを得たのは當然のことである。殊に元來土着の豪族から起つたる武士の場合にあつては、大名の轉封即ち國替へによつて移つて來た者とは違つて、その部内の民衆を教へ導く必要も一層強く感ぜられ、かうした動機から起つた學塾も若干あるが、それらが更に寺子屋の母體となつたものも少なくはない。これと同時に、俸祿の少ない武士及び扶持に離れた浪人が、その生活

の補填を寺子屋師匠の仕事に見出したことも亦、僧侶の場合に於けると同じく、確に見道がし得ざる一つの動機でもあつた。第四の醫師は本來濟生の業務として民衆の間に立ち、又學藝の人としては久しく儒釋の間に居り、民人を率ゐることに於ても稍武士と似た關係にもあつたところから、これ亦本業の傍ら従事する教師の一彙を構成したのである。

最も後れて教師の任務に参加し、然も他の先輩を乗り越して、遂に中心的地位を獲得するに至つたものは、庶民である。これを庶民教師と呼ぶとすれば、この庶民教師の多くなつて來たことは、庶民そのものの社會的勢力の進展發達と正さにその歩調を一にし、江戸時代の中末期に及んでは、優に寺子屋教師中の最大多數を占めるに至つてゐる。尤も一概に庶民といつても、その身柄・職業は區々である。先づ身柄から見ても、教師となつた者の一は庄屋・肝煎等の町役・村役、即ち今日の市町村の公吏である。江戸時代の庶民階級にあつては、五人組と稱する連帶責任を有する一種の自治組織が行はれてゐて、これを統轄する者が組頭・庄屋等であつて、今日の公吏と頗る相似たところもあるのであるが、この町役・村役及びその隱居した者等が、その本務・本業の傍、教師となつて兒童を教へたのであり、殊に田園籬落にあつては、庄屋・組頭の家が一村教化の中心となつたといふことは、實に明治以前日本普通教育の一特色であつて、そこでは今日の

公民教育に當るものさへ若干既に課せられてゐたことの如きも、頗る注目すべき事相である。前にも述べた如く、上流武士の家にあつては、家訓、それは封建時代の武將等が子孫や部下に残した教訓であり、四書五經、それは久しい間我が國民を教養し來つた儒書であるが、それらの書物や記録の類が家庭に所藏せられて傳へられもし、兒童の教育は家庭に於て父母によつて或程度まで行はれたのであるが、田園村落に至ると、四書五經の有るところは、寺院や神社の外は庄屋の家ぐらゐであり、村民各自の大切な印鑑でさへ、庄屋が一括して預つてゐて、署名調印の必要ある場合には、その都度、庄屋の指圖の下に、各自がこれを使用した所さへ或地方には確に存してゐたのである。又以て郷黨の人々相互信頼の深かつた實情を想見するに足らう。いふまでもなく、庄屋は生活のために教師をしたのでなく、寧ろ庄屋たる當然の義務として、所謂御政道の一助として、これに當つたのである。併し城下や宿場の街區に來ると、庶民教師の種類も色々になつてゐる。身柄からいふと、比較的社會の上位にあつて學藝の嗜みのある者が多いし、又職業からいふと、文筆に關係ある業務の者が多い。そして始頃は副業として當つたが、後にはこれを專業とする者が次第に多く生じて來、殊に江戸・大阪・京都・名古屋・金澤・仙臺・長崎・富山等等の都市には、多級の編制を有する規模頗る大きな寺子屋をさへ見るに至つたのである。元は殆

ど武士出身に限られたと見らるべき女教師も亦、庶民の中から彬々と輩出して、江戸時代の末期には、江戸に於ける女教師の數は、教師總數の四分の一強を占めてゐる。かくて庶民教師の隆盛時代が即ち寺子屋の黄金時代を現出させてゐるのである。

以上は、教師の種類をその身分に即して述べたのであつて、その各種類の消長は、時代により、又地方によつて相異なるところもあるが、これを概観すると、先づ教師には、當時の社會の有識階級、少なくとも有文字階級がこれに當つたものである。寺子屋は殆ど全部私人の經營であり、大名の設置させたもの、及び部民が共同して開いたものも絶無ではないけれども、併しそれらは極めて稀れな例外である。却つて有徳の人を懇請して村民がこれに子弟を託するといふ風こそ、昔から隨處に存した習俗であつた。かくて教師には相當の性格と知識との持主が、その中堅を形成してゐたのである。加ふるに總じて教化の仕事は、それ自體が高尙な純潔な職分であるとされてゐ、これと相待つて、教師を尊敬する風が非常に強かつたのである。これら二つのことは、日本に於ける教育の奥底に存してゐた特色であつて、この觀念は今日よりは遙に強いものであつたのである。幕府直轄の學校や諸大名の立てた學校はいふまでもなく、學塾・寺子屋の教師も、凡そ教師と呼ばれる程の者は、その物質的の待遇は菲薄であつたに拘らず、精神的には多大

の尊敬を社會民人から受けてゐたのであつて、その由つて來れるところを考へると、蓋し彼等教師は唯兒童に對して讀み書き算盤等の道を授けるといふだけでなく、父母に代り、家庭に代つて、然もその懇頼の下に、兒童の徳育訓練をも含んだる一切の教育を遂行する者として、殆ど無限の權能を委託せられ、絶大の尊信を寄せられてゐたからである。

かかる教師達の教育活動の情態に就て、時間の許す限り、若干の點だけを述べよう。第一に指摘さるべきは、彼等は大抵その居宅を以て教室に充てたことである。即ち、僧侶は寺院の庫裡を以て、神官は社殿の廊下を以て、又武士も庄屋も醫師も庶民も、それぞれその住居を以て教室としたのであつて、それらの建物は一般普通の民屋に比すれば、稍廣大であり、中には簡易型の寺子屋もあるにはあつたけれども、とにかく寺子屋の数は非常に多く、農・山・漁村といへども、一村に少なくとも數箇所はあつて、僻陬の地にまで可なりよく行亘つてゐたのである。このことは、兒童の通學距離を短かくし、交通機關の猶十分に發達せざりし當時の事情に極めて適切なものであつた。第二に擧ぐべきは、都市に於て專業的に經營せられた寺子屋に於ては、一家を擧つて兒童の世話に當つたもの多かつたこと、これである。然もこの類型のものにあつては、その教育事業が最もよく取運ばれたのである。就中、夫妻共に相當の素養ある者の場合に於ては、夫

は男生を教へ、妻は女生を導き、その他の家族も應分の仕事を分擔してこれを助け、相協力して學童の教育に當つたものも少なくない。かくて校舎や設備の不十分なるに拘らず、家族的に又家庭的に、そこに營まれたる教育活動は行届いた注意の下に知識・技能の傳達のみならず、よく薰陶感化の實績を效果的に收め得たのである。國家の周匝な配慮の下に整備せる教育施設の猶未だ起るに至らざりし當時にあつては、かかる家族的なる組織が、適切にして有效なる方途であつたらうことは領かれ得るところである。第三には、このことと相俟つて、教育の仕事が往々世襲的に行はれたこと、これである。一般に職業世襲の當時にあつて、家業尊重の風が保持され、且教室には概ね自己の居宅を以てこれに充て、然もその設備は比較的簡單で、その維持も容易であつたから、教師の仕事は事情の許す限りは、繼續的となり累代的となつたものが相當に多かつたのである。中には若干の代替りがあつたけれども、實に三百年に近い傳統をもつたものもある。そして教師が累代的であつた場合には、兒童も亦累代的となるが、かくの如く師弟共に累代的の關係に結ばれるところでは、雙方間の懇意と親情とが愈益深くなつて、そこに一種特別の教育的情誼が成立し、師家そのものが、兒童に對してのみならず父兄に對し、延いて又その部落、その地方に對しても、權威を有して徹底的に感化を及ぼすことが出來、無限の信賴を繋ぐことも出來た

のである。火災に遭つて焼失した寺子屋が、父兄の出資に頼つて間もなく再建せられた實例が、都會地には随分あり、又教師の墓碑がその門下生によつて建てられたものが、田園には頗る多く、その現に今日に残つてゐるものも少なくない。今回の教育覽展會にはその實例の一を陳列してある。第四は、高足の弟子が見習又は助教として師家の事業を助けたことであつて、就中これは都市に於て著しく、かくてこそ、一人の教師又は一つの家族で、よく百人二百人、乃至はそれ以上多數の兒童を教育することが出来たのである。そして、これらの助教は、助教として幾年か實習と修養とを積んだ後、躬らも亦教師として世に立つ者が多かつた。然もこれ等の若き教師達は、その教育方法を己が母校に仰いだから、かくて一方には寺子屋の増加普及を見たと同時に、他方には傳來の教育方法を擴大強化し、又勢ひ師家からの分脈派生を來したと共に、同一流派の間には自然の聯絡統一をも生ずるに至り、乃ち普及と傳統、分殊と統一とが同時に行はれつゝ進み行つたのである。かかる情勢は明治維新の頃まで引續き、これ等の教師は實に明治時代に於て國立の教員養成所で養成せられた教員の前身をなしてゐるのである。(昭和十二年八月第七回世界教育會議に於ける講演、原英文)

参考文献

拙著 日本庶民教育史

第九篇 學制當時我が國の教育

—

東亞の新秩序を目ざし、國民の總動力を傾注して、長期建設の大使命を遂行せざるべからざる現時の大勢に於て、我等教育の聖職にその身を委ねる者は、今こそ正に日本教育の眞髓を發揚すべく、愈益奮勵努力しなければならぬのである。この時に方り、維新以後我が國教育躍進の第一着歩として、規模いとも宏大に制定せられたる學制及びその當時に於ける我が國の教育に就て調べてみることは、頗る意味深いものあるを覺える。

學制は、太政官布告第二百十四號を以て示された被仰出書と、文部省達第十三號を以て示された訓示とを副へて、頒布せられたものであるが、先づそれを擧げると、前者は次の如くである。人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは他なし身を脩め智を開き才藝を長するによるなり而て其身を脩め智を開き才藝を長するは學にあらされは能はず是れ學校の設あるゆゑんにして日常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文

醫療等に至る迄凡人の營むところの事學あらざるはなし人能く其才のあるところに應し勉勵して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得へしされは學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か學はすして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり從來學校の設ありてより年を歷ること久しといへとも或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及び婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへとも之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝の長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは學はすんはあるへからず之を學ふには宜しく其旨を誤るへからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ふべきにつき自今以後一般の人民華士族卒農工商及婦女必す邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるへからざるものなり高上の學に至ては其人の材能に任かすといへとも幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事

但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非されは學さる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事

右之通被 仰出候條地方官ニ於テ邊隅小民ニ至ル迄不洩様便宜解釋ヲ加ヘ精細申諭文部省規則ニ隨ヒ學問普及致候様方法ヲ設可施行事

明治五年壬申七月

太 政 官

これは國民一般に布告したものであり、各府縣では直にこれをその全管下に告知せしめたのである。その全文、主な漢字には右方に假名を加へ、又主な語には左方に解釋が施してあるが、茲にはそれは省略したのである。又原文には變體假名も使はれてゐるが、茲には普通の平假名に改めて掲げたのである。次に文部省からの達は

今般被 仰出候旨モ有之教育之儀ハ自今尙又厚ク御手入可有之候處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其内不都合之儀モ不少依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學制ニ循ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學校設立可致候事

但外國教師雇入有之場所ハ當省ヨリ官員ヲ派出シ地方官協議之上可及處分候條夫迄之處生徒教授向等不都合無之様可取計尤當省出張ヲ不待學制之目的ニ依リ成丈相運候様可致事

壬申七月

文 部 省

といふのである。この兩方を併せ読んでみると、學制の趣旨が一に教育の普及にあり、文部當局も亦、直に新に諸學校を設立してこれを勵行せしめようと努めた意圖の程をも想見するに足るのである。殊にこの學制の頒布に先だち、その草案を具して文部省から太政官に伺を立てたのに對し、太政官は明治五年六月二十四日付を以て指令を下し、後來の目的を期し、當今著手の順序として左の如く示してゐるのは、間も無く發せられた學制の精神及び實施の方針を窺ふのに大きな參考を與へる。

一、厚ク力ヲ小學校ニ可用事

二、速ニ師表學校ヲ興スヘキ事

三、一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事

四、各大學區中漸次中學ヲ設クヘキ事

五、生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムヘキ事

六、生徒成業ノ器アルモノハ務テ其大成ヲ期セシムヘキ事

七、商法學校一二所ヲ興ス事

八、凡諸學校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務テ完全ナルヲ期ス事

九、反譯ノ事業ヲ急ニスル事

次に學制そのものは、百九章から成つてゐるのであるが、章は今日の法規の條に當ると見てよい。今日の篇に當るともいふべきは、(一)大中小學區ノ事、(二)學校ノ事、(三)教員ノ事、(四)生徒及試業ノ事、(五)海外留學生規則ノ事、(六)學費ノ事の六項目である。この中(二)の學校ノ事は、小學・中學・大學の三つに分れ、又(六)の學費とは教育費を意味してゐる。今先づ各項について概説しよう。

學制第一章は、「全國ノ學政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」とあつて、即ち全國の教育行政は文部省の統轄するところたることを先づ示してゐる。次に第二章には、「全國ヲ大分シテ八大學區トス之ヲ大學區ト稱シ每區大學校一所ヲ置ク」とあり、第三章及び第四章にこれを左の如く示してある。即ち第一大區は東京府・神奈川縣・埼玉縣・入間縣・木更津縣・足柄縣・印幡縣・新治縣・茨城縣・群馬縣・栃木縣・宇都宮縣・山梨縣・静岡縣の一府十三縣で、東京府を以て大學本部とする。

第二大區は愛知縣・額田縣・濱松縣・度會縣・岐阜縣・三重縣の六縣で、愛知縣を以て大學本部とす

る。

第三大區は石川縣・筑摩縣・新川縣・足羽縣・敦賀縣の五縣で、石川縣を以て大學本部とする。

第四大區は大坂府・京都府・兵庫縣・奈良縣・堺縣・和歌山縣・飾磨縣・豊岡縣・高知縣・名東縣・香川縣・岡山縣・滋賀縣の二府十一縣で、大坂府を以て大學本部とする。

第五大區は廣島縣・鳥取縣・島根縣・北條縣・小田縣・石鐵縣・神山縣・山口縣・濱田縣の九縣で、廣島縣を以て大學本部とする。

第六大區は長崎縣・佐賀縣・八代縣・白川縣・美々津縣・都城縣・鹿兒島縣・小倉縣・大分縣・福岡縣・三潞縣の十一縣で、長崎縣を以て大學本部とする。

第七大區は新潟縣・柏崎縣・置賜縣・酒田縣・若松縣・長野縣・相川縣の七縣で、新潟縣を以て大學本部とする。

第八大區は青森縣・福島縣・磐前縣・水澤縣・岩手縣・秋田縣・山形縣・宮城縣の八縣で、青森縣を以て大學本部とする。

北海道は當分第八大區からこれを管し、他日別に區分する。

それから、第五・六・七章に亘つて學區の區分が示されてゐる。即ち一大學區を分つて三十二學

區とし、これを中學區と稱し、區毎に中學校一所を置く。全國八大學區で、その数が二百五十六所である。人口大約十三萬人を以て一中學區の目的とする。更に一中學區を分つて二百十小區とし、これを小學區と稱し、區毎に小學校一所を置く。一大學區に於てその数が六千七百二十所で、全國では五萬三千七百六十所である。人口大約六百人を以て一小學區の目的とする。但し、中學區以下の區分は地方官がその土地の廣狹、人口の疎密を計り、便宜を以て郡區村市等によつて、これを區分すべしといふことに成つて居り、實際に於ても、今日残つてゐる區劃圖に據ると、學制上の定數と多少の異同があつたのである。

次に督學の方から見ると、大學本部毎に督學局一所を設け、督學を置き、附屬官員數名をこれに充てたのであつて、その官員は、大督學(四等官)・中督學(五等官)・少督學(六等官)各一人で、以上は奏任官、その下に録事・大視察・少視察各一人で、これらは判任官である。督學局の仕事は、本省の意向を奉じ、地方官と協議し、大區中の諸學校を督し、及び教則の得失、生徒の進否等を検査し論議改正することがある。但し、大事は決を本省に取り、小事は直にこれを處分し、毎年二月八月の兩度に本省に開申する。それから、毎年地方官から出すところの就學男女表、並びに諸學校から出すところの記録とを以て全表となして、本省に送る。又、給貸生の後來大成の

見込に關する具申、並びに學科進級證書等を教師から出した時、地方官と議し、その貧困の狀を調べ、學業をも検査して本省に申達し、又、初等留學生の中學卒業試験の證書は、その教師から出すのを検査し、甲第のものは試験の始末を詳記して本省に出す。又公私學校を論ぜず、教師の教育方の秀拔な者があれば、地方官と協議して、本省に請うて褒賞を與へる。給貸生や初等留學生等の事は、後に至つて述べる。

他方、地方官はどういふ關係にあつたかといふと、ここには學務專任の官吏を置き、或は縣官より兼ね、或は別にこれを置き、學事總て督學局と協議することに成つてゐる。即ち、學務專任の吏員一二名を置き、部内の學事を擔任せしめる。但し、その人名は本省及び督學局に届ける。その事務を擧げると、例へば、私學私塾を開かうとする者には、その屬籍・住所・事歴、及び學校の位置・教則等を詳記せしめ、地方官から督學局に出すのであり、外國人が居留地で開塾せんとする者も亦同様であるし、家塾は地方官で聞届け、毎年二月八月に取集めて督學局に出すのであつて、その開業許可の文例次の如くである。

私學開業御差許相成候事

府縣之印

家塾開業聞届候事

府縣之印

又官立學校設立伺文例左の如くである。

- 一、學校位置 第幾大學區何府縣管下第幾中學區内何村何町
- 一、學校名稱 第幾番小中學或ハ女兒小學村落小學等
- 一、學科 小學中學或ハ工業商業通辯農業學等
- 一、教則 教科ノ等級並ニ課業即チ何月間何カノ書ニテ一日何時ツ、授クル等
- 一、校則 入學退學等ノ手續キ並ニ生徒ノ守ルヘキ規則
- 一、舍則 生徒ノ寄宿所ナキモノハ記スニ及ハス
- 一、教員履歷 何府縣屬族氏名年齢並ニ大中小學等免狀ノ有無及ヒ何所ニテ何學修業何ケ年海外留學何學修業何ケ年何官役勤務等
- 一、教員給料 一ケ年 何 程
- 一、生徒員數何百何十人程
- 一、生徒受業料 一ケ年 何 程

一、學校費用 書籍器械雜具及管轄入費雇入給料等一ヶ年總計何程出納見積何程此内御委託金何程遺拂ノ積リ等
 右之通設立仕度此段奉伺候也

年 月 日

地 方 官 印

文部卿氏名宛 督學局アレハ督學ノ名宛

又學區取締から出すところの就學男女表、竝に小學及私塾家塾等の規則、生徒の増減進否等の記録と共に、學校教師生徒の表を左の如き形式で作り、毎年四月これを督學局に出すことも、その事務なのである。

明治何年 <small>小學及私學</small> 一覽表			第何大學區				
私官	立立	學名	位 置	教 師	貸費生徒	生徒男女	生徒總計

上述督學局の事は、學制第十五章乃至第十七章、地方官の事は同第十四章・第十八章・及び第

十九章で規定せられてゐる。

これ等の行政官廳と一般父兄との中間に立つてゐたのが、學區取締である。これは、第八章から第十四章までに規定せられてあるのであつて、即ち、學區取締は地方官に於てこれを命じ、その人名は本省及び督學局に届ける。但しその土地の居民で名望ある者を選び、或は戸長里正をして兼ねしめても妨げない。月給は五圓から十圓までとする。學區取締は、一中學區に十名乃至十二三名とし、一名に小學區二十或は三十宛を分擔せしめる。學制第十二章に「一般人民華士族卒農工商及婦女ノ學ニ就クモノハ之ヲ學區取締ニ届クヘシ若シ子弟六歳以上ニ至リテ學ニ就カシメサルモノアラハ委シク其由ヲ學區取締ニ届ケシムヘシ私塾家塾ニ入り及ヒ已ムヲ得サル事アリテ師ヲ其家ニ招キ稽古セシムルモ皆就學ト云フヘシ」とあるのは、最も注目すべき一條である。又第十三章に「學區取締ハ毎年二月區内人民子弟六歳以上ナルモノ、前年學ニ就モノ幾人學ニ就カサルモノ幾人ト第一號ノ式ノ如ク表ヲ作り之ヲ地方官ニ出シ地方官之ヲ集メテ四月中督學局ニ出スヘシ」とあるのは、兒童就學に關する學區取締の事務を規定したものであり、第一號の式とは次頁に示す如きものである。

以上は第一篇とも見るべき學區ノ事の概要であるが、次に第二篇ともいふべき學校ノ事は、前にも一言した如く小學・中學・大學の三部に分れてゐる。即ち學校は明かに三階段になつてゐる

就學男女表	中學區		小學區		地名		就學男女		不 就學男女		
	郡 某		區 學 小 番 何 第		村 某		何 大 學 區 內		縣		
	區 學 中 番 何 第		合 計		村 某		村 某		村 某		
總 計		女 男		女 男		女 男		女 男		女 男	
女	男										
女	男										

のである。先づ小學は、第二十一章から第二十八章に亘つて規定せられ、第二十一章に「小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス學ハスンハアルヘカラサルモノトス」と提起し、「之ヲ區分スレバ左ノ數種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小學ト稱ス即チ尋常小學女兒小學村落小學貧人小學私塾幼稚小學ナリ其外廢人學校アルヘシ」と指示し、第二十二章以下章を追うて、これ等を説明してゐる。即ち、幼稚小學は、男女の子弟六歳迄のものに、小學に入る前の端緒を教ふる所であり、小學私塾は、小學教科の免狀あるものが私宅に於て教へるものを稱し、貧人小學は、貧人子弟の自活し難き者を入學せしめる爲に設けたもので、或は富者の寄進金を以てその費用に充てるから仁惠學校と稱してよい。又村落小學は、農民のみの僻遠の村落で、教則を省略して教へ、或は成長した者が農閑に來學することが出来るもので、多くは夜學校であり、女兒小學は、尋常小學教科の外に女子の手藝を教へる學校である。尋常小學は上下二等とし、この二等は男女共に必ず卒業すべきものとし、その教科は、下等小學では綴字讀并盤上習字・習字字形ヲ主トス・單語讀・會話讀・讀本意解・修身解・國體意解・書牘解意並盤上習字・文法意解・算術九々數位加減乘除但洋法ヲ用フ・養生法講義・地學大意・窮理學大意・體操・唱歌當分ノの十五科目であり、上等小學では、その上に、史學大意・幾何學大意・野畫大意・博物學大意・化學大意・生理學大意の六科目を加へ、土地の情況に依つては更に、外國語學

ノ一二・記簿法・圖畫・政體大意の四科目を適宜斟酌して教へることがある。下等小學は六歳から九歳まで、上等小學は十歳から十三歳までに卒業させるのを原則とし、事情に依つて斟酌するも妨げなしとなつてゐる。尙尋いで發布せられた教則に據れば、上下兩等共分つて八級とし、毎級六個月で、上下等を通じて在校年限計八年である。尙上述の教科順序を踏まらずして小學の科を授けるものを變則小學といひ、私宅に於てこれを教へるものを家塾とし、共にこれを認めてゐる。

次に中學は、第二十九章から第三十七章までに亘つてこれを規定してある。即ち、第二十七章に「中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業學校商業學校通辯學校農業學校諸民學校アリ」と歌つてあつて、普通・實業の兩方面をも包んで、ほぼ今日の所謂中等學校に亘るとも見られる。下等中學の教科は、國語學・算術・習字・地學・史學・外國語學・窮理學・圖畫・古言學・幾何學・代數學・記簿法・博物學・化學・修身學・生理學・國體學・政體大意・國勢學大意・奏樂^{當分}の二十科目であり、上等中學の教科は國語學・習字・外國語學・窮理學・野畫・古言學・幾何學・代數學・記簿法・化學・修身學・測量學・經濟學・重學大意・動物學・植物學・地質學・礦山學・生理學大意・星學大學の二十科目である。下等中

學は十四歳から十六歳まで、上等中學は十七歳から十九歳までに卒業せしめるを原則とし、教則に據れば、上下等共分つて六級とし、毎級六個月であるから、上下等を合して在校年限六年である。尙、中學の書器まだ備はらぬ爲、此際在來の書によつて教へるもの、或は學業の順序を踏まらずして洋語を教へ又は醫術を教へるもの等は、共に變則中學と稱し、私宅で教へるものは家塾とし、何れもこれを認めてゐる。のみならず、外國人を以て教師とする學校に於て、大學教科にあらずる以下は、通じてこれを中學と稱すとも歌つてある。上下二等の中學以外の學校としては、諸民學校は男子十八歳、女子十五歳以上の者に、生業の間に學業を授け、又十二歳より十七歳までの者の生業を導かんがため、専らその業を授けるものであるから、多く夜分の稽古であるし、農業學校は小學を経て、農業を治めんとする者の爲に設けるものであり、通辯學校は、専ら通辯のことを主とし、或は商人等が交易のため専ら通辯のみを志す者がこれに入るのである。商業學校は商用に係ることを教へ、海内繁盛の地に就て數所を置くとあり、工業學校は諸工術の事を教へると示してある。

次に大學は、第三十八章にこれを規定して、「大學ハ高尚ノ諸學ヲ教ル専門科の學校ナリ」といひ、その「學科大略左ノ如シ」として、理學・文學・法學・醫學の四分科を擧げてある。次に第

三十九章には師範學校のことを規定して、「此校ニアリテハ小學ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス當今ニ在リテハ極メテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非サレハ小學ト雖モ完備ナルコト能ハス故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小學教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス」を示してゐる。

第三篇とも見らるべき教員ノ事ハ、第四十章から第四十七章に至る各章に示されてゐて、その内容は、本格的のことと暫定的のこととに分れてゐる。本格的のこととしては、(一)小學教員ハ男女ヲ論セス年齢二十歳以上ニシテ師範學校卒業免狀或ハ中學免狀ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ當ルコトヲ許サス、(二)中學校教員ハ年齢二十五歳以上ニシテ大學免狀ヲ得シ者ニ非サレハ其任ニ當ルコトヲ許サス、(三)大學校教員ハ學士ノ稱ヲ得シ者ニ非サレハ許サス」と定め、「以上三章ハ其目的ヲ示ス數年ノ後ヲ待テ之ヲ行フヘシ後章ハ現今ノ位ニ應シテ之ヲ許スモノトス」と暫定的の規定を次の如くに掲げてある。即ち、私學私塾及び家塾を開かんと欲する者は、その屬籍・住所・事歴・及び學校の位置・教則等を詳記し、學區取締に出し、地方官を経て督學局に出さねばならぬ。但し家塾は地方官に於てこれを聽届け、毎年二月八月に取集めて督學局に出すのである。又私學私塾教員たる者が總て規則に違ひ、或は不行狀ある時は、これを譴責し又はこれを止めしめ

ることがある。又師範學校に於て教授を受けた教員は、他の職務を兼ね及び他に轉ずることが出来ることを本格とする。そして小學教員には男女の差別はなく、その才によつてこれを用ひる。又教員が生徒を教授するの功績他に秀越する者ある時は、公私學校・私塾を問はず、督學局は地方官と協議し、本省に乞うてこれに褒賞を與へるのである。

第四篇と見られる生徒及試業ノ事は、第四十八章乃至第五十七章に亘つて規定せられてゐる。先づ「生徒ハ諸學科ニ於テ必ス其等階ヲ蹈マシムルコトヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ一級卒業スル者ハ試験狀ヲ渡シ試験狀ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス」と定め、且それは嚴に實行せられたのである。その進級證書即ち當時の言葉で所謂免狀なるものは、今日も残つてゐるがその書式を掲げると、次頁に示す如きものである。

生徒學等を終る時には大試験がある。學等を終る時とは、小學より中學に移り、中學より大學に進む等の類であり、この大試験の時は、學事關係の人員は勿論、その請求によつては親族或は他の官吏も臨席することがあり、又大試験に限らず總じて試験の時成績優等の者には、褒賞を與へることがある。これ等の事は官立學校に就てのみならず、私學・私塾の生徒に就ても、同様である。次に注目すべきは學費給貸の規定であつて、第五十二章から第五十六章までは、これを示

小學免狀

中學免狀

師範學校免狀

何府貫屬士族卒僧侶平民
學 苗 字 名
印 當年何月何歲何月
上等小學第何級卒業候事
第幾大學區何府管内
第幾中學區何郡何所
第幾番小學
年號月日

何府貫屬士族卒僧侶平民
學 苗 字 名
印 當年何月何歲何月
上等中學第幾級卒業候事
第幾大學區何府管内何郡何所
第幾番中學
年號月日

何府貫屬士族卒僧侶平民
學 苗 字 名
印 當年何月何歲何月
小學師範學科卒業候事
第幾大學區何府管内何郡何所
師 範 學 校
年號月日

してゐる。即ち第五十二章に「生徒ノ内學業銳敏後來大成スヘキノ目的アレトモ學資ヲ納ルコト能ハス及其衣食ヲ給スルコト能ハサルモノニハ費用ヲ給貸スルコトアルヘシ但成業ノ後年割ヲ以テ之ヲ償フトモ或ハ官ニ奉事シテ使役ヲ受ルトモ命ニ隨フヘキノ證書ヲ出サシメ年限ヲ定メ其費用ヲ貸與ス」と示してある。この給貸生は八大學區に平分し、全國で千五百人と限り、一人の費用一年百二十兩で、一切官に於て賄ふのである。給貸を希望する者には、その父兄及び本人から

證書を出さしめ、且その修業したる學科の證書を出さしめ、又成業後の服務及び償還の方法も詳しく定められてあり、これ等は官學のみならず、私學・私塾の生徒にも總て同様なのである。師範學校の生徒は、この給貸生とせられたのであつて、即ち第五十六章に「師範學校ノ生徒ハ第五十二章ニ定ムル所ノ生徒員數ノ内ヨリ之ヲ採ルヘシ」と規定せられてゐる。師範學校に於ける給貸費の制度は、實に茲にその起原をもつてゐるのである。

次は海外留學生規則ノ事で、第五十八章から第八十八章までに及んで詳細に規定せられてゐるのであるが、茲にはこれを省略することとし、直に最後の篇たる學費ノ事に進まう。これは第十九章から第九十章にまで亘つてゐ、先づ第八十九章に於て「學事ニ關係スル官金ハ定額ニヨリ本省ニ於テ一切之ヲ管知スルコト」と提起し、「但教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス且廣ク天下ノ人々ヲシテ必ス學ニ就カシメンコトヲ期スレハ政府正租ノ悉ク給スル所ニアラス然レトモ方今ニアツテ人民ノ智ヲ開クコト極メテ急務ナレハ一切ノ學事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ時勢未タ然ル可カラサルモノアリ是因テ官力ヲ計リ之ヲ助ケサルヲ得ストイヘトモ官ノ助ケアルヲ以テ從來ノ弊ニ依着ス可カラス」ト示シ、第九十章に於て更に「凡人民ヲシテ學ニ就カシムル勉メテ廣普ナルヲ欲ス故ニ官金ヲ以

テ學事ヲ助クルモノ、如キハ必民ノ及ハサルモノヲ助クルニアリ決シテ偏重ノ事アルヘカラス士學ハシメテ農工商ヲ學ハシメス或ハ富者ニ衣食ヲ給シテ學ハシメ貧ナル者學フコトヲ得ス」と告げ、尙第九十一章に於て、「生徒衣食ノ費用或ハ官金ヲ以テ之ニ給シ以テ當然トス是從來ノ弊ナリ公私學校ノ生徒衣食ノ用ヲ供スルコト一切之ヲ廢止スヘシ」と示して國庫より支出する教育費の趣旨を明かにしてゐる。かくて「當今學事ヲ助クルニ官金ヲ以テスルモノ左ノ目的ノ外ニ出ツヘカラス」と掲げて、

一 外國教師ノ俸給並ニ外國人ニ係ル費用方今才藝ヲ進ムルニハ外國藝術ノ實用ヲ探ルニアリ即外國教師ヲ假ラサルヲ得ス而シテ此俸給ハ生徒辨シ得ルコト能ハス仍テ官ヨリ之ヲ助ク

一 大學校ノ營繕及大學校ニ備フヘキ書籍器械學校營繕ノ如キハ完全ナルニ非サレハ姑息ノ弊止マスシテ生徒ノ學業ヲ妨クル甚多シタトヒ完全ナラスト雖モ其費用少シトセス究

理化學其他百工技術必器械ヲ以テ之ヲ教授ス此等ノ費生徒悉ク辨シ得ル能ハス仍テ官ヨリ之ヲ助ク

一 中學校ニ於テモ前ニ同シ

一 生徒ニ費用ヲ給貸スルノ費第五十二章ヲ見合スヘシ及留學生公撰生ノ費用

一 學區ヲ助クル費用第九十八章第九十九章第百章ニ載スル所ヲ見合スヘシ

と擧げ、次に「諸學校ニ於テ需ツ所ノ費用ノ條件左ノ如シ」と掲げて

一 教師ノ歲俸或ハ其居宅ノ屋賃

一 學區取締給料

一 學校僕役入費

一 學校造營及修理ノ入費或ハ人家ヲ借テ學校トスル時ハ其借賃

一 學校諸器械教授器械或ハ修葺

一 學校ニ用ル薪炭油筆紙墨ノ費

一 試業ノ入用

一 體術器械ノ入用

此數件ノ金費ハ生徒之ヲ辨スヘキモノナリ然レトモ悉ク生徒ヨリ出サシムルトキハ生徒ノ力及ハスシテ學業之カ爲ニ滯稽スヘシ故ニ官ヨリ之ヲ助クト雖モ生徒固ヨリ幾分ノ受業料ヲ納メサル可カラス

とし、第九十四章に於て各學校の受業料を次の如く定めてゐる。即ち、「大學校ニアリテハ生徒ノ受業料一月七圓五十錢ヲ相當トス外ニ六圓四圓ノ二等ヲ設ケ相當ノ受業料ヲ納ル能ハサルモノ、爲ニス中學校ニアリテハ一月五圓五十錢ヲ相當トス外ニ三圓五十錢二圓ノ二等ヲ設ク小學校ニアリテハ一月五十錢ヲ相當トス外ニ二十五錢ノ一等ヲ設ク」といふのである。但相當ノ受業料ヲ納ル能ハサルモノハ戸長里正之ヲ證シ學區取締ヲ經テ其學校ニ出シ許可ヲ受クヘシとし、又一家二

人ノ子弟ヲ學校ニ入ル者ハ戸長若クハ里正ノ證ヲ待タスシテ其由ヲ陳シ下等ノ受業料ヲ納ムヘシ
三人以上アル時ハ二人ノ外受業料ヲ出スニ及ハスとした。そして諸學校ニ於テハ第九十四章定ル
所ノ受業料ヲ以テ便宜ヲ計リ其學校ヲ保護スルコトヲ要スヘシ然レトモ生徒ノ多少ト學校ノ高下
トニヨツテ其保護スルノ費過不足ヲ生スヘシコレハ其校ノ情態ニ應シ少シク受業料ヲ斟酌スルコ
ト妨ケナシトスとし、その他、定ムル所ノ受業料ハ當今ニアリテ一概ニ行ハレサル事アラハ便宜
ニ隨ヒ各區ノ情態及學校ノ事情ニヨリテ暫ク下等ヨリ少ク定ムルコトアルヘシ」ともなし、「凡學
校ヲ設立シ及之ヲ保護スルノ費用ハ中學ハ中學區ニ於テシ小學ハ小學區ニ於テ其責ヲ受クルヲ法
トス故ニ官金ヲ以テ之ヲ助クルモノハ學區ヲ助クルモノナリ區ノ情態ニヨリ人口ニ平均シ毎年出金セシムル
カ或ハ一時富人ヨリ出金セシムルカ或ハ地方ニ
於テ舊來ノ積金等學校ニ費ヤシテ妨ケナキモノアルトキハ其金
ヲ以テ融通セシムルカ其他幾様ノ便宜ハ土地ノ事情ニ隨フヘシと示してゐる。この趣旨からして、國庫からの
補助金は、府縣に委託して學區を助くるの金額として支出せられてゐる。即ち第九十九章に於て
「教育ヲシテ普及ナラシメンカ爲メ府縣ニ委託シ其學區ヲ助クルノ金額」として、全國の人口一人
に付九厘の割で、一個年の定額二十九萬三千五百二十七圓六十一錢一厘と定めてある。そしてこ
の金額は、學校設立の基礎既に立つて、これを渡すものであり、又この金額は、明治六年一月か
ら十二月までを一期としてこれを定めたもので、以後の増減はその時の議決によるのであり、尙

この金の遣拂は毎年六個月毎に詳記して本省に届出でしめ、本省に於て委しく上梓公告すること
をも示してある。この委託金の使途に關しては、第百章に於て、「前章定ムル所ノ金額ハ務テ民力
ノ及ハサル所ヲ助クルヲ以テ目的トス是故ニ尋常容易ノ事ニ使用スヘカラス」と警め、「但此金專
ラ小學ヲ廣普シテ學則完整ナラシムルカ爲ニ用フヘシタトヘハ小學校ヲ設立セシメンカ爲學區積
金ノ幾分ヲ助ケ學區ニ托シ其使用ヲ爲スコト學區貧ニシテ力足ラサル時其幾分ヲ助クルコト止ム
ヲ得サル情故アリテ小學教師ヲ官ヨリ遣ス時其給俸ヲ助クルコト貧困ノ生徒受業料ヲ出スコト能
ハサルモノニ其幾分ヲ助クルコト完全ノ學校ヲ設クル爲メ其營繕等ノ用ヲ一時融通スルコト器械
書籍體術等ヲ備フル爲メ一時融通スルコト學區取締ノ給料幾分ヲ助クルコト等」と指令してゐる。
又「額金ノ内五分ヲ引キ別ニ之ヲ備ヘ置キ師範學校ニ於テ教授ヲ受ケシモノ從來小學校ノ教師ト
ナル時ニ其給料ヲ與フルノ助ケトスヘシ但此俸給ハ學區ニ於テ辨スヘキモノトイヘトモ現今ノ事
情イマタ茲ニ至ラサルモノアルヲ以テ官暫ク之ヲ助ケサルヲ得ス」としてゐるのは、小學校教員
俸給國庫補助の事實である。尙、最後に學校の營繕に關しては、「凡大中小學校ノ營繕ハ公私共務
テ完全ナルヲ期ス若目前ノ速成ヲ欲シテ事姑息ニ涉ラハ到底得ル所ナカルヘシ故ニ其力ヲ計リ今
年其一ヲナシ明年其二ヲナシ順次進歩數年ヲ期シテ全國ノ完整ニ至ルヲ要ス但生徒學業ノ事ニ至

リテハ一日モ忽ニスヘカラストイヘトモ廣ク全局ヲ見テ宜ク本末順序ヲ誤ルヘカラス」と訓へ、經費收支出納の報告に關しては「本省定額金ノ遺拂ハ毎年七月中明細ニ記シ上梓公告スヘシ」といひ、「諸學校ニ於テ毎年費ス所ノ金額ハ學校ノ實情ニヨリテ之ヲ定ムヘシ其公私共遺拂ハ第二號式ノ如ク明細表ヲ製シ毎年二月七月督學局ニ出スヘシ」と示し、器械書籍の整備に就ては、「器械書籍ハ學校必要ノモノトス心ヲ用ヒテ完備セシメスンハアル可カラス諸學校所在ノ書器ハ第三號式ノ如ク表ニ製シ毎年二月中督學局ニ出スヘシ」と示し、又學校の維持に就ては、「凡諸學校ヲ設立スル必ス維持保護ノ目的ヲ要ス即第四號式ノ如ク表ニ製シ毎年二月中督學局ニ出スヘシ」と示してある。これ等の表式は略して茲には擧げないが、監督の方法までも、よく規定せられてゐるのである。以上は學制そのものの概略である。

二

明治五年七月に發布せられた學制は、上に詳述した如く、第一章から第九章に至る百九章から成つてゐたのであるが、翌六年三月になつて、學制第二篇として第一百十章から第一百五十九章に至る五十章が發せられ、次に同四月に、第一百十章から第一百八十八章に至る二十九章が追加せら

れ、更に同月から七月に至る間に於て尙、第一百八十九章から第二百十三章までが追加せられ、かくて全部に亘り章を重ねること二百十有三の歴大なものと成つたのである。

この學制が制定せられ發布せられた當時の事情に就ては、明治三十五年十二月七日に帝國教育會に於て舉行せられた學制頒布滿三十年記念式に於ける辻新次先生の演説に由つてこれを知ることが出来る。それに據ると、この學制のことに最も顯著な成績のあつたのは、當時の文部卿であり我が國最初の文部卿であつた大木喬任、當時の文部大輔であつた福岡孝弟等であり、當時の文部少輔であつた辻新次自らも亦その一人である。文部省内の者はそれぞれ取調に従事したのであるが、就中最も盡力したのは長英・西潟訥・瓜生寅の人々であつたことである。長英は書家としても有名な長三洲で、廣瀬淡窓門の俊材であり、瓜生寅は梅村と號し、その學は博く漢洋を兼ね、後に實業界に入り、大正二年まで存命してゐた人である。西潟訥の事は十分詳でないが、文部省雜誌の中にも氏の學區巡視功程開申などが載つてゐるのを見ると、その學制の實施督勵にも努力したことが判る。

學制の實施に當つて、政府は府縣に委託して學區を助ける金額として、全國の人口一人につき九厘の割合で、一個年の定額二十九萬三千五百二十七圓餘の支出をなしたことは前に述べた所で

あるが、これに就て辻先生の演説は次の如くに述べられてゐる。

學制頒布の年は明治五年でございまして、廢藩置縣の翌年でありました、文部省の出來た年は丁度廢藩置縣の年でありました、そこで此の時は色々制度が整ふたよふに見えました、從來の藩を廢しましたから教育の制度も中央政府に於て之を統一する處がなければならぬと云ふことになつたらうと思ひます、それで藩が廢せられまして舊藩の處分をすると共に、學政の事も同時にしなければならぬと云ふことでありましたらう、從來各藩で設置しました所の學校は一旦之を廢止することになりました、これは詰り文部省で全國の教育を統一することになりましたから、各藩設置のまゝ區々にして置く譯に参りません所より一旦廢して、さうして新たなる學制に基き設置すると云ふことでありましたらう、

(上略)文部省が學制を施行しました所で、經費と云ふ金額がなければ其の成效を見ることが出來ませぬから、文部卿は此の定額金を得ることに付ては、餘程苦心されたらうと思ひます、いつの時代でも、一の事業を成效さすには其の事業に伴ふ所の相當の資金がなければなりません、當時も此點に付いては大分骨の折れたことであつたらうと思ひます、所で今申しました所の藩の學校は一旦廢して仕舞ひました、尤も外國人の教師の居つた學校は中にも残つたものがありました、トニカク一旦廢して仕舞ひました、然るに各藩で教育の爲に費して居つた金額と云ふものは中々夥しいものであつたらうと思ひます、此の時その金額は中央政府へ直ちに這入ることになりました譯であります、此の金額を私は覺えて居りませぬのは残念であります、餘程の多額であつたらうと思ひます、何ぜならば王政維新所謂亞米利加人が渡來してから、幕府は海外諸國と條約をしましたが、武備充實を待て攘夷をすると云ふことでありましたものでありますから、各藩共一般に文武の兩道を餘程獎勵いたしました、それ故各藩とも中々學校を澤山起しまして、維新前迄は各藩の教育と云ふものは随分盛んであります、其の文武共、教育の部分でありましたから、それゆゑ各藩の教育費と云ふものは随分多額であつたらうと私は思ひます、即ち大藩では洋學校を開設して外國教師を雇入れて居つたものもありました、又歐米へ留學生を出して置きましたものもありました、

それから又大學南校へ貢進生を出し其外都會へ書生を出して置きましたものもありました、其の費用は皆藩で出して居つたこととでありますから中々多額であつたらうと思ひます、それが廢藩になつて仕舞つたのでありますから、自然と國庫へ這入りましたらう、恐くはそれが詰り轉々して文部省定額金の財源になつたらうと思はれます、さてその時の情況を一面から見ますと云ふと當時各藩では相當の方法を盡して、學生陶冶の事に盡力して居りました又、強ち學校が不可なるもののみでもなかつたらう、又南校へ出て居つた貢進生、海外へ出て居る留學生の中には随分取るべきものもあつたらうと思ひますけれども是を改正するに止めず、それ等を皆全く廢止したのであります、此の全廢に付きましては色々理由もありませんが、各藩の事業と共に其費用を國庫へ收入する方法を取つたのであります、又他の一面に於きましては、何しろ従前の教育を一變して仕舞うと云ふことが大眼目であつたらうと思ふ、何ぜならば是迄の教育と云ふものは士以上の者がやるものと云ふことであつたのをそれを全く一般の國民に教育を均しくさせなければならぬと云ふ大目的を達するの手段であつたらうと思ひます、そこで只今申上げた所の詔勅に其御趣旨が載つて居ります、それゆゑ從來の士分のみを養成すると云ふ方法を丸で變へて商工農等一般の國民を皆同一に教育すると云ふ趣旨を取られたであらうと思ひます、さうして惣て學制に依つて夫々規則を極めて政府の命令通りに學校を拵へる趣旨で、直ちに文部省が拵へる學校は自ら設立し、又地方に拵へさせる學校はそれをして設立せしめ、何んでも學制にビシツと當嵌める様にする政策であつたのですから、中々大いなる改革と申さなければなりません、さう云ふこととでありましたから、今迄やつて居つた學校は皆廢せられましたが、直ぐに小學校の設立と云ふ事に付ては非常に獎勵をしたものであります、先づ以て府縣をして學區を極めさせ小學校を拵へさせて、其費用は學區の負擔とし政府は之を助けて小學委託金として文部省から下附しました、後には小學扶助金と唱へましたが、さう云ふ譯で官金を出して、ミシ／＼小學校を拵へて往くことになりましたのであります、實に此の改革は我國の教育上未曾有の盛舉と存じます、是は獨り我國の歴史に残ります計かりではありません、世界の文明史に特書せられると云ふ程の美事であらうと思ひますのであります、其の學制の

編成は存外速に出来ましたやうに覺えて居ります、詰り五年の八月頒布になりましたけれども、餘程前に出来ましたが、文部省の定額金が極まりませんので、其の定額金が極まると同時に頒布になつた様に覺えて居ります、

學制による我が國の學事は斯くて翕然として全國的に起つて來たのである。先づ高等教育に就て一言すれば、明治四年に文部省が置かれて教育行政廳としての大學は廢せられたけれども、高等教育を行ふ所として存してゐた南校が、學制の頒布によつて五年の九月に第一大學區東京第一番中學となり、翌六年の四月に更に東京開成學校となつたのであるが、その時に校舍も新築せられて、法學・理學・工業學・諸藝學・鑛山學等の専門學科がそこで教へられることに成つたのである。そしてその十月九日に開校式を挙げたのであるが、畏くも明治天皇は大臣・參議・諸省の長官を率ひて御親臨あらせられ、左の優渥なる勅語を下し賜つたのである。

開成學校經營方ニ功ヲ竣フ朕今其開業ヲ親視シ茲ニ學術ノ進歩ヲ嘉ミス朕惟フニ専門ノ學校ハ器ヲ成シ才ヲ達スル處ナリ朕更ニ百般學術ノ益國內ニ擴張センコトヲ期ス汝等其レ此意ヲ體セヨ

翌十一月廿九日には皇后陛下開成學校及び女學校へ行啓あらせられたのである。この年の十二月中に文部省に報告せられた全國公私小學の外、官立學校及び私立中學・外國語學等は總計百五校

に及んだのであつて、即ち左の如くである。

官立

- 開成學校
- 醫學校
- 第一大學區 外國語學校
- 師範學校
- 女學校
- 第三大學區 開明學校
- 師範學校
- 第五大學區 醫學校
- 廣運學校
- 第七大學區 師範學校
- 私立
- 第一大學區 外國語學六校
- 變則學六十一校

- 中學 一校
- 第二大學區
 - 外國語學一校
 - 變則學三校
- 中學 三校
- 第三大學區
 - 外國語學四校
 - 變則學一校
- 第四大學區
 - 外國語學一校
- 第五大學區
 - 外國語學三校
 - 變則學二校
- 第六大學區
 - 外國語學七校
- 第七大學區
 - 外國語學二校
 - 變則學一校

これ等の學校は、概ね我が國明治維新以後の高等教育の機關、就中その比較的早く成立したものの基となつたものであつて、その推移・發達及び改廢等に關しては語るべき多くのものがあるが、それは他日別に述べることとして茲には省略する。然し師範學校に就ては、この場合これを

述べておかねばならぬと考へる。學制は全國に五萬三四千といふ多數の小學校を拵へる企圖をもつてゐたのであるから、その教員の必要は實に夥しいものであつた。これが養成の機關として師範學校の設置が急務中の急務となり、明治五年に先づこれを東京に置いたのが第一大學區東京師範學校である。そして六年の七月に第一回の卒業生を、翌七年の一月に第二回の卒業生を出したのであるが、これ等の卒業生は小學訓導に任ぜられて各府縣學校へ派出在勤せしめられたのであつて、それは大きく觀れば學制の趣旨たる教育普及の使命を帯び、直接には各大學區に新設せられたる師範學校の内容を充たす任務に當つたものである。即ち東京師範學校には金子尙政・城谷成器の二人、宮城師範學校には野澤玄宣・鶴瀨己十・松本英忠の三人、大阪師範學校には天野皎・井出猪之助の二人、愛知師範學校には荒野文雄・内海共之の二人、廣島師範學校には小林元・秋山四郎の二人、長崎師範學校には弘中格・椿泰一郎の二人、新潟師範學校には門脇端造・高野正家の二人、又椽木縣には林多一郎、愛知縣には津田信吉、山梨縣には富田精、名東縣には檜垣直右、磐前縣には元田衡平、福島縣には久米由太郎を派出在勤せしめたのである。東京・愛知・大阪・廣島・長崎・新潟・宮城は、何れもそれぞれ第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七の大學區本部の所在地であつて、これ等本部所在地には官立の師範學校を設置して只管教員の養成

に努めたのである。これ等の官立師範學校は後になつても本部師範學校と呼ばれてゐたのは、大學區本部所在地にあつたからのものであつて、學制の大學區を偲ばせるものである。尤もその後即ち明治十年の二月に愛知・廣島・新潟の三校を、又その翌十一年の二月に大阪・長崎・宮城の三校を廢したのであるが、これは設置の方法を變更したものであつて、即ち文部省が直轄してゐた師範學校を減少して、小學校教員の養成は主として府縣の公立師範學校に委任するの方針を取つたからである。即ち十年二月には公立師範學校の補助金として年額五萬圓宛を府縣へ下附し、後にはこれを七萬圓に増額したのである。そして東京師範學校は、八年七月から更に茲に中學師範學科を置いて中等教員の養成に努めしめ、尙これが内容を完備せしめるため、同月には師範學科取調のため北米合衆國へ三名の留學生を命じ、更に十一年の二月には同じく英・佛・獨へ各一名づつの留學生を出し、かくて官立師範學校の改善進歩を圖つたのであつて、これが高等師範學校の基礎なのである。これは男子師範學校に就てであるが、女子師範學校に關しては、七年の三月に東京に女子師範學校が新設せられて、そこに幼稚園を附設した。この女子師範學校には八年の二月に、畏くも皇后陛下より學資金五千圓を御下賜あらせられた。皇后陛下はその後親しくこの學校に行啓あらせられ、女子教育の上に御獎勵を加へさせ給うたのである。

師範學校に於ける生徒の教養は當局の最も力を加へたところであつて、前にも擧げた通り、學制第三十九章の條文中にも「當今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非サレハ小學ト雖モ完備ナルコト能ハス」と歌つてあり、同第五十六章の條文中にも「師範學校ノ生徒ハ第十二章ニ定ムル所ノ生徒員數ノ内ヨリ之ヲ採ルヘシ」とあつて、特に給貸費の恩典に浴したものであつた。従つてその生徒を採るには最も周到な詮考が加へられたのであつて、明治七年五月十七日に次の如き發令を見てゐる。

今般更ニ官立小學師範學校生徒入學心得書ヲ定ムル左ノ如シ

第一條 師範學校生徒ハ行狀正クシテ普通ノ書ヲ講讀シ得且略算術ヲ學ヒ得タル者ヲ擧ルナリ

第二條 生徒タラントコトヲ欲スル者ハ入學ノ期ニ臨ミ管轄廳ノ保證狀書式一號及ヒ學科等ノ履歷書

書式二號ヲ以テ其校へ申出ベシ

第三條 參校スル者ハ普通ノ書ニ就キ講義作文セシメ算術ハ問題ニ依リ法式ヲ作テ答書セシム

第四條 試験ノ上及第ノ者ハ卒業ノ後小學教員ニ従事スヘキノ證書書式三號ヲ出スヘシ

第五條 體質壯健ニシテ種痘或ハ天然痘爲セシ者ニ非レハ入學ヲ許サス故ニ入校ノ時先ツ醫師

ヲシテ検査セシム

第六條 生徒ノ年齢ハ二十歳以上三十歳以下タルベシ

第七條 生徒ノ學資ハ官給タルヘシ其金額ハ一ヶ月一人ニ付金八圓トス

第八條 生徒ハ半途退學及ヒ他途ニ出身スルヲ許サス

第九條 全科卒業ノ上試験ヲ遂ケ學力ニ應シテ 第一等 第二等 第三等ノ證書 書式 四號ヲ與ヘ各地ニ派出シテ小學訓

導ニ任スヘシ

第十條 卒業ノ上奉事ノ年限ハ二年間ニ卒業スル者三ケ年トシ餘ハコノ比例ヲ以テ年限ヲ定ム

ヘシ

但シ奉事中相當ノ給料ヲ與フルハ勿論タルヘシ

第十一條 學資ハ日割ヲ以テ給シ病氣或ハ不得止事故アリテ歸郷下宿スル者ハ其當日ヨリ給セ

ス歸校スル日ヨリ給與スルヲ法トス

但冬夏休業中ハ勿論醫師ノ検査ニ由テ下宿或ハ他ノ病院ニ入ルコトヲ命スル者ハコノ限ニ非

ス

第十二條 毎歳一回醫師ヲシテ身體ヲ検査セシム若疾病ヲ醸シ成業ノ目的ナキ者ハ退學ヲ命ス

ヘシ

第一號書式 用紙美濃紙

當府屬族平民誰子弟

姓 名

何年何ヶ月

右之者儀御校へ入學志願之趣申出候間從來之行狀相糺候處不都合之廉無之ニ付別紙履歷書持

參爲致申候可然御取計有之度此段申進候也

年 月 日

何 縣 府 印

何師範學校 御中

第二號書式 用紙美濃紙

何縣屬族平民誰子弟

姓 名

何年何ヶ月

生所 何府 何大區 何小區 何郡 何村 何町

宿所 同上 何番地 住居或ハ誰方同居或ハ寄留

年月日何所誰ニ就キ何學科修業算術和算何々修業及ヒ出處進退賞罰等ニ關スル履歷詳細ニ記載スベシ

年月日

第三號書式 用紙美濃紙ニツ折

私儀今般御校へ入學御許可學資御給與被下置候旨領承仕候然ル上ハ修業中ハ勿論卒業ノ後御規則ノ通官命ニ從ヒ進退可仕候依テ證書差出候也

何縣屬族平民

何國郡村町名何番地或ハ誰子弟

本人 姓 名

何年何ヶ月

父母或ハ證人

何縣屬族平民

右之通相違無之候也

何師範學校 御中

第四號書式 用紙烏ノ子紙四ツ切

證人 姓 名

何等證書

學校印

何縣屬族平民

姓 名

何年何ヶ月

此證書ヲ得タル者ハ國內小學ノ訓導タルコトヲ免許スル者也

年月日 何師範學校

第幾號

裏

此證書ハ五ケ年ヲ限リトス滿期ノ後猶教員タラント欲スル者ハ學業ヲ檢査シ更ニ證書ヲ與フベシ

割印

これ等は、入學者心得とか在學證書とかいふものの我が國に於ける最も古いもので、爾後の模
式となり参考となつたものと思はれるから、茲に掲げておくのである。

三

小學校の普及は學制の最も大きな企圖の一つであつたから、學制の頒布に次で文部省は小學教
則を布達したのである。これは我が國小學校の教育内容の基根となつたものであるが、その全文
は今日容易に手に入り難いものであり、昨年國民精神文化研究所から出された日本教育史資料書
の第五輯に、下等小學の部分だけは収録されてゐるが、上等小學の部分は省略されてゐるから、
少し長きに亘るけれども、茲に先づその全文を擧げることにする。

小學教則

第一章

小學ヲ分テ上下二等トス下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ上等ハ十歳
ヨリ十三歳ニ終リ上下合セテ在學八年トス

第二章

下等小學ノ課程ヲ分テ八級トス毎級六ヶ月ノ習業ト定メ始テ學
ニ入ル者ヲ第八級トシ次第ニ進テ第一級ニ至ル今其毎級課業授

ケ方ノ一例ヲ舉テ左ニ示ス尤一般必行ノモノニハ非スト雖モ各
其地其境ニ隨ヒ之ヲ斟酌シテ活用ノ方ヲ求ムヘシ

○第八級 六ヶ月 一日五時 一週四時 四日二十時ノ課

綴字 一週四時 一日一時

生徒殘ラス順列ニ並ハセ智惠ノ絲口ウひまなひ輸入智惠ノ
環一ノ卷等ヲ以テ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク前日授ケシ分
ハ一人ノ生徒ヲシテ他生ノ見エサルヤウ盤上ニ記サシメ他

生ハ各石板ニ記シ畢テ盤上ト照シ盤上誤謬アラハ他生ノ内
ヲシテ正サシム

習字

一週四時

手習草紙習字本習字初歩等ヲ以テ平假名片假名ヲ教フ但數
字西洋數字ヲモ加ヘ教フベシ尤字形運筆ノミヲ主トシテ訓
讀ヲ授クルヲ要セス教師ハ順廻シテ之ヲ親示ス

單語讀方

一週四時

童蒙必讀單語篇等ヲ授ケ兼テ其語ヲ盤上ニ記シ訓讀ヲ高唱
シ生徒一同之ニ準誦セシメ而シテ其意義ヲ授ク但日日前日
ノ分ヲ誦誦シ來ラシム

算術

一週四時

筆算訓蒙洋算早學等ヲ以テ西洋數字數位ヨリ加減算九々ノ
聲ニ至ル迄ヲ一々盤上ニ記シテ之ヲ授ケ生徒ヲシテ紙上ニ
寫シ取ラシム但加減ノ算法ニ於テハ先ツ其法ヲ授ケ而シテ
只其題ノミヲ盤上ニ出シ筆算ト暗算トヲ隔日練習セシム暗
算トハ胸算用ニテ紙筆ヲ用ヒス生徒一人ツ、ヲシテ盤上ノ
題ニ答ヘシムルナリ前日ノ分ハ總テ盤上ニ記シテ生徒ヲシ

修身口授

一週一時

民家童蒙解童蒙教草等ヲ以テ教師口ツカラ縷々之ヲ説諭ス
國體學口授 一週一時
國體訓蒙等ヲ以テ教師口ツカラ縷々之ヲ説示ス

第九篇 學制當時我が國の教育

單語暗誦 一週二時 一日二時

一人ツ、直立シ前日ヨリ學フ處ヲ暗誦セシメ或ハ之ヲ盤上

ニ記サシム

○第七級 六ヶ月 一週四時

綴字 前ノ如クニシテ五十音四段ノ活用其外字音假名ツカヒ等ヲ

授ク

習字 一週四時

前級ノ如ク漢字楷書ヲ授ク

單語讀方 一週二時

地方往來農業往來世界商賣往來等ヲ前級ノ如ク授ク

算術 一週四時

乗除ヲ授クルコト前級ノ法ノ如シ尤隔日筆算ト暗算トヲ傳

會話讀方 一週二時

會話篇ヲ以テ授クルコト單語篇ノ法ニ同シ

單語暗誦 一週二時

前級ノ如シ

國體學口授 一週一時

前級ノ如シ

修身口授 一週一時

前級ノ如シ

○第六級 六ヶ月
 習字 一週四時
 行書ヲ授クルコト前級ノ如シ
 單語書取 一週二時
 教師單語ヲ口ニ誦シテ生徒ヲシテ聞書セシメ書シ畢テ教師
 之ヲ盤上ニ記シ生徒ヲシテ照シ正サシム
 算術 一週四時
 乗除ノ算ヲ授ク
 會話讀方 一週四時
 前級ノ如シ
 讀本讀方 一週四時
 西洋衣食住學問ノナニハ啓蒙知恵ノ環等ヲ用テ一句讀ツ、
 之ヲ授ケ生徒一同之ニ準誦ス
 修身口授 一週二時
 勸善訓蒙修身論等ヲ用ヒ教師之ヲ講述スルコト前級ノ如シ
 ○第五級 六ヶ月
 習字 一週四時
 行書ヲ授クルコト前級ノ如シ
 單語書取 一週二時
 前級ノ如シ
 會話讀誦 一週四時
 舊ニ學フ所ヲ一人ツ、處ヲ變ヘテ讀誦シ又ハ未タ學ハザル

所ヲ獨見シ來テ讀誦セシム
 算術 一週四時
 四則應用ヲ學ハシム尤筆算暗算隔日タリ
 讀本讀方 一週二時
 前級ノ外西洋夜話窮理問答物理訓蒙天變地異等ヲ授ク
 地理讀方 一週二時
 日本國盡ヲ授クルコト讀本讀方ノ如シ
 修身口授 一週一時
 性法略等ノ大意ヲ講授ス
 養生口授 一週一時
 養生法健全學等ヲ用テ教師縷々口述ス
 ○第四級 六ヶ月
 習字 一週四時
 楷書ト片假名ノ交リタル文ヲ習ハシム但字形稍小ナルヘシ
 會話書取 一週二時
 其法單語書取ノ如シ
 算術 一週四時
 諸等加減乗除法ヲ授ク
 讀本讀講 一週四時
 既ニ學ヒシ所ヲ讀誦シ來リ一人ツ、直立シ所ヲ變ヘテ其意
 義ヲ講述ス
 地理讀方 一週四時

世界國盡ヲ授ク
 文法 當分欠ク

トス
 ……ノ書ヲ用テ詞ノ種類名詞ノ諸變化ヲ授ク尤讀誦ヲ主

養生口授 一週二時
 前級ノ如シ
 ○第三級 六ヶ月
 習字 一週四時
 行草平假字交リノ文ヲ習ハシム
 算術 一週四時
 分數算ヲ授ク
 讀本讀講 一週四時
 前級ノ如シ
 地理讀講 一週四時
 日本國盡ヲ講述セシムルコト讀本讀講ノ如シ兼テ日本地圖
 ノ用法ヲ示ス
 養生口授 一週二時
 前級ノ如シ
 文法 當分欠ク
 後詞樣詞代詞等ノ諸變化ヲ授クルコト各科讀方ノ如シ
 物理學讀講 一週一時
 窮理圖解等ノ書ヲ授ケ講述セシム

書讀

一週一時
 啓蒙手習本 十二月帖ナトヲ用ヒ簡略ナル日用文ヲ盤上
 ニ記シテ講解シ生徒ヲシテ寫シ取ラシム

○第二級 六ヶ月
 習字 一週四時
 前級ノ如シ
 算術 一週四時
 分數算ヲ授ク
 讀本讀講 一週四時
 道理圖解西洋新書等ノ書ヲ授ケ講述セシム
 地理讀講 一週四時
 既ニ學フ所ノ世界國盡ヲ順次ニ講述セシメ兼テ世界地圖ノ
 用法ヲ示ス
 文法 當分欠ク
 働詞ノ活用變化ヲ授ク
 物理學讀講 一週二時
 前級ノ如シ
 書讀 一週二時
 前級ノ如シ
 ○第一級 六ヶ月
 習字 一週二時
 前級ノ如シ

算術 一週四時
 分數并比例算ヲ授ク
 讀本輪講 一週二時
 前級ノ如シ
 物理學輪講 一週四時
 前級ノ如シ
 地理輪講 一週二時
 前書或ハ地理事始等ヲ以テ世界地圖ノ用法ヲ講述セシム
 文法 當分欠ク
 接詞副詞數詞等ノ活用ヲ授ク
 書牘 一週四時
 日用文諸証文等ヲ授ク
 各科溫習 一週二時
 從前學ヲ所ノ者ヲ舉テ溫習セシム
 右畢テ大試業ノ上上等小學ニ入ラシム
 落第ノ生徒ハ猶六ヶ月第一級ニ置ク
 第三章
 上等小學亦八級ニ分ツ每級課程各六ヶ月トス亦第八級ニ起テ第一級ニ終ル其ノ日課左ノ如シ
 ○第八級 六ヶ月
 細字習字 一週二時
 字形ヲ小ニシテ行草平假名交リノ文及ヒ書簡用文等ヲ學ハ

シム
 算術 一週四時
 比例算ヲ授ク
 讀本輪講 一週二時
 西洋事情等ノ類ヲ獨見シ來テ輪讀講述セシム
 物理學輪講 一週四時
 博物新編譯解同補遺格物入門和解氣海觀瀾廣義ノ類ヲ獨見シ來テ輪讀講述セシメ教師兼テ器械ヲ用キテ其說ヲ實ニス
 文法 當分欠ク
 作文ノ活用ヲ授ク
 書牘作文 一週四時
 短簡ナル日用文ヲ作ラシム
 地理輪講 一週四時
 皇國地理書ヲ獨見シ來リテ講述セシメ兼テ地名ヲ記サマル地圖ヲ置テ其地名ヲ呼ヒ其所ヲ指示セシム
 ○第七級 六ヶ月
 細字習字 一週二時
 前級ノ如シ
 算術 一週四時
 比例算ヲ授ク
 物理學輪講 一週四時
 前級ノ如シ

文法 當分欠ク
 前級ノ如シ
 書牘作文 一週四時
 前級ノ如シ
 歷史輪講 一週二時
 王代一覽等ヲ獨見輪講セシム
 地理輪講 一週四時
 輿地誌略ヲ用ヒテ前級ノ如クス但兼テ地球儀ヲ用ユ
 ○第六級 六ヶ月
 細字速寫 一週二時
 楷書片假名交リノ文又ハ行草平假名ノ文手簡文ノ手本ヲ置キ速ニ之ヲ書シ而シテ字形運筆巧緻ニシテ毫モ法外ニ出テサラシム
 算術 一週四時
 差分算ヲ授ク
 物理學輪講 一週四時
 前級ノ如シ
 書牘作文 一週四時
 前級ノ如シ
 文法 當分欠ク
 前級ノ如シ
 地理輪講 一週二時

前級ノ如シ
 歷史輪講 一週二時
 國史略等ヲ獨見シ來テ解説セシム
 算畫 一週二時
 南校版算畫本ヲ用キテ點線正形ノ類ヲ學バシムル事習字ノ法ノ如シ
 ○第五級 六ヶ月
 細字速寫 一週二時
 前級ノ如シ但手本ヲ用キズ其文ハ教師之ヲ口述ス
 算術 一週四時
 差分算ヲ授ク
 物理學輪講 一週二時
 前級ノ如シ
 書牘 一週二時
 日誌類ヲ用キテ公用文ヲ教フルコト日用文ノ法ノ如シ
 文法 當分欠ク
 前級ノ如シ
 地理輪講 一週二時
 前級ノ如シ
 歷史輪講 一週四時
 前級ノ如シ
 算畫 一週二時

- 机案ノ類ヲ畫カシムルコト前級ノ如シ
- 幾何 一週二時
- 測地略幾何學ノ部ヲ用テ正形ノ類ヲ授クル法ハ算術ノ如シ
- 第四級 六ヶ月
- 細字速寫 一週二時
- 前級ノ如シ
- 算術 一週四時
- 差分算ヲ授ク
- 書牘 一週四時
- 前級ノ如シ
- 物理學輪講 一週二時
- 前級ノ如シ
- 地理輪講 一週二時
- 前級ノ如シ
- 文法 當分欠ク
- 前級ノ如シ
- 歴史輪講 一週二時
- 萬國史略ノ類ヲ以テ獨見輪講スルコト前級ノ如シ
- 幾何 一週二時
- 諸線角度三角形ノ類ヲ授ク
- 算術 一週二時
- 西畫指南等ヲ用ヒ平面直線體ノ類ヲ畫カシム
- 博物 一週二時
- 博物新編譯解ノ家畜ノ部ヲ獨見輪講セシム
- 第三級 六ヶ月
- 細字速寫 一週二時
- 前級ノ如シ
- 算術 一週四時
- 累乗開法大略ヲ授ク
- 書牘作文 一週二時
- 公用文ヲ作ラシム
- 地理輪講 一週二時
- 前級ノ如シ
- 物理學輪講 一週二時
- 文法 當分欠ク
- 前級ノ如シ
- 歴史輪講 一週二時
- 五洲記事等ヲ獨見輪講スルコト前級ノ如シ
- 幾何 一週二時
- 圓形多角形平面形ノ類ヲ授ク
- 算術 一週一時
- 平面直線體ニ陰影アルモノヲ畫カシム
- 博物 一週一時
- 前書野獸ノ部ヲ獨見講述ス

化學 一週二時

化學訓蒙化學入門等ノ如キ書ニテ日用物品ノ分析配合ヲ獨見講究セシメ教師兼テ器械ヲ以テ之ヲ實ニス

- 第二級 六ヶ月
- 細字速寫 一週二時
- 前級ノ如シ
- 算術 一週四時
- 利息算ヲ授ク
- 歴史輪講 一週一時
- 前級ノ如シ
- 書牘作文 一週二時
- 前級ノ如シ
- 文法 當分欠ク
- 前級ノ如シ
- 地理輪講 一週二時
- 前級ノ如シ
- 物理學輪講 一週二時
- 前級ノ如シ
- 幾何 一週二時
- 諸形比較等ヲ授ク
- 算術 一週二時
- 弧線體ヲ畫カシム

第九篇 學制當時我が國の教育

博物 一週二時

前書草木ノ部ヲ授ク

化學 一週二時

前級ノ如シ

○第一級 六ヶ月

- 細字速寫 一週二時
- 前級ノ如シ
- 算術 一週四時
- 連級及對數用法ヲ授ク
- 地理輪講 一週一時
- 前級ノ如シ
- 物理學輪講 一週一時
- 前級ノ如シ
- 歴史輪講 一週一時
- 前級ノ如シ
- 文法 當分欠ク
- 前級ノ如シ
- 幾何 一週四時
- 實用法ヲ授ク
- 算術 一週二時
- 地圖ヲ畫カシメ其他種々アルヘシ
- 博物 一週二時

- 一 習字ちかみち
- 一 皇官名誌
- 一 啓手習の文
- 一 世界風俗往來
- 一 算術
- 一 加算九々圖
- 一 乘算九々圖
- 一 數學書
- 一 西洋度量早見
- 一 西洋比例法
- 一 洋算獨學
- 一 修身ギョウキ
- 一 和語陰騭錄
- 一 勸孝邇言
- 一 修身談
- 一 畫學
- 一 圖法階梯
- 一 讀方
- 一 小學讀本
- 一 西洋英傑傳
- 一 童蒙官職道しるべ
- 一 育英新論
- 一 西洋見聞圖解
- 一 物理訓蒙
- 一 地理
- 一 地理初步
- 一 郡名日本地理往來
- 一 導地學の栞

- 一 首書 繪入 世界都路
- 一 世界國名盡
- 一 萬國道中記
- 一 萬國地理訓蒙
- 一 繪地學往來
- 一 歷史
- 一 內國史略
- 一 史略
- 一 參考太平記
- 一 條約國史略
- 一 物理
- 一 物理階梯
- 一 窮理發明記事
- 一 蒙究理問答
- 一 理學摘要
- 一 窮理通
- 一 發蒙理學問答
- 一 蒙究理便解
- 一 幾何
- 一 小幾何用法

これ等を通覧すると、我が國在來の庶民教育機關たりし寺子屋の教科書が多く採擇せられてゐ、これに廣く世界の知識を盛つたものも加はつてゐるが、何れも我が國で出來たもの、我が國で編纂せられたものであつて、西洋の教科書そのままの翻譯ものは殆んど見出されないのである。

西洋教科書の翻譯ものの多く現れたのは、これより後の教育令時代に入つてからのことであつて、維新直後學制時代に於ける初等教育の内容は、明かに日本的なものであつたことが判るのである。

四

これと同時に、この小學教則は一般の準則であつて「各其地其境ニ隨ヒ能ク之ヲ斟酌シテ活用ノ方ヲ求ムヘシ」と示してある如く、地方の情況に隨應して適宜に酌量運用せしめたものである。依つて各大學區本部はこれに基づいて實施遂行の規程を定めて、これを管内に頒つたのである。例へば東京に本部を置いた第一大學區では、明治七年の一月に次の如き下等小學教則を頒布してゐる。それは東京師範學校の藏版であるが、これには先づその凡例に於て

- 一 教則中、每階六箇月間ノ習業ト定ムト雖モ、生徒、學術進步ノ都合ニヨリテ斟酌増減ハ教師ノ意ニ任ス可シ
- 一 教則ニ揭示スル每級ノ諸課ハ必ず同一ニ習熟セシメ、勉メテ同時ニ同級ヲ終ヘシムヘシ
- 一 每級卒業ノ者ハ試験ヲ經テ昇級セシメ、落第ノ者ハ猶其級ニ止ムルヲ法トス
- 一 課目中、讀物ヲ授クルニハ、熟語等ノ意味ヲ委ク説明シ、其要處ハ縷々口授ス可シ

- 一 六級以上ノ問答ニ讀物ヲ用キルハ、書中ノ要處ヲ誦讀セシムルモノトス
- 一 課目中、單語圖第一二ハ、五十音圖ニテ授ケタル、昔ノ區別ヲ示スモノナレバ、深ク習熟セシムルヲ要ス

一 習業ノ時間ハ、一日五時間ト定メ、時間割ノ概表ヲ卷末ニ示スと掲げて、教授の準則を擧げ、然る後教則を次の如くに述べてある。

- 一 小學ヲ分テ、上下二等トス、下等小學ノ生徒ハ、年齢六歳ヨリ九歳ニ終リ、在學四箇年トス
- 一 下等小學ノ課程ヲ分テ八級トス、每級六箇月ノ習業ト定メ始テ學ニ入ル者ヲ、第八級トス
- 第八級
 - 一 讀物
 - 一 五十音圖ト、濁音圖ニテ、假名ノ音、及ビ呼法ヲ教ヘ、單語圖第一ヨリ、第八マデト、連語圖第一ヨリ、第八マデヲ教ヘ、或ハ兼テ、小學讀本卷之一ノ一二回ヲ授ク
 - 一 算術
 - 一 數字圖ト、算用數字圖ヲ以テ、數字ノ讀方ト、一ヨリ百マデノ書キ方、位取り、並ニ算盤ニテ、物數ノ數ヘ方ヲ教ヘ、兼テ加算九々ヲ誦讀セシム
 - 一 習字
- 一 石盤ニテ、假名ノ字形ヲ教ヘ、次ニ習字本ヲ與ヘ、筆ノ持チ方等ヲ教フ
- 一 書取
 - 一 五十音並ニ單語ノ文字ヲ、假名ニテ綴ラシム
- 一 問答
 - 一 單語圖ヲ用キテ、諸物ノ性質・及ビ用キ方等ヲ問答ス
 - 一 復讀
 - 一 體操
 - 一 體操圖ニ依テ授ク以下、之
 - 第七級
 - 一 讀物
 - 一 小學讀本、卷之一二ヲ授ク
 - 一 算術
 - 一 前級ノ如ク、百ヨリ萬マデノ數ヲ教ヘ、乘算九々ヲ誦讀

- セシメ、兼テ羅馬數字ヲ授ク
- 習字
- 習字本ニテ、楷書ヲ授ク
- 書取
- 單語ヲ書取ラシム
- 問答
- 人體ノ部分、通常物、及ヒ色ノ圖ヲ問答ス
- 復讀
- 體操
- ○第六級
- 讀物
- 小學讀本卷之三、及ビ地理初步ヲ授ケ、兼テ地球儀ヲ示ス
- 算術
- 加法ヲ授ク、最初ハ、小學算術書ヲ用キテ、階級ヲ主トス、下之ニ數ヘ
- 習字
- 習字本ニテ、楷書ヲ授ク
- 書取
- 小學讀本中ノ句ヲ書キ取ラシム
- 問答
- 形體線度圖、及ビ地理初步、地球儀等ヲ問答ス
- 復讀

- 體操
- ○第五級
- 讀物
- 小學讀本卷之四、及ビ日本地誌略卷之一ヲ授ケ、兼テ地圖ヲ示ス
- 算術
- 減法ヲ授ク
- 習字
- 習字本ニテ、楷書ヲ授ク
- 作文
- 單語中ノ一二字ヲ題ニ與ヘテ一句ニ綴ラシメ、或ハ一句ノ題ヲ與ヘテ、二三句ヲ綴ラシム
- 問答
- 日本地誌略、及ビ地圖、地球儀等ヲ問答ス
- 復讀
- 體操
- ○第四級
- 讀物
- 小學讀本卷之五、及ビ日本地誌略卷之二ヲ授ケ、兼テ地圖ヲ示ス
- 算術
- 乘法ヲ授ク

- 習字
- 行書ヲ授ク
- 作文
- 前級ノ如シ
- 問答
- 前級ノ如シ
- 復讀
- 體操
- ○第三級
- 讀物
- 日本地誌略卷之三、及ビ日本史略卷之一ヲ授ケ、兼テ地圖ヲ示ス
- 算術
- 除法ヲ授ク
- 習字
- 行書ヲ授ク
- 問答
- 日本地誌略、及ビ日本史略ヲ問答ス
- 作文
- 前級ノ如シ
- 復讀
- 體操

- ○第二級
- 讀物
- 日本史略卷之二、及ビ萬國地誌略卷之一ヲ授ケ、兼テ地圖ヲ示ス
- 算術
- 容易キ分數ヲ授ク
- 習字
- 草書手紙ノ文ヲ授ク
- 問答
- 日本史略、萬國地誌略、及ビ諸射地圖等ヲ問答ス
- 作文
- 容易キ手紙ノ文ヲ綴ラシム
- 復讀
- 體操
- ○第一級
- 讀物
- 萬國地誌略卷之二、及ビ萬國史略卷之一二ヲ授ク
- 算術
- 分數ヲ授ク
- 習字
- 草書手紙ノ文ヲ授ク
- 問答

萬國地誌略、萬國史略、及び博物館第一ヨリ第□マデヲ

一 諸科復習

問答ス

一 從前學ブ所ノモノヲ舉ゲテ、復習セシム

作文

一體操

容易キ手紙ノ文ヲ綴ラシム

一 右卒業ノ後、大試験ヲ經テ、上等小學ニ入ルヲ許ス

習業時間	一六ノ日ヲ以テ休暇トス	一ノ日	二七ノ日	三八ノ日	四九ノ日	五ノ日	六ノ日
九時ヨリ十時マデ	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	
十時ヨリ十時五分マデ	體操	體操	體操	體操	體操	體操	
十時五分ヨリ十一時マデ	讀物	讀物	讀物	讀物	讀物	讀物	
十一時ヨリ十一時五分マデ	體操	體操	體操	體操	體操	體操	
十一時五分ヨリ十二時マデ	書取	書取	書取	書取	書取	書取	
十二時ヨリ一時マデ	休	休	休	休	休	休	
一時ヨリ二時マデ	算術	算術	算術	算術	算術	算術	
二時ヨリ二時五分マデ	體操	體操	體操	體操	體操	體操	
二時五分ヨリ三時マデ	習字	習字	習字	習字	習字	習字	
五級以上ハ書取ノ時間ヲ作文ノ時間ニ換フ							

これは教授の内容及び取扱の方法を示した教則であるが、さて教授の内容及びこれが取扱の方法の實際は、その局に當る教師その人の運用に俟つところ極めて大きいことは元より言ふまでも

ない。よつて一方には、かくの如き教則を頒つと同時に、他方に於ては小學教師心得といふものを定めて、これも亦全大學區内に頒ち、兩々相俟つて教育の効果を擧げることゝ努めたものである。それは次の如くである。

- 第一條 凡教師タル者ハ學文算筆ヲ教フルノミニ非ス父兄ノ教訓ヲ助ケテ飲食起居ニ至ル迄心ヲ用キテ教導スヘシ故ニ生徒ノ中學術進歩セズ或ハ平日不行狀ノ徒アラバ教師タル者ノ越度タル可シ
- 第二條 教師ハ生徒ヲ誘導シテ信從セシメ親切篤實ニ訓誡シテ懶惰ノ風ヲ生ゼシム可ラズ
- 第三條 幼稚ノ時ハ總テ教師ノ言行ヲ見聞シテ何事モ善キ事ニ心得ル者ナレバ授業時間ノ外タリトモ不善ノ行狀ヲ示ス可ラズ妄語ス可ラズ生徒ヲシテ惡キ友ト交ルヲ禁シ自身モ亦惡キ人ト交ル可ラズ
- 第四條 教師生徒ノ教導ニ於テハ勉勵スト雖モ其身ニ於テ聊カモ不善不正ノ言行アル時ハ生徒モ亦之ニ習フベシ故ニ生徒ヲシテ正實ナラシメン事ヲ欲セバ自ラ欺ク事勿レ自ラ欺キ自ラ怠ル時ハ生徒モ亦之ニ習ヒテ正實賢才ノ者ト爲ル事無ル可シ
- 第五條 教師ノ訓誡ハ生徒必ズ敬ミテ從ハザル可ラズ故ニ教師ノ心正シカラズ其行ヒ浮薄ニシテ世人ノ侮慢ヲ受ル時ハ生徒モ亦其教師ヲ信ゼズシテ訓誡ニ從ハザル而已ナラズ反テ我惡風ニ濡染スルニ至ル可シ
- 第六條 教師一人ニ生徒凡五十人ヲ受持ツ可シ
- 但最初廿五人ヲ受持チ六ヶ月ノ後又廿五人ヲ受持ツ可シ
- 第七條 教則ニ揭示スル諸課ハ必ず順序ヲ逐テ同一ニ習熟セシメ務メテ甲乙無キ様ニ訓導シ同時ニ同級ヲ卒ヘシム可シ但非常ノ顯才アリテ特ニ進歩スル者ト魯鈍ナル者トハ此例ニ非ズ
- 第八條 生徒運動場ニ於テ體操ヲ爲ス時ハ必ス之ヲ監守シテ粗暴ノ舉動ヲ制シ生徒ノ怪我無キ様注意ス可シ

第九條 生徒ヲシテ食ニ就ク時刻ヲ誤ラシメズ順次ニ食卓ニ就カシメ飲食ノ仕方ヲ教ヘ且嚴シク談話ヲ禁シ食終ル時モ初ノ如ク順次ニ立タシム可シ

第十條 授業ノ時刻至レハ一同遲速無キ様教場ニ至ラシメ順序ニ席ニ就カシム可シ

第十一條 授業中ハ教場ニ人ノ出入スルヲ禁ス可シ

但別段教場ヲ觀シテ事ヲ乞フ者ハ稽古ノ妨ケナキ様之ヲ許ス可シ

第十二條 生徒ヲシテ退校セシム可キ箇條左ノ如シ

第一 盜竊ノ心アル者

第二 懶惰亂暴ニシテ度々訓誡ヲ加フレ共改メザル者

第三 偽計妄語ヲ爲シ度々訓誡ヲ加フレ共改メザル者

第四 一級卒業ノ試験ニ落第三度ニ及ブ者

第十三條 幼童ハ物ニ倦ミ易ケレバ生徒ノ心ヲ勵マシ稽古ノ進歩スルヲ樂ミト爲ス様ニ誘導ス可シ

第十四條 校内ニ澡盥ヲ設ケ不潔ノ生徒アラバ指揮シテ洗嗽セシム可シ

以上は東京に本部をもつた第一大學區に就てであるが、大阪に本部を置いた第三大學區にあつても、亦明治六年九月に小學規則といふものを出してゐる。それは

小學ハ普通學ノ階梯ヲ踐ミ進歩シテ技藝ヲ長シ知見ヲ擴メテ以テ實用ノ地ニ臻ランコトヲ期ス故ニ一般ノ幼童ハ其齡ノ六歳ニ及ブ者男女ノ別ナク必ス此學校ニ於テ設クル所ノ方法ニ從ヒ讀書習字算術ノ三學ヲ修業セシム而シテ其設立スル所ノ方法ハ學制ニ遵ヒ教則ニ據リ生徒ノ階級

學術ノ課式試験ノ程則等ヲ定ムルコト左ノ如シ

との序説の下に、その本文は次の如くに敘述せられてゐる。

第一章 此小學ヲ脩スルニ四課ヲ立ツ四課ヲ脩スルニ順序アリ八級ニ別ツ四課ハ讀書誦習字算法等級ハ第八級ヨリ進テ第一級ニ至リ上下二等合セテ十六級トス毎級ノ諸課ハ必ス同一ニ習熟セシメ勉メテ同時ニ同級ヲ終ヘシム可シ

第二章 第八級ヨリ順ヲ進テ上進シ一級ニ至テ下等小學ノ課業畢リ進テ上等小學ニ入り重ネテ八級ヨリ一級迄ヲ卒業シテ中學校ニ入ルヲ許ス毎年ノ卒リ從前學ヲ所ノ諸課ヲ復習セシメ漏闕ナキコトヲ要ス

但一級ハ習業大約六ヶ月トス

第三章 種痘セザル者及ヒ傳染病アル者ハ此校ニ入學スルコトヲ得ス

第四章 六歳ヨリ十三歳マデ小學生トシ順ヲ進テ定等ノ課業ヲ脩セシムルヲ要ス然レトモ其學術進歩ノ都合ニヨリテ習業其限月ヲ斟酌増減ナスコトアル可シ

但十三歳以上ノ者ト雖モ此課ニ從事スル者ハ總テ小學生ト見做ス

第五章 小學課業ヲ脩スルニ四課兼脩セシムルコト定期タリト雖モ齡殊ニ長シテ全ク其課業ヲ踐ムコト能ハサル者ハ其志ニ任セ夜學校ニ就テ一課又ハ二課ヲ脩業スルヲ許ス

第六章 四課試業ノ法ヲ設ク

上 音訓朗暢意義明了ノ者

下 忘誤過多自思テ不得者

上 隨問隨答一ノ遺漏ナキ者

下 誤脱アリ自カラ思テ不得者

第九篇 學制當時我が國の教育

習字 上 字畫端正運筆巧活ナル者

下 字畫不正運筆粗笨ナル者

算術 上 即題即答更ニ遺算ナキ者

下 遺算アリテ再勸不得者

第七章 試業ノ階級上ヲ得ル者ハ一級ヲ登シ下ハ落第トシ猶其級ニ止メ熟業ノ上再試スヘシ

第八章 上下二等ノ課程ヲ卒業スル時ニ方リ大試験アリ當日知參事臨校掛官員諸教官從ツテ相試ミ登第ノ者ハ其證憑ヲ與ヘ或ハ褒賞ヲ遺スコトアルヘシ

第九章 小試験ハ一級通熟ノ後教師ヨリ願出ルヲ待テ之ヲ試ミ進級ノ者ハ其等第幾級卒業ノ試験狀ヲ與フ

第十章 小試験ノ前々日其組合ノ一校ヘ達ス其校ヨリ組中ノ諸校ニ報告スヘシ

第十一章 毎校巡講師ヲ遣シ學問ノ趣意修身養生等ノ義ヲ講述セシム其日ハ區長戸長ヲ始メ生徒并區中ノ男女家職ノ暇アル者ハ參校聽聞ヲ許ス

第十二章 一日五時間ヲ以テ正課ノ時限トス四月二日ヨリ八月上校十月二日ヨリ九月上校

第十三章 遊歩場ノ傍深淵ヲ設ケ不潔ノ生徒ハ洗滌セシムヘク教場内ハ隔戸ヲ開キ新鮮氣ヲ通シ平常ノ溫度ハ大抵華氏六十八九度以上ニ過ギザルヲ要ス

第十四章 年中休學左之通

- 一 毎月一六日三十一日ハ休二非ス 一 一月一日至十日 一 元始祭 一 新年宴會
- 一 孝明天皇祭 一 紀元節 一 神武天皇祭 一 神嘗祭
- 一 天長節 一 新嘗祭 一 十二月十五日至三十一日

右之外所ノ産神祭日

即ち茲には、教則といはんよりは一般に學校規則と呼ばれるべきものの梗概が示されてゐ、社會教育並びに學校衛生に關する事項も亦含まれてゐ、然も何れもその規定は簡にして要を得てゐる。そして教法に關する事項は、これと同時に茲でも亦、制定指示せられた小學教師心得の中に頗る適切に指示せられてゐるのであつて、それは實に次の如くである。

小學教師心得

第一條 讀書ハ音訓ヲ正フシ文意ヲ明ニシ速ニ物情ニ通曉シ易カラシメ習字ハ法畫ヲ端フシ廣ク世間ニ通用シ算法ハ其授方繁

元ヲ省キ日用有益適當ノ法ヲ教導スルヲ要ス

但算畫ハ習字ノ法ニ同シト雖モ其幾何學ヲ根本トスルヲ以テ算術ノ條ニ之ヲ加フ

第二條 五ノ日四十分間下等七級以下ノ生徒ヲ聚メ團體ノ大意ヲ口授ス五級以下修身ノ義五級以上三級迄ハ養生ノ義ヲ縷々示

説ス

第三條 下等四級以上上等一級迄ノ生徒ヘハ時間ヲ定メ既ニ學ヒシ地理物理歴史諸書ヲ輪講セシム

第四條 小試験ハ規則中第九章ニ準シ一級熟セル後左ノ雛形ノ通り認メ申出ツベシ

美濃紙 四ツ切	何等第幾級	年號月日	市第何番小學生徒 苗	句讀教師 習字教師 算術教師	字 何 名 何 月
------------	-------	------	---------------	----------------------	-----------------------

但他管ノ者ハ其本貫族籍ヲ肩書ニスベシ

第五條 教師タル者ハ學文筆算ヲ教ヘ兼テ父兄ノ教訓ヲ助ケ教導スベキ者ナレバ生徒ノ學術進歩セズ不行狀ノ者アルハ教師ノ越度タルベシ

第六條 教師ハ藝術ヲ主トシ行狀ヲ良善ニシ親切篤實ニシテ生徒ヲ訓導シ其他校中ノ諸規則ヲ審カニスベシ

第七條 幼童ハ物ニ倦ミ易ケレバ生徒ノ心ヲ勵マシ稽古ノ進歩スルヲ樂ミト爲ス様ニ誘導スベキヲ要ス

第八條 正課ノ外午後一時間ヲモツテ放學ト定メ此時間校内ニ於テ生徒ニ歩行運動ヲ許シ兼テ器械ヲ設ケ體操ヲナサシム其時ハ之ヲ監守シ粗暴ノ舉動ヲ制シ生徒ノ怪俄無キ様注意スベシ

第九條 教師ノ勤惰簿ヲ作り學區取締其勤不動ヲ檢シ簿中ニ押印シ月末府廳ニ出サシムベシ

第十條 上下二等卒業ノ大試験日ハ三教師トモ出席勿論ナリ毎級試験ノ當日モ同斷タリト雖モ校務欠クベカラザルニ付申合せ一名申出ノ生徒ヲ統ヘ出席致スベシ

この第三大學區の小學教則に示されてゐる如く、この頃の小學校の教育は句讀・暗誦・習字・算術、それに修身・體操・及び圖畫を若干加へ授けたものであつて、その教授の實際も亦、最初に於ては在來の寺子屋教育のそれと大差無きものであつたであらうと考へられる。本部師範學校に於ては、寺子屋師匠の少壯なものや教員志望の有爲な青年を集め、東京師範學校を卒業して派出在勤せしめられた訓導が、これを指導して新制度の趣旨と、これに基づく教育方法とを傳習せしめたのである。學習に使用する石盤・石筆の如きも最初は海外よりの輸入品を使つたのである

が、明治七年の頃内地でこれを製造供給するやうに成つてから、漸次に全國に普及したのである。明治七年四月十八日發行の文部省報告第七號を見ると、次の事が載つてゐる。

今般第二大學區筑摩縣ヨリ石盤發明ノ義ヲ開申ス因テ左ニ記ス

筑摩縣管下

鹽尻小學教員

吉 永 林 誠

右林誠石盤ノ生徒必用ノ具ニシテ一日モ欠ヘカラサルヲ知ルト雖モ其物タル海外ヨリ舶來スルヲ以テ品乏ク價貴ク僻地貧窶ノ人ハ容易ニ之ヲ購求スル能ハス子女ノ輩往々入校ノ期ヲ愆ル者アルヲ歎シ同驛ノ寄留工小松文吉ト詢リ木板ヲ以テ石盤ニ代用スルコトヲ發明シ之ヲ試ムルニ字畫分明ニシテ之ヲ拭ヘバ痕ヲ存セス其功用石盤ニ異ナルコトナシ製方ハ生漆ニ石粉ヲ混合シテ板面ニ塗着スルノミ故ニ其質輕クシテ兒童ノ攜帶ニ便ナリ且其價最モ卑ク縱令精巧ノ製ナルモ僅ニ三四錢ニ過キス甚タ貧家ノ購求ニ易シ既ニ本年第一月以來生徒ニ付與シ及ヒ近村有志ノ輩ヘ配布スルコト凡ソ三百餘校ニ及フト云

又平素の休業日の如きも、上掲第三大學區の教則にもある通り、一六の日と定めてゐた處が多かつたのであるが、明治七年三月から一週一日即ち日曜日をして休業日と定めたのであつて、同

月二十日發行の文部省報告第四號に左の如く示されてゐる。

諸學校休業從來一六ノ日ヲ以テスルアリ或ハ日曜日ヲ以テスルアリ而一六ノ日ヲ以テスル者ハ休業繁ク生徒課程ニ於テ大ニ欠失ヲ生ス因テ官立學校ハ都テ一週一日乃日曜日ニ改定セリ今之ヲ報告ス

明治十年の三月に至つて東京府は小學授業法を制定し、翌四月には小學試驗法を制定し、共にこれを管下の小學校に配布したのである。今日の教授法のことを當時は授業法と呼んでゐたのであるが、この小學授業法こそ、私の見る所では、我が國維新後に現れた各科教授法の最初のものではあるまいかと思はれる。そしてそれは實に、歐米の教授法が盛に我が國に輸入せられた教育令時代よりも以前に當つて、學制によつて示された規模の大きな進んだ新しい教育の實施方法を打建てようと努めた吾等の先人の研究努力の産物であり、現在及び將來の我が日本の教授方法を根本的に打建てんが爲に歐米模倣時代以前の沿革を遡尋參考せんとする眞摯な研究者には、洵に意味深いものであると考へられる。明治時代の教授法を研究する人達の多くは、ヘルバルト派流の教授法にまで、又其の以前の開發教授にまでは遡尋するけれども、それ等よりも尙以前の授業法にまで遡る人は少ない。然しヘルバルト派流の教授法でも又開發教授でも、何れも歐米輸入の

ものであつて、それより以前の學制時代の授業法にこそ、却つて我が國傳來の教材に即して考案せられた方法上の研究の所産が見られるところも仲々に多いのである。唯その記録が餘り世に傳はり存してゐないために、探究が容易でないのである。これ等の點をも考へて、茲に眞摯な研究者のために、この小學教授法に就て少しく詳述しておかうと思ふ。尤もこの頃より後には、これに似たものが諸地方に於ても若干出てゐるのであるが、それ等を一々に擧げる譯にも行かぬからその代表的なものとして、これを掲げることにするのである。さてこの小學授業法には、その冒頭に於て

小學ノ教タル授業ノ法其宜キヲ得サレハ徒ニ兒童ヲ厭倦セシムルノミニシテ其知覺ヲ暢發シ其術藝ヲ長成スルコト能ハス故ニ先般定ムル所ノ教則ニ據リ每級授業ノ法方ヲ細記シ以テ誘掖提誨ノ便ニ供フ然レトモ僅ニ其一斑ヲ窺フモノニシテ未タ其全豹ヲ盡スト謂フベカラス將來良法ヲ創意シ良器ヲ發明スルモノアレハ隨テ改正セントス小學ニ從事スル者宜シク此旨ヲ領シ創意發明スル所アラバ速ニ開陳センコトヲ要ス

との辯言を掲げて教授者の研究工夫を獎勵してゐるのであるが、その本文は第一章通則、第二章下等學科授業法、第三章上等學科授業法、第四章雜則の四章から成つてゐる。先づその第一章通

則を擧げると次の如くである。

○讀書

讀書ニ授讀ト復讀ノ二様アリ其別左ノ如シ

○授讀

授讀トハ始テ讀ヲ授クルナリ其法先ツ一生徒ニ授讀シ次ニ一齊ニ授讀シ次ニ單讀輪讀齊讀摘書授讀ト順序ヲ逐テ教授スルモノトス

一人授讀

一人授讀ハ下位ノ生徒ヨリ始メ一人毎ニ授ケ大抵四五名ニシテ止ム

一齊授讀

一齊授讀ハ生徒一齊ニ授ケルヲ云フナリ

單讀

單讀ハ上位ノ生徒ヨリ始メ或ハ故ラニ不注意ノ生徒ヲ指テ一章又ハ二三句ヲ讀マシム若誤讀等アラバ他ノ生徒ヲシテ之ヲ正サシメ猶正ラ得サレハ讀得ル者ニ右手ヲ揚ケシメ其中ノ一名ヲ指シテ其誤ヲ正サシム而シテ後チ前ノ誤讀セシ者ニ再ヒ讀マシムルナリ

輪讀

輪讀ハ上位ノ生徒若クハ下位ノ生徒ヨリ始メ一句ツゝ順序ニ讀マシムルナリ若誤讀アラハ直ニ次生ヲシテ之ヲ正讀セシム

ルヲ云フナリ

齊讀

齊讀ハ生徒ヲシテ一齊ニ讀マシメ或ハ一行毎ニ讀マシムルトアルベシ但一句讀了ル毎ニ「次」ト令シテ次句ニ移ラシム然レトモ下等五級以上ニ至リテハ此令ヲ略スモ可ナリ

摘書

摘書ハ先ツ令シテ書ヲ掩ハシメ而シテ其日讀ミシ處ノ中ニ就テ單字或ハ熟字ヲ黑盤ニ書シ一生徒ヲ指シテ之ヲ讀マシメ尋テ兩三生ニ及ボシ而シテ後チ一齊ニ之ヲ讀マシムベシ書中ノ文字ヲ摘書シ了レバ更ニ盤面ノ數語ヲ一齊ニ讀マシメ而シテ又一生徒ツゝ(不注意ナルモノカ)二三熟字ヲ讀マシメ之ヲ數生ニ及ボシ然ル後一生徒ヲ指シテ又盤面ノ一熟字ヲ讀マシメ且ツ其字義ヲ問ヒ(本讀ニ於テハ未ダ其意義ヲ授ケザレドモ)答フルコト能ハザレバ他ノ生徒ニ移シテ之ヲ問フベシ尙答フルコト能ハサル時ハ解シ得ル者ヲシテ右手ヲ揚ケシメ又之ヲ問フベシ生徒皆解シ得ザル時ハ教師之ヲ説明スベシ如此シテ盤面ニ摘書セシ字義ヲ問ヒ了レハ復タ一齊ニ誦讀セシムベシ

授講

但シ摘書スルニ黑盤ノ一隅ニノミ書スベカラズ左右相互換シテ書スベシ且ツ文字ノ活用語尾ノ變化等ヲ詳説スベシ

授講ハ其日授ケシ所ノ意義ヲ教師自ラ説明シ(説明スルニ三四回)疑義アルモノヲシテ右手ヲ揚ケシメ其中ノ一生徒ヲ指シテ質問セシムベシ尙餘時アラバ一二生徒ヲシテ其授ケシ所ニ就テ講ゼシムルモ可ナリ

○復讀

復讀ハ前日授ケシ所及嘗テ讀了セシ所ヲ最初ヨリ復習セシムルナリ其法單讀次ニ輪讀齊讀摘書講義ト順序ヲ逐テ教授スルモノトス

單讀

前授讀中單讀ノ法ニ同シ

輪讀

前授讀中輪讀ノ法ニ同シ

齊讀

前授讀中齊讀ノ法ニ同シ

摘書

前授讀中摘書ノ法ニ同シ

講義

講義ハ令シテ書籍ヲ繕カシメ先ツ一生徒ヲ指シテ講セシメ了レハ他生徒ヲシテ其疑義ヲ質問サシム然レモ教師之ヲ承ケ次キ生徒ヲシテ互ニ質問サシム可カラス

○問答

本課ハ前日豫メ約セシ(當日問答スベキモノハ前日豫メ約セシモノトス)處ア中ニ就テ問答スベ

シ其法先ツ一生徒ヲ指シテ問フベシ其ノ生徒若シ答フルコト能ハザルトキハ他ノ生徒ヲ指シテ之ヲ問フベシ此ノ如ク二三生ニ及ボスモ猶答フルコト能ハサレハ其答ヘ得ル者ヲシテ右手ヲ揚ケシメ其中ノ一生徒ヲ指シテ答ヘシムベシ

○書取

書取ハ左圖ノ如ク生徒ヲ奇偶ノ兩位ニ分チ先ツ書取ルヘキモノ二個ヲ朗讀シ偶位或ハ奇位ノ生徒ヲシテ前ニ誦セシモノヲ書取ラシメ奇位或ハ偶位ノ生徒ヲシテ後ニ誦シタルモノヲ書取ラシム此際教師机間ヲ巡視シテ其正否ヲ監シ生徒書了レハ前ニ誦シタルモノ即チ偶位或ハ奇位ノ書取リシ文字ノ正否ヲ黑盤上ニ書シ照準セシメテ其正否ヲ判シ否ナル者ニハ改テ書セシムベシ了レハ奇位或ハ偶位ノ書取ルヘキモノヲ誦シ尋テ偶位或ハ奇位ノ正否ヲ判シ照準セシムルコト前ノ如クス(奇位ノ正否ハ黑盤ノ右方ニ書シ偶位ノ正否ハ左方ニ書ス)了レハ令シテ石盤ヲ收メシメ翌日書取ルヘキモノヲ黑盤ニ書シ先ツ一生徒ヲ指シテ之ヲ讀マシメ尋テ齊讀セシム而シテ後チ令シテ手簿ヲ出サシメ盤上ノ文字ヲ寫シ取ラシム

奇偶位ヲ別ツノ法左ノ如シ

偶奇 偶奇

偶奇 偶奇

○作文

本課ハ題ヲ黒盤ニ書シ一二生徒ヲシテ之ヲ讀マシメ尋テ一齊ニ誦讀セシム(上級ニ至リテハ必ズシモ書)而シテ後チ一生徒ヲシテ其題意ヲ講述セシム若生徒中解シ得ルコト能ハザレハ教師自ラ之ヲ説明シテ後チ筆ヲ取ラシム生徒既ニ文ヲ作り畢レハ一生徒ツム順序ニ直立センメテ其文ヲ朗讀セシムヘシ此ノ際生徒ヲシテ互ニ其文ノ巧拙ニ注意セシメ一同讀ミ了レハ總生徒ニ向テ巧拙交々問ヒ其中最モ巧ナルモノ(時宜ニヨリ故ラニ拙文ヲ)ヲ盤上ニ書シ作りシ者ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ而ル後チ先ツ各生徒ヲシテ刪正セシメ(生徒ヲシテ刪正スベキコトヲ)尋テ教師之ニ添削ヲ加ヘテ其文義ヲ説明スベシ

但シ宿題ハ一週ニ二回トス

○文談

文談ハ作文ノ科ニ於テ生徒ノ作りシ宿題及席題ノ中稍巧ナル者或ハ其行文ノ相異ナル者凡二三篇ヲ撰ビ之ニ添削ヲ加ヘ黒盤ニ書シ其改竄セシ原由ヲ説明シ起首結尾關節段落等ノ法ヲ細シク教フベシ

○算術

算術ニ三アリ誦算筆算珠算是ナリ誦算又別テ二トナス一ヲ口唱誦算ト曰ヒ一ヲ盤上誦算ト曰フ先ツ口唱誦算盤上誦算ヲ授ケ次ニ筆算珠算ニ及フベシ而シテ筆算珠算ハ隔日ニ授クルヲ良トス

口唱誦算

口唱誦算ハ教師先ツ適宜ノ題ヲ唱ヘテ其數ヲ示シ算シ得ル者ヲシテ右手ヲ揚ケシメ其中ノ一生徒ヲ指シテ答ヘシメ(之レハ他生徒ヲシテ直ニ手)之ヲ黒盤ニ書シ同答ノ者ヲシテ右手ヲ揚ケシム而シテ異算ニシテ手ヲ揚ケザル者ノ答モ亦之ヲ盤上ニ書シ其正否ヲ判シテ生徒ニ示スベシ(或ハ教師式ヲ盤上ニ書シテ正答ヲ得レハ乃一齊ニ其實數ヲ誦讀セシムベシ以下之)

盤上誦算

盤上誦算ハ適宜ノ題ヲ盤上ニ書シテ算セシム算シ得ル者ハ隨意ニ起立セシメ其中ノ一生徒ヲ指シテ答ヘシメ之ヲ黒盤ニ書シ同算ノ者ヲシテ直チニ復坐セシム而シテ猶起立スル者アレハ又其答ヲ黒盤ニ書シテ復坐セシム而シテ後チ教師盤上ノ正否ヲ指シ同算ノ者ヲシテ右手ヲ揚ケシメ其正否ナルコトヲ示シ或ハ自ら算式ヲ示シテ其正否ヲ知ラシムベシ

筆算

筆算ハ先ツ令シテ石盤ヲ出サシメ式題或ハ問題ヲ黒盤ニ書シ一生徒ヲ指シテ之ヲ讀マシメ尋テ一齊ニ誦讀セシム然シテ後チ教師其題意ヲ講述シ(生徒ヲシテ難達セシムルコトアル可シ)畢リテ生徒ヲシテ之ヲ算セシム(算シ得ルモノハ直ニ)生徒既ニ算シ了レハ令シテ石盤ヲ故ノ如クニ反サシメ一生徒ヲ指シテ答ヘシメ之ヲ黒盤ニ書シ他生徒ヲシテ之ニ照準セシム其正否ヲ判スルノ法口唱誦算ニ同シ但シ宿題ハ一週ニ二回トス

珠算

珠算ハ先ツ大算盤ヲ盤上ニ懸ケ令シテ生徒ニ算盤ヲ出サシム然シテ後チ問題ヲ出シテ算セシム其ノ法總テ筆算ト異ナルコトナシ

○書方

書方ハ先ツ令シテ用具ヲ出サシメ教師黒盤ニ其習フヘキ文字ヲ書シ(習字ニ據テ)讀方及字畫運筆ノ順序等ヲ教ヘ然シテ後チ筆ヲ取ラシメ教師隨テ机間ヲ巡視シテ其筆跡ヲ矯正スベシ但黒汁ヲ持來ラシムルカ或ハ豫メ黒ヲ磨リ來ラシムベシ

○圖畫

圖畫ハ令シテ用具ヲ出サシメ其習スヘキ畫ヲ黒盤ニ書シ運筆ノ順序方法ヲ教ヘ然ル后チ摸寫セシム巡視矯正スルコト書法ト同シ

但下等第五級ヨリ三級迄ハ只線ヲ畫スルノミナレハ全一時間從事セシメス二十分乃至二十五分ツ、習ハシメ都合一週ニテ二時間就課スルヲ率トシ書方ト相交ヘテ授クヘシ毎級習畫ノ順序ハ畫學本(東京府師範)ニ據ル可シ

といふのである。

五

○手藝 裁縫術

手藝中裁縫術ハ上等第八級ヨリ授クルノ成規ナレトモ十歳以上ニシテ下等學科ヲ學ブ者ト雖モ本科ノ餘暇ヲ以テ之ヲ教フルハ妨ケナシトス其授業ノ方法ハ上等學科裁縫ノ條ニ審カナリ

○口授

下等學科修身養生口授ハ教師其口授スヘキ條件ヲ記憶シ置キ書籍ヲ用キスシテ明瞭ニ解明スベシ

○記簿法

幾何學

○諸科溫習

右授クルノ法ハ上下等學科授受法中ニ審カナリ

○體操

體操書(東京府師範)ニ據テ之ヲ授クヘシ

○唱歌

唱歌ハ音調符號ノ書及樂器ノ設ケ未タ備ハラザルヲ以テ姑ク之ヲ缺ク

第二章は下等小學校授業法であり、第八級から第一級に至るまで、各級毎に各科目について、その教授法が掲げられてゐる、第三章は上等小學校授業法であり、これは、その第八級より第一級までを一括し、各科目について、その教授法を示してゐるのである。これは我が國に於ける各級教授法の始とも見らるべく、且それは學制時代だけでなく、第一大學區地方にあつては、次の教育令時代及び改正教育令時代に至つても猶、これに若干の修正を加へて實際教授の方法の規準として依據せられたといふ事實もあるから、茲に煩を厭はずして、その全文を掲げておくことにする。

第二章 下等小學校授業法

第八級

○讀書

五十音圖ノ類ハ一日凡五字單語ハ五語連語ハ一章ヲ授ク
一人授讀一齊授讀

右授クルノ法先ツ圖(五十音圖ヨリ)ヲ掛ケ一生徒ヲ指シ教鞭ヲ取りテ一字或ハ一語ヲ授ケ「次」ト令シテ二三名ニ讀マシムルノ後チ一齊ニ讀マシメ更ニ他生ヲ指シテ其ノ次ヲ教フルコト前ノ如クシ畢リテ復一齊ニ授讀スベシ連語ノ授ケ方ハ一モ通則ト異ルナキヲ以テ茲ニ贅セス

單讀

五十音圖ノ類ハ一人二三字單語圖ハ二三語連語圖ハ二句ヅ、ヲ讀マシム

右授クルノ法教師先ツ圖ヲ掛ケ教鞭ヲ執リテ其側ニ立チ一生徒ヲ指シテ(首ノ生徒或ハ放ラニ不注)之ヲ讀マシメ畢レバ又他生ニ移シテ之ヲ讀マシム斯ノ如クシテ生徒一回讀ミ畢レバ止ム

輪讀

五十音圖ノ類ハ一人一字單語圖ハ一語連語圖ハ一句ヅ、ヲ讀マシム

右授クルノ法教師教鞭ヲ執リテ懸ケ圖ヲ指シ上位若クハ下位ヨリ一生徒ヅ、順次ニ之ヲ讀マシムベシ

但シ輪讀ノ際「次」ノ令ヲ下スハ却テ煩雜ニ涉レドモ八級生徒ノ如キハ歳僅ニ六齡且習學ノ日淺キヲ以テ此令ヲ下スモ可ナリ

齊讀

右授クルノ法教師教鞭ヲ執リテ懸圖ヲ指シ節ヲ正シテ(連語ナレバ應リテ指宗スベシ又時宜ニヨ)齊讀セシメルコト一二回ニシテ止ム

摘書

右授クルノ法通則ニ掲ゲタル如ク摘書シ而シテ五十音ハ母子字ノ別發音ノ出處ヲ審カニシテ又字音相近クシテ訛リ易キ文字(キ、オ、エ、ハ、シ)ヲ盤上ニ列書シテ發音ヲ正シ併セテ行列ノ別ヲ知ラシメ而シテ又其字ノ正體ト草體トヲ書シテ其區別ヲ問フ等種々ノ法ヲ設ケ生徒ヲシテ倦ザラシメンコトヲ要スベシ單語ハ其種類功用ノ大略ヲ問ヒ連語ハ其字義ヲ尋ヌベシ

授講

右授クルノ法通則ニ記載シアルヲ以テ茲ニ贅セス

○復讀

單讀輪讀齊讀摘書ハ授讀ノ法ト異ナルコトナシ

講義

右授クルノ法五十音いろは圖ノ如キハ摘書ノ課ニ於テ問答スベシ故ニ別ニ講ゼシメズ單語連語圖ノ如キハ先ツ圖ヲ掛ケ適宜ニ一生徒ヲ指シテ講ゼシム單語ハ物體ノ種類功用等ヲ講ジ連語ハ其章句ノ意味ヲ説明セシム而シテ一生徒講ジ畢レバ他生ニ移シ

テ其次ヲ講ゼシム

○問答

單語圖一日凡ソ二三語トス名稱種類性質部分功用變化等ヲ問フ

右授クルノ法先ツ一生徒ヲ指シテ其文字ヲ讀マシメ次ニ一齊ニ讀マシメ而シテ他生徒ニ之ヲ問ヒ更ニ又一生徒ヲ指シテ答ヘシメ或ハ直ニ一生徒ヲ指シテ問ヒ若其答當ヲ得ザレバ他生ヲ指シテ之ヲ問ヒ如斯シテ其答當ヲ得ルニ至テ止ム

○書取

五十音圖ノ類ハ一日凡四字單語ハ三四語ヲ限リトス

右授クルノ法教師先ツ令シテ石盤ヲ出サシメ又令シテ之ヲ拭ハシム畢レバ一生徒ノ石盤ヲ取り左圖ノ如ク其寸方ヲ黑盤ニ寫シ尺度ヲ以テ其書取ル可キ字ノ大小ニ應ジテ縱橫線ヲ畫シ生徒ヲシテ摸畫セシム而シテ書取ラスベキ文字二個ヲ高誦シ令シテ(圖ヲ寄位)書取ラシメ正否ヲ黑盤ニ交書シ各生徒ヲシテ照準セシム而シテ後チ令シテ正若クハ故ラニ否ナル者ヲ指シテ右手ヲ揚ゲシメ其正否ヲ判スベシ此ノ如クスル數回ニシテ畢レハ令シテ石盤ヲ收メシム而シテ翌日書取ルベキ文字ヲ黑盤ニ書シ先ツ一名徒ニ手簿ヲ出サシメ盤上ノ字ヲ寫シ取ラシム

但生徒入校ヨリ二三週間ハ書取ヲ授ケズ

輪讀齊讀摘書

右授クルノ法前級ニ同ジ

但本級ハ學業稍進歩スルヲ以テ或ハ摘書スベキ字ノ下ニ假名ヲ附シ一句ニ綴リ其意義ヲ問ヒ且書中ノ要處ヲ問フテ其意味ヲ述ベシムルコトアルベシ

講義

每一人一二行乃至二三行ヲ講ゼシムルモノトス

右授クルノ法前級ニ同ジ

○問答

色圖

一日凡ソ五六個ヲ限リトス

右授クルノ法先ツ色圖ヲ授ケ(其ノ法單語圖授)然シテ後骨牌ヲ示シ正色間色ノ區別等其解シ易キモノヲ問答シ稍熟スルノ後チ種々ノ物品ニ就テ問答スベシ

人體部分

一日凡ソ五六個ヲ限リトス

人體問答ハ上級ニ至テ養生ノ課アルヲ以テ本級ニ於テハ平常生徒ノ知ラザルベカラザル部分ヲ授クルヲ以テ足レリトス其法人體問答書或ハ圖ヲ用キ或ハ教師自己ノ身體ヲ指シ名稱部分功用等ヲ簡易ニ問答スベシ

實物問答

平常兒童ノ目撃スル所ノ實物ニ就テ問答スベシ其法單語圖問答

法ニ異ナラズ

○書取

一日凡ソ五六字ヲ限リトス

單語ノ本字ヲ書取ラシム其法前級書取ト同ジ

○算術

百位以上ノ數ヘ方書キ方及位取ヲ授クルコト前級ニ同ジ

加算九々

一日凡ソ二三段ヲ授ク

右授クルノ法先ツ掛圖ヲ掲ゲ適宜ニ一生徒ヲ指シ教鞭ヲ以テ字ヲ指シ指スト共ニ口唱シテ九々ヲ授ケ四五名ニ及ボシテ後チ一齊ニ誦讀セシム可シ而シテ生徒記憶スルニ至レバ乃チ掛圖ヲ收メ一生徒ヲ指シテ誦讀セシメ二三生徒ニ及スノ後チ又一齊ニ誦讀セシムベシ

口唱誦讀

教師生徒ノ前面ニ直立シ一位ノ數三段若クハ四段ヲ適宜ニ口唱シテ答ヘシム其法通則ニ審カナリ

盤上誦讀

口唱誦讀ヲ授クルコト數回ノ後チ教師適宜ノ數ヲ黑盤ニ書シテ誦讀セシム其法通則ニ審カナリ

筆算

筆算ハ教師適宜ノ題ヲ黑盤ニ書シ或ハ口唱シ生徒ヲシテ石盤ニ書シテ算セシム口唱シテ算セシムルノ法ハ教師先ツ合テ下シテ

一日凡ソ五六個ヲ限リトス

初メ掛圖ヲ用キテ其名稱及形狀ヲ教ヘ形體ハ形體實物ヲ用キ程度ハ黑盤ニ書シテ問答スベシ其法通則ニ審カナリ

地理初步

一日凡ソ半葉或ハ一葉ヲ限リトス

地理學ノ端緒ニシテ普通ノ名稱等ヲ誦記セシムル爲ナレバ地形ヲ黑盤ニ書シ或ハ地球儀ヲ用キテ詳細ニ問答スベシ

○書取

右授クルノ法總テ前級ニ同ジト雖モ本級ニ於テハ翌日書取ルベキ所ヲ手薄ニ記セシメズ只連語圖ヲ懸ケテ一生徒ニ讀マシメ尋テ齊讀セシムルノミ

○算術

口唱誦讀盤上誦讀

右授クルノ法前級ニ同ジ

筆算

右授クルノ法總テ前級ニ同ジト雖モ稍高等ノ數ヲ授ケ或ハ宿題ヲ與フ可シ

減算九々

右授クルノ法加算九々ト同ジ

珠算

右授クルノ法初メ左ノ如キ數ヲ黑盤ニ書シ一二名ヲ指シテ之ヲ

石盤ヲ出サシメ而シテ教師加算ノ(九八三四或ハ七)數ヲ口唱シ石盤ニ書シテ算セシム此際教師机間ヲ巡視シ其正否ヲ判スベシ其法通則ニ審カナリ題ヲ黑盤ニ書シテ算セシムルノ法モ亦通則ニ異ナルコトナキヲ以テ茲ニ贅セズ

○書方

一週凡ソ四字ヲ以テ限リトス

右授クルノ法前級ニ同ジト雖モ習字帖ニ就キ習字本(白紙ヲ用ニルモ可ナリ)或ハ草紙ヲ用キテ習ハシム

第六級

○讀書

一日凡ソ四五行ヲ限リトス

讀本教授ノ法ハ前級ニ同ジト雖モ地理書ニ至リテハ圖畫及地球儀ヲ用キテ説明スベシ

但讀本地理書ハ隔日ニ授クベシ以下之ニ倣ヘ

○復讀

右授クルノ法總テ前級ニ同ジト雖モ地理書ニ於テハ生徒講義シ畢ルノ後チ圖畫(山嶺湖海及半島地球等ノ所)及地球儀(地球ノ形體運轉ノ理)ヲ用キ書籍ニ照シ前日講授セシ所ヲ問答スベシ

但本級ヨリ丁馬ヲ用キズ

○問答

形體線度

授ケ兼テ除算九々ヲ授ク

○書方

一週凡ソ八字ヲ以テ限リトス

右授クルノ法前級ニ同ジ

○圖畫

右授クルノ法前級ニ同ジ

第三級

○讀書

○授讀

右授クルノ法前級ニ同ジト雖モ歴史ハ教師其著明ノ事跡ヲ舉ゲテ詳細ニ講義スベシ

○復讀

右授クルノ法前級ニ同ジト雖モ歴史ニ至テハ其著明ナル事跡ヲ問答シ其地理ニ係ルモノハ地圖ヲ用キテ之ヲ問答スベシ

○問答

日本地誌日本歴史

一日凡ソ二三葉ヲ限リトス

右授クルノ法地誌ノ問答ハ前級ニ同ジト雖モ歴史ノ問答ニ至テハ專ラ政體ノ沿革時勢ノ變遷等ヲ以テ目的トナシ地誌ニ就テ歴史ヲ問ヒ歴史ニ就テ地誌ヲ問ヒ互ニ啓發セシムルヲ良トス

博物圖

右授クルノ法單語圖ヲ問答スルニ同ジト雖モ次第第二之ヲ級密高

博物圖

右授クルノ法單語圖ヲ問答スルニ同ジト雖モ次第第二之ヲ級密高

博物圖

右授クルノ法單語圖ヲ問答スルニ同ジト雖モ次第第二之ヲ級密高

等ニ導クノミ

○作文

書牘

初メ授讀ノ法ニ據テ書牘ヲ授ケ能ク之ヲ記憶セシメ而シテ其要所ヲ書取ラシム生徒稍要用ノ文字ヲ了知スルニ至レバ教師其綴ラシメント欲スル意義ヲ演說シテ短簡ノ文ヲ綴ラシメ習熟ノ後題ヲ與ヘテ全章ヲ綴ラシムベシ

記事文

已ニ授ケシ所ノ書中ノ文字ヲ撰ンデ題トシ或ハ教師其意義ヲ口述シテ之ヲ綴ラシム

○算術

諸算筆算珠算

右授クルノ法前級ニ同ジト雖モ獨リ珠算ハ除法熟スルノ後位取ヲ授ク

○書方

一週凡ソ十二字ヲ以テ限リトス

右授クルノ法前級ニ同ジ

○圖畫

右授クルノ法前級ニ同ジ

第二級

○讀書

○授讀

右授クルノ法前級ニ同ジ

右授クルノ法前級ニ同ジ

○復讀

右授クルノ法前級ニ同ジ

○問答

萬國地誌萬國歴史博物圖

右授クルノ法前級ニ同ジ

○作文

右授クルノ法前級ニ同ジ

○算術

諸算筆算

右授クルノ法前級ニ同ジ

○書方

一週凡ソ十六字ヲ以テ限リトス

右授クルノ法前級ニ同ジ

○圖畫

右授クルノ法前級ニ同ジ

○諸科溫習

八級ヨリ一級迄既ニ習ヒ終リシ處ヲ復習スルナリ其法方ハ隨意ニ任カセ別ニ掲ゲズ

第三章 上等小學科授業法

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

第一級

第九篇 學制當時我が國の教育

從第八級至第一級

○讀書

授書

右授クルノ法下等授讀ノ法ニ同ジト雖モ六級以上ハ獨見ヲ以テ講讀セシムベシ

輪講

右授クルノ法下等復讀講義ノ法ニ同ジ

諧記

右授クルノ法下等問答ノ法ニ同ジ

○作文

右授クルノ法下等作文ノ法ニ同ジト雖モ記事文ハ教師古今ノ事跡ヲ口述シテ綴ラシムルコトアルベシ

○文談

右授クルノ法通則ニ掲ゲタルヲ以テ茲ニ贅セズ

○算術

右授クルノ法下等算術ノ法ニ同ジ

○幾何學

右授クルノ法小學幾何用法ニ據リテ之ヲ盤上ニ書シ教師其理ヲ口述シ生徒稍解シ得ルトキハ尋テ問題ヲ與ヘテ證式ヲ作ラシム

○記簿法

右授クルノ法教師先ツ書ニ據テ其意義ヲ説明シ生徒解シ得ルニ至レバ問題ヲ與ヘ昇紙ニ就テ筆記セシムベシ

○書方

右授クルノ法下等書方ノ如シト雖モ別ニ號令ヲ用キズ細字速寫法ニ至テハ教師假名交リノ文ヲ口唱シ或ハ書籍ヲ與テ楷行草ト順次ニ寫サシム

但八級七級ハ一週凡ソ二十字六級五級ハ一週凡ソ三十字四級三級ハ一週凡四十字トシ二級一級ハ速寫ナルヲ以テ別ニ字數ヲ定メズ

○圖畫

右授クルノ法下等圖畫ノ法ニ同ジ
但シ石盤ヲ用キズ

○修身課

養身課

右授クルノ法生徒ヲシテ先ツ其書ヲ讀且講セシメ然ル後教師其要處ヲ質問シテ其理ヲ辯釋セシムベシ

○裁縫

裁縫ハ舊來ノ習慣ト其用具ヲ備フルニ至難ナルヲ以テ其法ヲ一ニスルコト能ハズト雖モ豫メ其順序ヲ立テザレバ以テ授業ニ便ナラズ故ニ我國普通ノ方法ニ因リテ每級ノ業ヲ別ツコト左ノ如シ

八級

グシ縫一ツ身襦袢或ハ袖紐ノ類

七級

二級

大人絹類小袖女帶羽織類

一級

一ツ身ヨリ本裁物裁方袴足袋女帶等上模様物或ハ紋縫方
右授クルノ法教師ノ意ニ任スト雖モ初メ自ラ縫方運針ノ方法ヲ爲シテ教ヘ次ニ待針筋付等ノ方ヲ以テ漸次ニ裁物ニ及ボヌヲ良トス

○諸科溫習

右法下等學科授業法ニ異ナルコトナシ

一ツ身拾捌着三ツ身單物類

六級

一ツ身木綿綿入或ハ本裁襦袢兒童帶ノ類

五級

木綿三ツ身四ツ身ノ類

四級

一ツ身及大人胴着綿入或ハ男帶ノ類

三級

木綿絹類張返シ物及兒童羽織類

第四章 雜則
第四章 雜則は、教室管理に屬するものであるが、これと相俟つて上述の教授法が活用されるのであるから、これをも舉げておく。かくて當時の教授・學習の實際を彷彿させることが出来るからである。

第四章 雜則

第一條

就課放課トモ總テ振鐸(振本或ハ擊折ヲ以テ報ズルモノトス)教師就課ノ振鐸ヲ聞ケバ直ニ生徒ニ先チテ整列スベキ場所ニ至リ始テ鳴ラシ生徒ノ來集スルヲ待チテ之ヲ二列ニ配列シ各手ヲ拱シテ前ニ垂レシメ直ニ歩ヲ起シ左右ノ令ヲ以テ率キテ教場ニ入り各其側ニ立タシメ(一)ノ令ニテ各生徒側面シ(左列ノモノハ右)(二)ノ令ニテ机ニ面シテ直立セシメ(三)ノ令ニテ椅子ニ倚ラシム而シテ後チ禮ヲ行ハシムベシ

第二條

教師放課ノ振鐸ヲ聞ケバ(一)ノ令ニテ生徒ニ手ヲ拱セシメ(二)ノ令ニテ机外ニ出デ側面ニ向ヒテ椅子ニ倚ラシム(左列ノモノハ右)(三)ノ令ニテ直立シ(四)ノ令ニテ正面ニ向ヒ(五)ノ令ニテ歩ヲ起シ尋テ左右ノ令ヲ以テ率キテ體操場ニ出デ適宜ノ場所ヲ撰ンデ整列シ一禮シテ散遣スベシ
第三條 生徒ニ敬禮ヲ行ハシムルトキハ教師先ツ手ヲ揚ゲテ禮スベキヲ示シ一齊ニ直立シテ禮ヲ行ハシムベシ最モ敬禮スベキ人入り來ルトキノ外就課放課ノ都度之ヲ行フニ及バズ獨リ

始業及退校ノトキノミ行ハシムルモノトス

第四條 生徒ヲ直立セシムルハ講義問答文章朗讀讀算ノトキニ
限ル可シ

第五條 凡ソ令ヲ下スヤ必ず先ツ其命ズル所ノ物即チ書算筆硯

ノ類ヲ呼ビ而シテ後一二三ノ命ヲ下スベシ響ヘバ讀本ヲ出ス

ガ如キハ(一)ノ令ニテ手ヲ机ノ蓋ニ置キ(二)ノ令ニテ机

ノ蓋ヲ開キ讀本ヲ机ノ蓋ノ上ニ置カシメ(三)ノ命ニテ机ノ

蓋ヲ掩ハシムル等ノ如シ

但石盤習字用具ヲ出サシムルハ徐々ニ出スベキヲ令シ別ニ一

二ノ令ヲ用キズ

第七條 日課優劣表ハ毎日携ヘ來ラシメ其昇校ノ順序ニ隨テ之

ヲ教師ノ机上ニ置カシメ以テ昇校ノ遲速ヲ驗シ(日課優劣表ヲ別ニ
附スルノ法別ニ

レ)課業終テ後チ教師自ラ之ヲ生徒ニ配布スベシ

第七條 机椅子ハ教場中豎三行(教場ノ廣狭ニヨリ宜
シク)ニ排置シテ横數

列ニ作り其末列ノ左若クハ右端ヲ以テ首位トシ是ヨリ順次右

位ニ移リ(左端ノ首位ヲ以テ例ス)右端ニ至レバ前列ノ右位ニ移リ是ヨリ又左

位ニ移リ順次斯ノ如クシテ第一列ノ右若クハ左位ヲ以テ末位

トス

第八條 凡ソ生徒ニ手ヲ掲ゲシムルハ右手ノ掌ヲ外面ニ向ケ直

伸セシム可シ

第九條 生徒ヲ指令スルニハ叮嚀ニ其姓(一教場ニ同姓ノ者アルモ
ルトキハ其姓ヲ呼ブベシ)ヲ

呼ブベシ

第十條 教師心得ニ載スルガ如ク教鞭ヲ以テ生徒ヲ指揮シ或ハ

警策スベカラザルハ勿論授業ノ外之ヲ他ニ携フベカラズ

第十一條 放課ノ時間ニハ決シテ生徒ヲ教場ニ留ムベカラズト

雖モ雨天等ニテ體操場ニ出スコト能ハザルトキハ修身口授或

ハ教場體操ヲ用キル可シ

六

以上は主として教授の方面に屬するものであるが、さて訓育の方面は如何であつたかに若干言及しよう。當時は何といつても教育上の努力が専ら教授の方面に傾注せられたのであつて、訓育の方面は閑却せられたわけでは無かつたけれども、強い研究の對象とは成つてゐなかつたのであ

る。寧ろ訓育は前時代からの教育効果が相當によく行渡つてゐて、例へば初等教育について見ても、寺子屋教育の長い間の効果が頗るよく擧つて、訓育の方面は、その精神に於ても、その方法に於ても實際、當時歐米で教育の最も進んだ國のそれと比べて我が國の方が確かに進んでゐたのであるから、特に研究を促がす必要が無かつたのであらう。従つて教育上當面の問題は、専ら知識・技能の傳達・授與の方面に向つて傾注せられたのであらう。然も當局者としては、決して訓育の方面を不問に付したわけではなく、そちらにも相當の配慮と指導とが加へられてゐたのであり、そして、それは具體的には、かの教員心得に對して、生徒心得として示されてゐるのである。よつて茲にその實例として一二を掲げることとする。先づ第一大學區では、埼玉縣で明治八年十一月に定めて示した生徒心得を擧げると、それは次の如きものである。

諸生徒在校ノ時ハ勿論學校出入ノ節モ順序正ク舉動ヲ適當ニシ身體及衣服ヲ清潔ニシ書籍ヲ大切ニ所持シ物品ヲ丁寧ニ取扱ヒ
教場ニ出入スル時ハ威儀ヲ正クシテ亂雜セス退散ノ時ハ速ニ學校近所ヲ立去ルヘシ
朝六時ニ興キ先ツ顔ヲ洗ヒ口ヲ漱キ髮ヲ梳キ父母ノ安否ヲ伺ヒ出入トモ必ラス之ヲ告ケ萬事其命ヲ待テ之ヲ行フ可シ蓋シ父母
ノ已ヲ愛スル至ラサル所ナシ寒キ時ハ衣ヲ着セ飢タル時ハ食ヲ與フ入テハ善ヲ行ハントコトヲ欲シ出テハ過ナキヲ欲ス故ニ父母
ノ命ニ反クハ道ニ反ク所以ナリ道ニ反ク者ハ何事ニモ成就スルコトナシ
書籍筆紙等課業ノ品ハ預メ机上ニ取揃ヘ置キ朝食終ラハ參校ノ用意ヲ爲スヘシ

毎朝參校ハ開場十分前タル可シ席ニ就ク時ハ先ツ教師ニ禮ヲ施シ受業中ハ他念ナク教師ノ教ニ心ヲ用ヒ苟モ外見雜談ヲ爲ス可ラス

學校往復途中店先ニ立テ飲食ヲ爲シ或ハ粗裸シテ醜態ヲ露ハシ或ハ列ヲ組ミ搦戰等致ス可ラス

教師ノ命ヲ待スシテ言ヲ發ス可ラス若何事ニテモ問フコト有ラハ先ツ起テ手ヲ舉ケ教師ノ許可ヲ得テ後ニ言フヘシ

受業ノ時刻ニ後ルム事アラハ遅刻ノ譚ヲ述ヘ教師ノ差圖ヲ待ツ可シ

筆紙墨其他何品ニテモ床上ニ抛ツコト勿レ建物ニ疵ヲ附ケ又樂書スル事勿レ校内ニテ煙草ヲ喫スルコト勿レ又物ヲ用ユルコト勿レ不正ノ言ヲ發スルコト勿レ人ノ異名ヲ呼フコト勿レ瓦石或ハ彈丸類ヲ抛ツコト勿レ學校近隣ヲ騒カスコト勿レ他生徒ノ事ヲ誣告シ或ハ他生徒ノ過失ヲ衆ニ鳴ラス可ラス

途中師友其他相識ノ人ニ逢ハム必ラス丁寧ニ禮ヲ述フ可シ知ラヌ振ニテ過ク可ラス

學校ハ勿論他ニ於テモ朋友其他誰ニテモ深切ニ交リ應對挨拶等謙遜シテ必ラス不敬ノ振舞ヲ爲ス可ラス

他人ノ宅又ハ他人ノ部屋ニハ先ツ名前ヲ通シ案内ヲ乞テ後ニ入ルヘシ便所ニ至ラハ格別用心シテ便所及ヒ衣服等ヲ汚サヌ様ニ

可シ

運動ニ度ヲ過ク可ラス尤モ怪我ナキ様ニス可シ途中無益ノ遊ニ紛レ行路ノ人ヲ妨ケ或ハ人力馬車等ニ衝當ラヌ様心ヲ用フ可シ

又第三大學區では、和歌山縣で制定頒布した生徒心得を擧げよう。これはその制定頒布された

年月日は定かでないが、明治十年頃と思はれ、その全文は左の如くである。

小學校生徒心得

第一條

一 毎朝早く起き口を漱ぎ顔を洗ひ髪並に衣服を整へ東に向て 天神及び 皇城を遙拜し父母長者に禮を述べて食事を終へ參校

の用意をなし先づ書籍紙筆等を取揃へ遺忘なき様いたすべし

但出入には必ず父母長者に禮を爲すべし

第二條

一 毎日の參校は受業時限より十分前たるべし若し疾病事故ありて缺席する時は其旨趣を教師に届くべし

第三條

一 校に入れば順次に席に着き教師場に臨めば一同席を立ち禮をなすべし

第四條

一 若し受業の時限に後れ參校する時は猥に席に着くを許さず遅刻の由を述べて教師の指圖を待つべし

第五條

一 受業中猥に發言するを禁ず若し意見を述べんと欲する時は手を上げて之を知らしめ教師の許可を得て後に言ふべし

第六條

一 受業の際は他念なく教師の教方を伺ひ居て假にも外見雜談するなれば便所に行といへども教師の許可なくして猥りに席を離るべからず

第七條

一 生徒たる者は教師の意を奉戴し一々其指揮を受くべし

第八條

一 喫飯の報を聞けば教師の指圖に従ひ各家に歸り食事をなし午後一時迄に必參校すべし若し時限に後るゝ時は第四條の通心得

し

但遠方の生徒辨當持參の者は校内食堂に就くべし、尤喫飯中動作を慎み敢て喧嘩戲謔するなかれ

第九條

一 退出の報を聞けば各文具を納め教場の戸側に一列直立し順次を以て一人充教師に禮をなし退出すべし

第十條

一 出入のときは障子襖等開閉を靜にすべし赤足にて歩行し或は猥に他人の履物をはくなかれ

第十一條

一 便所に行きたらばよく心を用ひて便所又は衣服を汚さぬ様いたすべし

第十二條

一 書籍文具は成丈け丁寧に取扱すべし書籍を開くも爪にて紙を傷け指に唾して開くなかれ筆墨等を攪擾し几案衣服を墨汚すなかれ

第十三條

一 衣服は美麗を好むにあらざれども宜しく清潔なるを要すべし

第十四條

一 人を誹謗し或は朋友と無益の爭論致すべからず

但文學に就ての論議は反復問答するを要すと雖亦宜しく語を敬み禮を失ふなかるべし尤傲慢不遜の舉動を禁ず

第十五條

一 師友又は知音の人に逢ひたらば禮讓を盡し挨拶すべし帽あるときは之を脱すべし

第十六條

一 凡生徒校内は勿論他所たりとも相互の交りは親切に爲し挨拶應接等謙遜を旨とし決して不敬不遜の振舞あるべからず
右の條件固く守るべきものなり

これは全部假名付になつてゐて、児童にも讀めるやうになつてゐる。前者と相俟つて、學制時代の學校生活に於ける規律鍛鍊の有様を偲ぶに足りよう。(教育學研究第六卷第十號、第七卷第一號第二號第三號掲載、昭和十四年一月二十日修訂)

第十篇 我が國に於ける教育考查方法の發展

一

我が國の學校に於ける教育考查の方法は、古く大寶令中の學令にまで遡る。學令二十二個條の中に考試に關する次の一條がある。

凡ソ學生ハ先ヅ經ノ文ヲ讀ミ、通熟シテ然後ニ義ヲ講ゼヨ。旬毎ニ一日ノ休暇ヲ放ルシ、假ノ前一日ニ博士ハ考試セヨ。其ノ讀者ヲ試スルハ、千言ノ内毎ニ一帖三言ヲ試セヨ。講者ニハ二千言ノ内毎ニ大義一條ヲ問ヘ。惣テ三條ヲ試シ、二ニ通ズルヲ第トナシ、一ニ通ジ及ビ全ク通ゼザルハ、擧量シテ決罰セヨ。年ノ終毎ニ、大學頭・助・國司ハ藝業優良ノ者ヲ試セヨ。試ハ一年ニ受クル所ノ業ヲ通計シテ、大義八條ヲ問ヘ。六以上ヲ得タルヲ上トナシ、四以上ヲ得タルヲ中トナシ、三以下ヲ得タルヲ下トセヨ。頻三下及ビ在學九年ニシテ貢舉ニ堪ヘザル者ハ竝ビニ解退セヨ。(原漢文)

即ち考試は二種に分れ、一は十日毎に博士即ち教授がこれを行ふものであり、二は學年末に大學

では大學頭及び助が、國學では國司がこれを行ふものである。そして前者即ち旬末の試は、發音と講義とに分れ、發音にあつては、千言中に三字を、帖即ち細長い紙で本の行を掩ひ隠して、然もその行を読ませるのであり、講義の方は二千言中について大義一條を問ふのである。總じて三問中の二が出来れば及第、一だけしか出来ない者、及び全部不能の者は事態を酌量して罰に處する。又年終試にあつては、一學年間の授業を通じて大義八條を問ひ、その八問中の六以上を得た者は上、四以上は中、三以下を下とし、頻三下即ち引續き三度、下を取つた者、及び在學九年猶學成らずして貢舉に堪へざる者は、退學させるといふのである。

江戸時代の學校は先づ昌平坂學問所であるが、これは最初は林家の書院であり、弘文院時代に五科十等の制は立つたが、進學の工合の詳はしいことは判らない。元祿の擴張で昌平坂學問所となつてからも、所謂官私平行即ち半官半私の學校で、その試業の方法等は未だ十分に整つてはゐず、寛政の改革で、主として幕臣の子弟を修學させる官學となつてから、寛政・天保の間に於て整つたのである。その課程内容も色々であつて、一六の日には通學生のために經書の講義があり、二七の日には同じく通學生の輪講があり、四九の日には寄宿生に對する經書の講義がある。その他に仰高門の日講といつて、士農工商の別無く聽講を許す講釋もあり、又寄宿舎の一部たる

書生寮に至つては、各自の研究自習に任せたのである。さて試験の方法は、大體に於て二種に別れる。その一は在學者に對する試業であつて、これが又大試・小試の二種に分れる。小試は三八の日に寄宿寮の生徒に講義をさせて、これを試するものであり、大試は春秋の二期に寄宿寮の生徒及び通學生のために講義・辨書・和解・開目・作文等を試し、その成績の良い者即ち甲・乙二科の者には官版の書籍等を賞賜したのである。その二は廣く志願者に對して行ふ學力檢定の試験であつて、前述の試業に對してこれを吟味と稱した。吟味は素講吟味と學問吟味とに分れ、凡そ幕臣は誰れでもこれに應ずることが出来、幕府の目付が臨席してそれを監督する。素讀吟味は毎年一回、學問吟味は三年を隔てて一回これを行ひ、何れも成績優等の者には賞賜がある。以上は寛政の改革以後昌平坂學問所に於ける教育考查方法の梗概であるが、地方にあつた幕府直轄の學校、例へば甲府の徽典館、駿府の明新館、日光の學問所、佐渡の修教館、長崎の明倫堂等のも、多少は違ふ點もあるが、併し大體に於てはこれに準じたものである。要するに、在學者に對する試業と、廣く一般に對する學力の吟味と、兩種の方法が行はれたのである。尙ここに注意すべきは、これ等の試業・吟味、並びに平素の講義・輪講、及び隨時開催せられた文會・詩會等に出缺した、その勤怠及び成績を綜考することが行はれたといふこと、これであつて、このことは、今も残つて

ゐる當時の出精調とか會業勤惰帳とかに據つてもよく判るのである。

次に各地方の藩學では、どうであつたかといふと、これも大體に於て大同小異であつて、例へば水戸の弘道館の掟書の中には

試業毎月三度 試經四三日 試詩十日 試文廿五日

右舎長竝居學寮を相詰候様御吟味有之候

試書隔月に一度

右書法相好候族席書可致候

文試一ヶ年兩度

右舎長竝居學寮を相詰候族對策可致候但漢文假字和文好次第候

右之趣支配々々えも可被相達候

とあり、小藩に似合はずその藩學の行届いてゐた遠州掛川の藩學徳造院の試験法は

春秋試験法ハ維新前既ニ改定ス。八歳ヨリ十四歳ノ者ハ素讀ヲ試ム。藩主ヲ始メ重役平服ニテ臨席シ、教授及生徒ハ禮服、四書五經ノ内或ハ一冊或ハ一部或ハ全部、年ノ長幼勤惰ニヨリ不同ハ有レドモ、何レモ一冊一部トス。見臺ニ向ヒシ時藩主撰題シテ章ヲ令ス。藩主出府中ハ重

役之ヲ擇ム。教授朱筆名簿ヲ持チ、批點ヲ記シ、無失ヲ一等トシ、三失ヲ二等トス。四失以上落第トス。一等へ上中津紙三帖、二等へ一帖賞賜ス。春秋兩度共、釋奠釋菜ノ前ニ試ミ置キ、祭儀ノ節校中殘ラズ列坐ノ前ニ於テ一名ツ、呼ビ出シ之ヲ與フ。此ハ落第ノ者ヲ勵マサン爲ナリ。

と報告されてゐる。この最後の言葉に謳はれてゐる如く、學事に於ける優者の旌表、劣者の激勵といふことこそ、當時に於ける試験の主な目的の一つであつて、上掲昌平坂學問所のそれも然りであり、大抵の藩學のそれも亦然りである。藩學の規程に關する文献の頗るよく整つて残つてゐるものの一たる佐倉の成徳書院の學則の中に、溫故堂試業之制といふものがあり、その試業心得書まで備つてゐるのであるが、併しその全文を掲げることは餘りに冗長であるから、その要領だけを摘むと、茲でもやはり、大試と小試とに分れてゐたのである。先づ小試の方からいふと、素讀授業之次第即ち學校に於ける課程といふものが定まつてゐて、その教科書の一冊づつとか一部づつとかが終る毎に、生徒が申し出て試業を受ける組織になつてゐたのである。そしてその試業施行の方法は成徳書院試業心得書に

御試業割合左の通

○二月 溫故堂素讀二度 兩塾素讀二度 ○三月 兩塾禮節一度 禮節所一度 溫故堂講釋三度
 ○五月 溫故堂講釋一度 書學所一度 兩塾書學一度 ○六月 長沼流一度 ○七月 數學一度
 ○八月 溫故堂講釋二度 醫學、蘭學素讀講釋一度 ○九月 音樂所一度
 とある如く、各教育所に亘つて一年に數回行はれる規定になつてゐる。又大試の方は六個年に一度宛行つた學力檢定の試験であつて、教育所で學習した者でなく、獨學で修業を積んだ者に向つて開かれたもので、經科・史科・文科等に分けて行つたのである。そして成績優等な者に賞を與へることが、茲でも主な目的であつて、その授賞の標準は兩試資格といふ名で、左の如く示されてゐる。

一小試 四書素讀五等甲科 書冊 ○五經素讀五等甲科 綿布 ○四書講義甲乙丙三科に不洩者 銀米 ○五經講義相濟候者 撰舉 内試准之
 一大試 經科 初等 小試四書講義に同 ○同 二等 小試五經講義に同 ○史文二科 初等 經科初等に准^{賞品不足 時宜ニ隨} ○同 二等 經科二等に准^{同上} ○三科之内三等以上兼備候者 撰舉
 ○三科六等全備之者 別段撰舉

以て、いかに賞賜旌表と登用拔擢とが、試験の主たる目的であつたかを想見するに足るであら

5。

二

これに較べると學塾に於ける考査は、その趣旨に於て自ら異なるところがあつた。そこには進學進級のための詮考といふ意味が濃厚であつて、その最も顯著な實例を私は、廣瀬淡窓の咸宜園に行はれた月旦評に見出すのである。咸宜園は私塾であり、後には有名なものに成つたけれども、その創設の始は眞に微々たる一小學舎に過ぎなかつたが、既にその頃からして、塾生進學の途としての考査の方法は、塾主淡窓の頗る苦慮したところであつたのである。尤も始頃は課程を四階級に別けてゐたのである。そして初學の者は總じて素讀が出来なければ、輪講も出来ぬ譯であるから、試業即ち成績の考査は、輪讀も輪講も相當に進んだ上級の者に對してのみ、これを行ひ、中級及び下級の者に對しては、先輩の指導の下に自學自習によつて基礎的の學習をさせることにし、別に試業は課せず、唯在學の年月を閲するに従つて、次第に級位を進めることにしてゐたのである。けれども生徒の数が多くなり、時勢も變つて來るに従つて、多數の中には、惰ける者も出來、基礎を十分に勉強しない輩も生じ、上級に進んでも一向實力の付いてゐない者が出來

るといふやうな弊が現れてきたから、そこで先づ階級を細かく別けて、級毎に教科課程を配當し、嚴密な考査を加へて順序を追つて進み行かせることにしたのである。その階級は今も言つた通り、最初は四階級であつたが、段々と五階級・六階級と増設し、最後には最下級を無級とし、その上に九級から一級までを設け、合せて十階としたのである。そして考査は下の方の級にあつては句讀の試、それから進んでは輪讀の試、輪講の試、更に詩文の試と、その内容を加へたのである。かやうに試業の内容が加はると、横にその方面が多岐となるから、生徒の得意・不得意によつて、成績の長短が現れ、萬偏なく進むといふわけには行かない。そこで眞・權の二法といふものを立てたのである。眞・權の二法といふのは、例へば八級から七級に進んでも、輪講だけはその力が後れてゐるといふ場合には、その方面だけは假りに七級に進めて置くのであるから、これを權といふのであつて、近時アメリカのウィネットカ組織などで行つてゐるものと相似た進級法である。従つて、時としては二つも三つも眞を得られないで、權で進級するといふ場合もあるのである。がとにかく、斯様にして縦の階級と共に横の科目をも考へて、生徒の進學を考査することが出来るやうにしたのである。その考査の有様に就ては、淡窓自らも「其審ナルコトハ筆紙ニ盡シ難シ」と述べて居り、又淡窓全集上中下三卷の内のどこにも示されてゐないのであるが、淡窓

及びその咸宜園の研究に於て最も造詣の深い中島市三郎君が、その尊敬すべき著書、教聖廣瀬淡窓の研究の中に、淡窓門下武谷祐之氏の所記に従つて、詳はしくこれを掲げて居られる。それに據ると、毎月九回試業の場を開いたものであつて、その方法は、例へば輪讀は、朗讀五行を賞點一とし、音義精詳三葉以上を朗讀すれば賞點二十を與へ、誤讀があれば、早く糺讀した者がこれに代るといつた風に行はれた。又會講は左右兩列に分れて居並び、對ひ合つた者をして相互に書中の難點について質義・應答を試みしめ、淡窓又は都講等が審判者となつて、これを判定して賞點を與へるのである。又詩文の如きは淡窓が題を出し、都講が監督してこれを行ひ、評點は五十點を以て上とし、成績によつては、その上に尙賞點を與へて六十點・七十點に至ることもあつたのである。かやうに評は點數により、その成績を詮考して毎月二十七日を以て進級を定め、勸賞・激勵の言葉を加へてこれを本人に示すことになつてゐたのであるが、特に注目すべきは、單に試業の成績に表れた點數だけではなく、その際、人物・性行・勤怠等も亦參考せられたこと、これである。この月旦評は淡窓の創意になり、然も非常な苦心を要したものであつて、時には無理會な代官の執拗極まる干渉のために、その公平な運用が沮まれたり、時には一部塾生の不平不満を招いて、それが全學園生活の紛糾軋礫の誘因となつたり、種々の困難を來したのであるが、併し又

その進學刺激の實效は識者の認めるところとなつて、その方法が他の藩學に於ても採用せられたり、他の學塾でも模倣せられたり、當時に於ける最も進んだものとして、評價せられたのである。そはとにかく、この場合指摘したいのは、進學・進級のための考査といふ趣旨が茲には最も鮮やかに牙を響いてゐたこと、これである。

學塾に於ける進學主義と、藩學に於ける旌表主義との中間を行つたものとも見らるべきは、寺子屋の試験法であつた。ここでは試験は凌といふ呼稱で行はれたのであつて、凌とは、諸藝の稽古に於ける定期の溫習を指して呼んだ民間通俗の言葉である。尤も寺子屋と一概に言つても、その規模や内容が大小整否様々であつて、これは學塾についても、ほぼ同様であるが、江戸時代末期の寺子屋に關して私の調査したところに據ると、凌の有つたものと無かつたものとの割合が百分比例に於て、五七・六八と四二・三二との比を示してゐるのであつて、即ち過半数は凌を行つたものである。そして、かの藩學の考査法に大試・小試の別が立てられたのと同じく、寺子屋の試験法には大凌・小凌の別があつた。大凌は毎年一回又は二回、小凌は毎月又は隔月といふ風に、何れも時を定めてこれを行つたものである。尤も大小の區別を立てずして凌の行はれたところの方が多いのであるが、併し規模の大きく内容の整頓してゐた寺子屋では大凌・小凌の別をも立て

て渡が行はれたのである。さて渡の内容は、習字・讀書・算術等それぞれ別々に行はれたところもあるが、又習字・讀書を合一して行つたところもある。讀書を讀書として別に授けなかつたころでも、習字の目的は單に筆法を辨へ書き方を練るのみでなく、文字を覺えるといふことを明らかに含んでゐて、手本は同時に讀本であつたのであるから、平素の清書、定期の席書の外、別にこの渡を行ひ、その方法は、手本を取上げて暗寫を課し、以て寺子の習得したる字彙を考査したものである。一切暗記に訴へるのであるから、それが寺子には仲々の苦痛であつたことは

大渡小渡、手本取られて泣渡

といふ江戸の童謡が、皮肉にこれを表徴してゐる。讀書を別に課したところでも、暗記暗誦を尙んだ當時の教授法と相俟つて、渡の如きも亦、主として記憶に訴へて文字の數と分量とを吟味したものが多かつたのであり、極端な例ではあるが、或語句又は文字を拔出し、寺子をして、如何なる書物の何枚目に、それがあるかを答へさせたといふ實例さへある。但しここに考へられねばならぬことは、寺子屋の教授法・學習法が大體に於て個別法であつたことである。大きなところでは、若干學級が編制せられ、且或程度まで一齊教授も行はれたけれども、併し一般を通じて見れば、個別指導が主であつたし、又寺子の通學・勤惰の實情から見ても、成績の進捗は甚だしく

區々であつたのである。入學後一個年若くは一個年半位は寺子の足並は略同一であるが、それから後は勤惰と素質とに依つて成績に頗る優劣を來し、延いて進程にも随分相違を見たのであつて、それは寺子自身の勤惰と素質とに依るだけでなく、父兄の態度と希望とが、今日とは頗るその趣きを異にするところが多かつたのにも依るのである。従つて、恵まれた境遇にあつて優質勤勉な者は、歲月と共に停滯無き歩武を進めたが、不熱心な家庭から惰け勝ちに通つた劣性の寺子は、いつも同じところに足踏みしてゐた者も少なくなつたのである。かかる事態にあつては、成績考査に於ても亦、個別的見地の強く支配したのは、當然の成り行きであり、これと同時に、鼓舞獎勵の必要が一層痛感せられて、旌表主義がその渡の上に強く現れたことも、確に頷かれ得るところである。その代り他方には又、成績不良の者に對する特別注意が存外よく行届いてゐたことも亦、かうした個別様式の賜であつたのである。

三

明治維新の直後は寺子屋教育の猶最も盛んな頃であつたから、成績考査の方法も亦、渡の様式で行はれたのであらう。明治五年に學制が頒布せられて、この新制度に據る小學が段々普及する

に従つて、生徒試験の方法も亦次第に整備せられるに至つたのである。明治八年十一月に改正せられたる埼玉縣小學規則の中に、生徒試験ノ事と題する一章があつて、それは次の如き九個條から成つてゐる。

第百廿七條 生徒學科ニ於ケル必ラス順序ヲ踏マシム故ニ一級毎ニ試験アリ一級卒業スル者ハ卷末第四號書式雛形ニ照準シ免狀ヲ與ヘ進級セシメ落第ノ者ハ猶其級ニ留ム

第百廿八條 每級六箇月ノ習業ト定ムト雖モ生徒學術進歩ノ都合ニヨリテハ斟酌伸縮シテ試験スヘシ

第二十九條 生徒學業ヲ卒業スル時ハ大試験アリ即下等小學ヨリ上等ニ移リ上等小學ヨリ中學ニ進ム等ノ類ナリ

第百三十條 試験ノ節父兄タル者ハ勿論其他ノ者ト雖モ請求ニヨリテハ參觀ヲ許スヘシ

第百卅一條 試験ノ節參席ノ役員左ノ通

監學專任吏員 壹人

學區取締 壹人

檢査人 壹人

記録人 壹人

但檢査人記録人ハ該校教員タルヘシ

第百卅二條 試験ノ時特別優等ノ生徒ニハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

第百卅三條 該日事故アリ出席スルコト能ハサル者ハ翌日試験スルコト前ニ同シ

第百卅四條 生徒試験ノ後ニハ姓名等級ヲ精細ニ編製シ之ヲ監學部ニ納ムヘシ

第百卅五條 試験ノ生徒ハ其學科優劣ヲ判シ教場及校前ニ揭示スヘシ

他の各府縣に於ても大體かうしたものであつたであらうから、これは學制當時に於ける試験の状況を見るに足るものと考へられる。この頃、或地方に於ては比較試験といふものが行はれたのであつて、例へば、福島縣で定められてあつた小學生徒比較試験規則は左の如きものである。

第一條 小學教員及ヒ生徒奮勉ノ氣ヲ作興シ以テ進歩ノ生面ヲ開カンガ爲メ比較試験ノ法ヲ設ク

第二條 所部内學校又ハ他區學校ヲ聯合シ前條ノ法ヲ設クル時ハ學區取締事務章程上款第十九條ニ據リテ處分スベシ

第三條 第一條ハ春秋兩度之ヲ執行シ或ハ一週年一回之ヲ執行スルトモ便宜ニ隨フベシ

第四條 生徒ハ毎校ヨリ十名ニ付一名ノ割ヲ以テ輪次出場セシメ其學業ノ優劣ヲ判定スベシ

第五條 試験教師ハ甲乙區校相轉換シ以テ生徒ヲ試ムルモノトス

第六條 第一條比較試験ヲ執行スル時ハ第五課官員之ヲ監視シ優等ノ生徒ニハ賞品ヲ付與スベシ

第七條 試験ハ區長學區取締教員等各其位ニ列スルモノトス

これは第一條の冒頭に掲げ示されてある如く、教員及び生徒に奮勉の氣を作興すべく激勵を與へるための競争試験であつたのである。著者が始めて小學校に昇つたのは明治十五年の春で、それはこの學制期より今一つ次ぎの學令期の時代であるが、その頃でも著者の郷里たる近畿地方に於て、小學校最上級の大試験即ち卒業試験は、郡下諸校聯合で一所に於て行はれたことを目撃したのであるが、これも若干この比較試験法の遺風とも見られる。そはとにかく、學制時代の試験法

でその規程の極めて詳密に定められてあるものの實例をば、私は明治十年四月に制定せられた東京府の小學試驗法に於て見るから、稍長きに亘るを厭はずして、これを次に掲げる。

第一章 通則

第一條

試驗ヲ別ツテ五トナス一ヲ小試驗ト曰ヒ一ヲ定期試驗ト曰ヒ一ヲ大試驗ト曰ヒ一ヲ臨時試驗ト曰ヒ一ヲ集合試驗ト曰フ

第二條

小試驗トハ毎月末教授時間ニ於テ生徒一月中習學セシ課業ノ熟否ヲ驗シ其級中ノ優劣ヲ判シ坐次ヲ進退スルモノヲ曰フ

第三條

定期試驗トハ毎年前後二期即チ四月十月ト定メ生徒一期中修學セシ學科ヲ試ミ其優劣ヲ判シ等級ヲ定ムルモノヲ曰フ

第四條

大試驗トハ下等小學ヨリ上等小學ニ進ミ上等小學ヨリ中學ニ進ムトキ行フモノニシテ既ニ經歷セシ諸科ヲ試驗スルモノヲ曰フ

第五條

臨時試驗トハ拔群優秀ノ生徒アルトキ及他校ヨリ轉セシ者ニ定期ヲ待タズシテ試驗ヲ行ヒ等級ヲ定ムルモノヲ曰フ

第六條

集合試驗トハ期限ヲ定メス臨時諸公立小學校優等ノ生徒ノミヲ東京府師範學校ヘ集合シテ之ヲ試驗シ各校生徒ノ優劣ヲ比較シ

褒賞物ヲ與フルモノヲ曰フ

第七條

小試驗ニ於テ優劣ヲ定ムルノ法ハ毎科ノ合得點數ト日課優劣點ヲ參考シ其得點ノ多少ヲ以テ優劣ヲ定ム而シテ一期中毎月得シ所ノ點數ハ之ヲ試驗表ニ記載シ置キ以テ定期試驗ノ得點數ニ合算スベシ

第八條

定期試驗ノ節ハ試驗掛ヲ派遣シ其關掌スル學校ノ教員ト協議セシメ問題ヲ撰ハシムベシ

第九條

定期試驗及臨時試驗ヲ行ヒ卒業證書ヲ授ケ褒賞物ヲ與フルトキハ試驗掛ハ勿論學區取締學校雜務掛臨席スベシ

但證書ヲ與フルハ其校教員之ヲ司リ褒賞物ヲ與フルハ試驗掛之ヲ行フベシ

第十條

定期試驗優劣ヲ判スル之ヲ三等ニ區別ス即チ上等中等下等是ナリ其方法ハ毎科ノ定點數ニ一期中小試驗定點ノ合數ヲ加ヘ之ヲ三分シテ三等ノ平均數ヲ得テ之ヲ基數トシ而シテ定期試驗毎科ノ合得點ト一期中小試驗ノ合得點ヲ加ヘ之ヲ基數ト比較シ二

倍ノ數ニ入ルモノヲ上等トシ基數ニ入ルモノヲ中等トシ以下ヲ下等トス而シテ上中ノ數ニ入ル者ハ級ヲ進メラザル者ハ元級ニ置クヲ法トス

第十一條

大試驗ハ東京府師範學校ニ於テ毎生徒ニ之ヲ行フモノトス其間題等ニ至テハ師範學校長及ビ教員其試驗ヲ受クベキ生徒ヲ教授セシ教員ト商議ノ上之ヲ撰ブ可シト雖モ時宜ニヨリ學務官之ヲ與フルコトアルベシ

第十二條

大試驗及集合試驗ヲ行ヒ卒業證書ヲ授ケ褒賞物ヲ與フルトキハ學務官師範學校長同監事教員學區取締學校雜務掛（取替雜務掛ハ試驗區内ノ者ニ限ル）臨席スベシ

第十三條

但卒業證書ヲ授ケ褒賞物ヲ與フルハ學務官之ヲ行フベシ

第十四條

大試驗集合試驗及臨時試驗優劣ヲ判スルノ法ハ定期試驗ノ法ニ據リ之ヲ定ムルモノトス

第十五條

定期試驗大試驗及集合試驗臨時試驗ノ得點上等ノ數ニ入ル者ハ又之ヲ三分シテ甲乙丙ヲ定メ其得點ノ數ニ應ジテ褒賞物ヲ與フベシ

第十篇 我が國に於ける教育考查方法の發展

ノ小試驗ニ於テ得シ所ノ點數ヲ乙校ニ通知シ乙校ニ於テ之ヲ定期試驗ノ合得點ニ合算スベシ

第十六條

小學生徒ハ務テ一科ニ偏セザルヲ要ス故ニ假令一科業ニ擢ツル者ト雖モ他ノ諸科ニ劣ナル者或ハ諸科ニ優ル者ト雖モ其中一科極テ劣ナル者或ハ小試驗ノ合點數定期試驗ノ得點ヨリ多キ者等ハ教師其前後ヲ斟酌シテ優劣ヲ定ムベシ

第十七條

試驗ヲ施ス者ハ試驗ヲ受クベキ生徒ヲ教授セシ教員ニ限ルベシ若シ病氣等ノ節ハ其校教員ノ中ニテ代理スベシ

第十八條

證書ヲ與フル時日ハ試驗當日ヨリ二週間ヲ越ユベカラズ

第十九條

試驗期日ハ豫メ生徒ノ父兄其區内公私立中小學校ヘ通知シ且門前ニ揭示スベシ

第二十條

但シ生徒ノ父兄等ニ通知スルハ試驗ヲ受クベキ生徒ノ區内ノ學區取締之ヲ掌ルベシ

第二十一條

總テ試驗ノ節ハ何人ヲ論セズ參觀勝手タルベシ

讀書	小學讀本 日本地誌略 日本略史 萬國地誌略 萬國史略	ノ内半葉ツ、凡三册
摘書	同ノ内	五個
講義	同ノ内	半葉ツ、凡三册
問答	地理初步 日本地誌略 日本略史 萬國地誌略 萬國史略 日本及萬國暗射地圖 博物圖	内七問
書文取	書牘文記事文	各一題
算術	四則應用暗式問及諸等諸法 算術四則應用問題ノ内	十題
圖畫	物品摸寫	二題
書方	楷行草三體	各十字

上等小學定期試驗科目表			
等級	第八級	第七級	第六級
讀書	日本地誌要略 各凡半葉	前級ニ同シ	萬國地誌略 各凡半葉
講義	同ノ内 凡半葉	前級ニ同シ	同ノ内 凡半葉
讀記	文法書 日本地誌要略 日本略史	前級ニ同シ	同ノ内 五題
作文	證券公用文 記事ノ内	前級ニ同シ	記事論說ノ内 一題
算術	分數小數 諸等諸法	單比例	合率比例 五題
	ノ内五題	五題	連鎖約法 按分選析
			ノ内五題

圖書	物品摸寫	一題	前級ニ同シ
書方	楷書	二十字	前級ニ同シ
			細字行書 三十字
			前級ニ同シ

上等小學定期試驗科目表			
等級	第四級	第三級	第二級
讀書	前級ニ同シ	萬國史略 初學須知 各凡半葉	初學階梯 各凡半葉
講義	前級ニ同シ	同ノ内 凡半葉	同ノ内 凡半葉
讀記	前級ニ同シ	同ノ内 五問	同ノ内 五問
作文	前級ニ同シ	前級ニ同シ	前級ニ同シ
算術	平均損益 和較比例	開平開立式問	級數方級數 對數用法
圖畫	幾何畫學	一題	地圖 一題
書方	細字草書	四十字	細字楷行草 但シ各二十字ツ、
		前級ニ同シ	前級ニ同シ

上等小學卒業大試驗科目表	
讀書	物理階梯 經濟要旨 商業篇ノ内
講義	同ノ内
	各凡半葉

算術	分數 小數 諸等 諸比例 開平 開立	ノ内十題
記簿	單記	二題
圖畫	幾何畫學 物品模寫	各一題
書法	楷行草細字速寫	各三十字
手藝	裁縫術	三個

附録

試験掛心得

第一條

毎年二期ノ試験ニ際シ東京府師範學校教師及ヒ府下公立小學校教員中ヨリ試験掛若干員ヲ撰舉シテ學務官ヲ補ヒ各學校ヲ巡廻シテ試験ヲ監督セシム

第二條

試験掛ニ撰舉セラレタル者ハ學務官ト同ク試験ヲ監督スルノ權ヲ有ス

第三條

試験掛ハ試験済ノ上ハ直チニ其權ヲ失フト雖モ一期中ニ於テ本府教則授業法等ヲ改正スルトキハ之レガ協議ニ參與スルコトヲ得ベシ

第四條

試験掛ハ左ノ三項ニ適シタルモノヲ撰舉スベシ

第一項 學術優等ノ者

第二項 品行端正ナル者

第三項 自己在勤ノ學校ニ於テ特別ノ勤功アル者

第五條

試験掛ハ成規ニ依リ試験優等ノ生徒ニ褒賞ヲ與フル等ノコトハ一切擔當スベシ

第六條

一學校ノ試験ヲ終ル毎ニ該校總テノ景況ヲ詳細ニ記録シ其ノ都度上申スベシ

第三章

日課優劣表評點附與規則

生徒ヲ獎勵セン爲メ毎日學術行狀等ノ優劣可否ヲ判シ評點ヲ附與スベシ凡ソ評點ヲ附與スルニハ優劣可否著シク他生徒ニ異ナルモノ而已ニ限ルモノトス

但シ評點ハ各課各一個ト定ム

讀書講義

各生徒了解シ得サルニ特ニ之ヲ能クスル者アレハ優點ヲ與ヘ各生徒了解シ得ルニ遲滯シテ講讀スルコト能ハサル者ハ劣點ヲ附ス

問答

義理明瞭ニシ各生徒ニ擢ツル者ハ優點ヲ與ヘ問フ所一モ答フル事能ハサル者ハ劣點ヲ附ス

書取

各生徒ニ先チ速ニ書シ得テ一ノ誤書ナキモノハ優點ヲ與ヘ各生徒ニ後レ誤書多キモノハ劣點ヲ附ス

算術

但一時間平均數ヲ以テ優劣ヲ判スヘシ

四

學制が七年有餘の經驗を閲した曉、明治十二年九月二十九日に至つて改正を見たのが、即ち教育令の發布であるが、この教育令に於ては、その最後の條文に

第四十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人其學校ニ來觀スヘシ

と謳つてある。兒童就學督勵の趣意からでもあらうが、とにかく試験時に於ける父兄或は後見人の來觀を指定してゐるのである。そして、それは翌十三年十二月二十八日の教育令改正の時には

第二十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人來觀スルコトヲ得ヘシ

と改められてゐる、尙この改正令には

第十篇 我が國に於ける教育考査方法の發展

第十四條 學齡兒童ヲ小學校若クハ小學校教場ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ施サントスルモノハ戸長ノ認可ヲ經ヘシ但シ戸長ハ兒童ノ學業ヲ其町村ノ小學校若クハ小學校教場ニ於テ試験セシムヘシ

の一條が新に加へられてゐるのを見る。これは政府から發せられた法令に就てであるが、各地方に於ける實際の有様を見ると、各府縣でそれぞれ實施の細則を規定してゐるのであつて、例へば明治十三年三月に長野縣で定めた學事諸則を見ると、これは三章十四條から成つてゐるものであるが、その第二章は公立小學試験之事といふのであつて、それは次の三個條を含んでゐる。

第十一條 各校定期試験ハ學務委員及従前ノ組合學校教員立合試験スルモノトス
但進否人名簿ヲ製シ郡役所ヘ出スヘシ

第十二條 全科卒業試験ノ節ハ掛官員及師範學校訓導派出問題ヲ與フルモノトス因テ三月五月七月九月十一月ノ五期ト定メ每期前月廿五日迄ニ縣應到達ヲ期シ第三號書式ノ申請書ヲ出スヘシ

但本文日限ヲ過キ縣應到達ノ節ハ次期ニヲクルモノトス

第十三條 全科卒業試験ノ節各校地形ノ都合ニヨリ二校乃至三四校合併スルモ妨ケナシ

といふのであつて、第十二條中の第三號書式といふのは次の如きものである。

申請書

何郡何村
校名

一小學卒業生何人 但何年學期

一小學卒業生何人 但何年學期

右公立小學學科卒業ニ付來ル何月全科試験致度此段奉願候也

但二校乃至三四校合併スルモノハ何々學校ニ於テノ文字ヲ加フ

右學校組合學務委員
何之誰印

右學校訓導
何之誰印

戸長

何之誰印

長官宛

前書之通相違無之ニ付奥印仕候也

何郡長

何之誰印

これを觀ても判る通り、學制時代に大試験・小試験の名で呼ばれてゐた試験の二種が、教育令時代には全科卒業試験・定期試験と稱せられ、或は卒業試験・定期試験と略稱せられたのである。卒業試験の問題は、師範學校から訓導が派出してこれを與へたことは、長野縣だけでなく、多くの府縣でも行はれたことであり、その定期は、これを五期に分けたところもあれば三期に分けたところもあり、東京府の如きは前後の二期に分けたのである。明治十四年十月に東京府學務課で全管下十五區六郡の公立小學本年度後定期試験掛を公撰して、これを各郡區役所・學務委員・並びに各公立小學へ通告した通知文が今も残つてゐる。試みにその中の十五區の分を挙げると、常盤兩校教頭千葉實・櫻田兩校教頭須田要・番町小學教頭丹所啓行・有馬小學教頭鴻純一・戸田小學教頭松田方義・富士見平川兩校教頭名取弘三・江東兩校公惠明治小學教頭大東重善・御田小學教頭鈴木雄次郎・赤坂小學教頭杉浦守約・城東小學教頭荻島光亨・習成小學教頭武居保・赤坂愛日兩校教頭

手塚裕雄・櫻川小學教頭岡田忠成・四谷小學教頭原尙・中和小學教頭入江増忍・誠之小學教頭市川雅飾・本所小學教頭富田豊・東陽小學教頭匹田直江・青山兩校教頭日下部三之介・明化小學教頭伊東忍・練堀小學教頭高橋光正・本郷小學教頭成瀬小七郎・小川女子小學教頭淺倉政行・忍岡小學教頭市川豊省・深川小學教頭奥原廣義・柳北女子小學教頭三谷保・芝小學教頭奥田一格・黒田小學教頭小川茂實・淺草小學教頭横須賀純の三十名が正員に、錦華小學教頭小幡直彰・育英小學教頭齋藤重威・南山小學教頭青山盈教・坂本女子小學教頭森谷徳周・泰明小學教頭谷口和敬・明德小學教頭小林政策の六名が豫備員にと、合計三十六名が擧げられてゐるのである。これ等の人々の中には、著者がよく知つてゐる教育先輩もあるのであつて、例へば、須田要・丹所啓行兩氏の如きは東京市初等教育實際の生みの親、育ての親ともいふべき功勞者であり、大東重善氏は師範學校長・視學官等として歴任せられ、一昨年物故せられた先輩であり、日下部三之介氏は府會議員としても盡力せられた方であり、淺倉政行氏は高等師範學校訓導として、我が國で最初の單級教授法の研究者であつた。小學校といはずして小學と稱した當時のこととして、校長と呼ばずして教頭と稱したのである。以上は十五區に就てであるが、郡部に關しては、荏原郡は正員十三豫備員三合計十六名、東多摩郡は三名、南豊島郡も三名、北豊島郡は正員七豫備員二合計九名、南足立郡は正員四

豫備員一合計五名、南葛飾郡は正員四豫備員一合計五名であつて、これ等總計は七十七名に上るのであるが、何れも公選によつて試験掛に選ばれてゐるのである。いかに試験が重大な仕事であつたかを想見するに足らう。

然らばその評定の方法はどうであつたかといふと、概ね百點法を用ひ、或點以上を及第、それ以下を落第とし、然も學科により斟酌を加へて總評を定めたやうである。尤も地方によつて若干の相違もあるが、中には随分詳細に亘つて、その標準を定めたところもある。例へば、明治十五年一月二十日に布達せられた栃木縣の小學校試験規則を見ると、次の如くに定められてゐる。因みに一言しておくが、明治十三年十二月に改正せられた所謂改正教育令によつて、従前の小學が小學校と稱せられることになつたのである。

- 第一條 試験ヲ三種ニ分チ月末試験定期試験及ヒ全科試験トス
- 第二條 月末試験ハ毎月末ニ之ヲ行ヒ一ヶ月内生徒修業ノ熟否ヲ檢スルモノトス
- 第三條 定期試験ハ一學期ノ業ヲ卒ル毎ニ學業ノ成否ヲ判シテ其期ヲ進ムルモノトス
- 第四條 全科試験ハ初等中等高等ノ各學科ヲ卒ル毎ニ全科ノ業ヲ試ミルモノトス
- 第五條 總テ試験ハ點率ヲ以テ學業ノ成否ヲ判スルコト左項ノ如シ

- 第一項 定點ハ各科都テ一百點トシ其總數ヲ平均シテ又之ヲ一百點ニ歸ス
- 但修身科ハ其定點中ニ平素ノ行狀點ヲ包含スルモノトス
- 第二項 定期及ヒ全科試験ノ及第ハ各科ノ點數皆定點三分ノ一以上ニシテ平均點數定點ノ五分ノ三以上ニ至ルモノトス

但點數ノ計算上奇零數ニ涉ルモノハ四捨五入ノ法ニ從フ
第三項 點率表及ヒ誤失ヨリ點數ヲ減スルノ例ヲ示ス左ノ如シ

	75	80	100	身	修
	80	70	100	方	讀
	65	60	100	文	作
	70	75	100	字	習
	80	85	100	術	算
	65	70	100	理	地
	50	55	100	史	歴
	45	70	100	畫	圖
	40	75	100	物	博
40	55	50	100	理	物
	35	65	100	學	化
	45	45	100	理	生
	35	35	100	何	幾
	40	40	100	濟	經
	55	55	100	縫	家
	920	835	930	點	總
	61	56	62	均	平
第落	第落	第及			

- 第六條 算術二題ヲ試ムルニ一題ハ完全ノ成績ヲ得一題ハ答式共ニ誤ルガ如キハ點數二分一ヲ減ズルガ故ニ五十點トシ又一題ハ答式共ニ誤リ一題ハ式正シク答合ハザルガ如キハ四分ノ三ヲ減ズルガ故ニ二十五點トナシ或ハ讀書五ヶ所ヲ質スニ四ヶ所解シ一ヶ所ヲ解シ得ザレバ五分ノ一ヲ減スルガ故ニ八十點トナスガ如シ他ハ皆倣之
- 第六條 試験ノ節落第ノ者ハ猶従前ノ學期ニ留メ學業習熟ノ上更ニ臨時試験ヲ行フモノトス
- 第七條 全科試験及ヒ定期試験ノ節ハ學務委員ハ勿論學務擔任ノ郡書記之ヲ監視スベシ
- 第八條 都テ試験ハ本校ノ訓導自ラ之ヲ行フベシ
- 第九條 參觀ヲ請フモノハ之ヲ許スベシ
- 第十條 學力優等ノモノニハ相當ノ賞ヲ與フベシ
- 第十一條 試験ノ後五日以内ニ生徒試験點率表ヲ製シ之ヲ揭示スベシ

(以下省略する)

これは試験の採點及び成績評定の規程であるが、然らば試験問題の内容標準はどうかといふと、これに就ても亦、小學校生徒試験程度表といふものを定めてこれを告示してゐるのであつて、それには、例へば、修身は第一年前期では生徒心得及び作法について各二個乃至四個を問ふ

とか、讀方は第一年前期では假名及び短句各二個乃至四個を、同後期では讀本中三行乃至五行を
通讀せしめ、兼ねて熟字二個乃至三個を解かしめるとか、又算術は、第三年前期では、千位以下
の乘法二題乃至四題を試み、同後期では、千位以下の除法二題乃至三題を試みよとかいふのを、
各科目各學年前後期に分けて、それぞれ指示してゐるのであるが、それは次節に至つて擧げると
ころの點檢概例によつて一層具體的に判るであらう。

五

かくの如き大體の標準は縣で定めて告示したのであるが、そこで郡では亦これに基づいて、更
にその細則を定めたものもある。例へば栃木縣では、前述小學校試験規則に據つて、那須郡で次
の如き小學校試験點檢細則を作つて、明治十五年八月廿五日にこれを郡下に示達してゐる。

- 第一條 都へテ試験ハ本縣小學校試験規則同試験程度表ニ準ジ 分ツテ左ノ三項トス
 - 第一 一失 符號△
 - 第二 二分ノ一失 同D
 - 第三 四分ノ一失 同、
- 第二條 點檢ノ方法容易ナルモノハ本則ノ限リニ非ラズ
- 但容易ナルモノハ算術地理博物物理化學生理幾何經濟ノ八課トス
- 第四條 一失ヲ二十點ト定メ定點ヨリ遞減スルヲ法トス
- 第五條 點檢概例ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 第三條 凡ソ誤失ハ其期ニヨリ其課ニ從ヒ各同カラズ故ニ之ヲ

點檢概例

第一 一失

修身

問答 要所ヲ解シ得ザル一個ノモノ
一章ノ大意ヲ解シ得ザル一個ノモノ

讀書

講義 解シ得ザル一句ノモノ
章意ヲ解シ得ザル一個ノモノ

作文

假名交文 句意不通一個ノモノ
口上文 同斷
請取文 同斷
電信文 同斷
諸證書文 同斷
契約文 同斷
記事文 同斷

歴史

問答 皇室一世ノ大旨ヲ遺忘スルモノ
王政ノ沿革ヲ遺忘スルモノ
明君ノ事實ヲ遺忘スルモノ
賢臣ノ事實ヲ遺忘スルモノ

第二 二分ノ一失

第十篇 我が國に於ける教育考查方法の發展

修身

講義 解シ得ザル一句ノモノ

讀書

素讀 讀ミ得ザル一句ノモノ
講義 言語自他ノ區別ヲ解シ得ザル一個ノモノ
熟字ヲ解シ得ザル一個ノモノ
要旨ヲ解シ得ザル一個ノモノ

作文

假名交文 書キ得ザル一個ノモノ
口上文 同斷
請取文 同斷
電信文 同斷
日用文 同斷
諸證書文 同斷
契約文 同斷
記事文 同斷

歴史

素讀 讀ミ得ザル一句ノモノ

第三 四分ノ一失

修身
素讀 讀ミ得ザル一句ノモノ
講義 熟字ヲ解シ得ザル一個ノモノ

講辨凝滞スルモノ
要所及章意 疑問再三始メテ成ル一個ノモノ
讀書

諸證書文 同斷
契約文 同斷
記事文 同斷

假名ノ運用ヲナシ得ザル一個ノモノ

素讀 熟字ヲ讀ミ得ザル一個ノモノ

疑問再三始テ成ル一個ノモノ

講義 句意ヲ解シ得ザル一個ノモノ

句ノ變化ヲ解シ得ザル一個ノモノ

講辨凝滞スルモノ

疑問再三始テ成ル一個ノモノ

作文

假名交文 字格ヲ誤ル一個ノモノ

口上文 同斷

請取文 同斷

電信文 同斷

日用文 同斷

歴史
素讀 熟字ヲ讀ミ得ザル一個ノモノ
問答 疑問再三始テ成ル一個ノモノ
第六條 點檢概例前條ノ如シト雖モ初等科第一年前後期修身作文ノ二課及同第一年前期讀書課ノ如キハ都ヘテ第二條但書ニ準スルモノトス
第七條 習字畫學裁縫ノ三課ハ其巧拙ト遲速トニ依リ檢案ノ上相當ノ點數ヲ付スベシ
第八條 凡ソ教授進ニヨリテ誤失アリト認ムルトキハ監視者ハ協議ノ上之ヲ斟酌スルヲ得ベシ

これを讀んで特に私の注意を惹くところの二三の點がある。その一は、總じて驚くべく、寧ろ機械的と思はれる程も精確であつて、然も最近米國で進んで來た教育測定の尺度と頗る相似たやうなものが、約五十年も以前に既に我が國で定められてゐたことであり、その二は、修身や歴史や地理等も教科書中心の讀書本位で進められ、素讀・講義・問答といった工合に行はれたのであつ

て、獨逸流の説話式教授法の影響を受けなかつた以前の姿をそこに想見し得ることであり、その三は、作文が極めて重視されて居り、然もそのことは、かの英國の教育で作文が總じて生徒の國語力を総合的に檢定する最も大切な科目とせられてゐることと、元より此彼何等の關係なくして、然もただよく似てゐることであり、その第四は、習字・圖畫・裁縫等の技能教科に於ては、巧拙と遲速との二點を檢案の着眼點としてゐることである。これ等の諸點は何れも興味深く私の注意を惹くところであるが、就中第三の點は更に私の興味を驅つて、當時に於ける兒童の作文の實際の成績そのものを茲に擧げしめる。それは正さに同じ栃木縣の足利郡足利町足利學校と安蘇郡馬門村有隣學校とちようど、都鄙兩所に於ける優等生徒の作文であつて、明治十四年四月廿日の栃木縣學務課の報告第四十一號に載つてゐるところのものである。

○不參ヲ告ル文

足利學校第三年前期 辻 甲造

六年九月

野生儀昨夕ヨリ俄ニ蟲齒ニテ口熱相發シ今日ハ參校仕兼候間此

段一寸御知ラセ申上候

○人之安否ヲ問フ文

同 第三年後期 須永友四郎

八年五月

昨今ハ不順之天氣ニ御座候處不相替御機嫌克御起居被成候哉御様子相伺申候

○寫眞ヲ贈ル文

同 第四年後期 岩下 良吉

九年十月

寸毫申入候時下甚寒ニ候足下愈御多祥欣躍仕候降テ繁族大小無恙消光罷在候間乍憚御安慮是祈り候陳ハ某知己ヨリ寫眞數枚贈越候間不取敢兩三枚差進シ候間御笑納被下候ハ、幸甚之至リニ

候早々以上

○櫻花ヲ觀ルノ記

安蘇郡馬門村有隣學校第五年後期 小林 奈美

十一年十一月

春山澹冶トシテ笑ント欲シ翔々タル空線綽約トシテ自ラ飛ブ余常ニ某ノ櫻花ヲ覽スル甚シ而シテ未ダ一遊セズ此好日ニ際シ魂飛ビ神遊キ禁ズル能ハズ乃チ策ヲ決シ學友兩三ト車ヲ奔ラシテ至ル一簇雲ノ如ク雪ノ如キ者アリ諦視スレバ雲ニ非ラズ雪ニ非ラズ是レ即チ櫻花ノ爛漫タルナリ粉披掩映シテ列錦鋪繡ノ如ク風姿瀟灑ニシテ容光淡泊雪花柳絮ノ能ク及ブベキニアラズ芳霧霽然花下ヲ徘徊スルノ間化シテ仙ナラントス余一友ヲ顧ミテ曰ク昔八幡公ノ馬ヲ駐メテ歌ヲ題シ忠度ノ花下ニ露宿スル是レ櫻花ノ英雄ヲ感ゼシムル所ニ非ズヤト贊賞數時日ノ傾斜スルヲ知ラズ既ニシテ暮色蒼然花影模糊タリ人語較々稀レニシテ境靜ナリ余益戀賞去ル能ハズ然レドモ父母ノ我ヲ俟チ且ツ明日ノ課ヲ愆ランコトヲ恐レ愛ヲ割テ俱ニ共ニ家ニ歸ル

○運動ノ理

足利學校第五年後期 岩下 正藏

十年八月

靜止シタル物體ハ敢テ其處ヲ移スコトナシト雖モ若シ或力ノ來リ觸レテ全ク其位置ヲ易フルガ如キ作用アルトキハ之ヲ名ツケテ何力ト云ハン必ズ運動力ト云ハザルヲ得ズ抑運動力トハ動體

ノ靜體ヲ擊ツ力ノ作用ニシテ此力ノ強弱ハ其體ノ速力ニ緩急ノ別ヲナシ而シテ運動力ノ作用ハ齊ニ止ラズシテ衝動アリ激動アリ又之ニ加フルニ單複ノ別アリテ直線動ハ單力ニ生ジ曲線動ハ衆力ニ由テ生ズル等ナリ

○剛志論

安蘇郡馬門村有隣學校第七年後期 永島 象藏

十三年

困難ヲ踏シテ擲マズ辛酸ヲ嘗メテ挫ケザル之ヲ剛志ト謂フ蓋シ人剛志ナカル可カラズ此無クンバ業成リ志達スベカラズ古今英邁敏達ヲ以テ稱セラル、者ハ雖然不拔ノ剛志アリ故ニ莫大ノ功ヲ顯シ名ヲ竹帛ニ垂ル凡人ノ事ヲ爲スヤ小碍ニ逢フモ輒ク初志ヲ變ズ大難事ニ至リテハ固ヨリ成ヲ望ム可カラズ同ジク性ヲ天ニ稟ケ同ジク肢體ヲ具フル人ニシテ碌々牛馬ト共ニ槽檻ノ間ニ駢死スルモノト衣冠堂々萬民ノ上ニ立チ功名赫赫タルモノアリ同人類ニシテ斯ノ如ク霄壤ノ差ヲ生ズルモノハ是レ他ナシ剛志ノ有無ニ關スル者ナリ荒屋ニ住ミ糶糶ヲ纏フノ貧人ト雖モ之ヲ有スレバ富貴ヲ極ムベシ古今ノ英雄ト稱スル者多クハ貧賤ニ出ヅルヲ見ルベシ又錦衣玉食富貴ノ人ト雖モ之レ無クンバ貧賤トナル可シ彼ノ國ヲ亡ボシ家ヲ失ヒシ者ヲ見テ之ヲ證スベシ嗚呼人碌々一生ヲ終ヘント欲セバ言ナシ苟モ功名ヲ馳セント欲セバ雖然不拔ノ剛志ナカルベカラズ之レ有ル何ゾ身ノ卑賤ヲ患ンヤ

○花見誘引ノ文

同 第八年後期 永島 むめ

十四年四月

頃日は都も鄙もおしなへて春の景色のえならねは心さへ霞とと

六

以上は小學校に就てであるが、更に中等學校について見ると、茲では試験はやはり小試験・大試験の名を以て施行せられたところが多かつたやうである。序に同じ栃木縣のものを例に擧げると、先づ中學校に關しては栃木縣第一中學校の規則を見ると、その第四章には次の如き試験規則が示されてある。

- 第一條 試験ヲ分チテ小試験大試験ノ二種トス
- 第二條 小試験ハ一期中三回乃至五回ヲ以テ度トシ已ニ教授セシ各學科ノ一部ニ就テ執行シ生徒ノ優劣ヲ檢定スルモノトス
- 第三條 大試験ハ一期中教授セシ科目ノ全體ニ就テ執行シ生徒ノ及第落第ヲ檢定スルモノトス
- 第四條 一期中生徒ノ出席日數三分ノ二以上ニ至ラザルモノハ大試験ヲ受クルヲ得ザルモノトス
- 但シ學力優等ノ者ハ此限ニ非ズ

第十篇 我が國に於ける教育考查方法の發展

- 第五條 凡試験點數ハ各學科ヲ一百點ト定メ又之ヲ平均シテ一百點ニ歸ス之ヲ平均點トス
- 但修身科ノ點數ハ平素ノ行狀點ヲモ加算スルモノトス
- 第六條 小試験點數ハ一期中ノ總數ヲ平均シテ之ヲ常點トス
- 第七條 大試験ノ及第點ハ各學科四十點以上ニシテ其平均點ト常點トヲ平均シテ六十點以上ニ至ルモノトス
- 第八條 大試験ニ於テ及第點ヲ得ザルモノハ更ニ其期ノ各學科ヲ修メシムルモノトス

第九條 大試験及第ノモノニハ甲號書式ノ證書ヲ與フ

第十條 全科卒業ノ者ニハ大試験點ノ總數ヲ平均シテ其順序ヲ定メ乙號書式ノ證書ヲ與フ

(甲號乙號とも書式省略)

第十一條 小試験ニ於テハ各學科二題乃至五題大試験ニ於テハ

三題乃至十題ヲ出シ生徒ヲシテ之ニ答記セシム但和漢文英語ハ此限リニ非ズ

第十二條 和漢文科ハ小試験ニ於テハ教授セシ文中ヨリ二題乃

至五題ヲ出シ生徒ヲシテ之ガ調點註解若クハ直譯ヲナサシメ大試験ニ於テハ更ニ教科書外ノ文章ヲ加フ但シ作文ハ各試験共ニ席上ニ於テ一篇ヲ課ス

第十三條 小試験ハ各科二時間ヲ限リトシ大試験ハ四時間ヲ度トス但習字ハ此限ニアラズ

第十四條 凡ソ大試験ノ問題ハ其初日ノ二日以前評議ニ付スベシ但シ評議ヲ經タル過多ノ問題ハ試験ノ際之ヲ取捨スルコトヲ得

これを覽ると、採點は百點法により、修身科の點數は平素の行狀點をもこれに加算し、小試験の點は平均してこれを常點とし、大試験の及第點は各學科四十點以上で、その平均點と常點とを平均して六十點以上のものとし、及び大試験は一期中教授せし科目の全體に就て行ひ、然も出席日數三分の二以上に達せざる者は、特に學力優等の者の外は大試験を受けるを得ざらしめること等であつて、これ等は全體に於て何れの府縣に於てもさうであつたやうである。次に師範學校に就て見ると、これも明治十五年八月廿八日に改定した栃木縣師範學校規則中に試験法が示されて居り、それは左の如くである。

第十條 凡テ試験ハ左ノ點率ニ據リ及第落第ヲ判スルモノトス

第一節 各學科最上點ヲ一百ト定メ其總數ヲ平均シテ一百點

ニ歸ス之ヲ平均點トス

但修身科ノ點數ハ平素行狀點ヲモ加算スルモノトス

第二節 入校試験ノ及第點ハ各學科四十點以上ニシテ平均點

六十點以上ニ至ルモノトス

第三節 大試験及第點ハ各學科四十點以上ニシテ其平均點ト

常點ト平均シ全科卒業及第點ハ大試験點ノ總數ヲ平均シ

各六十點以上ニ至ルモノトス

但一期中小試験點ノ總數ヲ平均シタルモノヲ常點トス

第十一條 全科卒業及大試験ハ平均點八十一點以上ヲ甲點トシ

八十點以下六十點以上ヲ乙點トシ其優劣ヲ分ツ

第十二條 一期中生徒ノ出席日數三分ノ二以上及フモノニアラ

ザレバ大試験ニ應ズルコトヲ得ズ

但學力優等ノモノハ此限ニアラズ

第十三條 入校試験及小試験ニ於テハ各學科二題乃至四題大試

験ニ於テハ三題乃至八題ヲ出スモノトス

但和漢文科ハ此限ニアラズ

第十四條 和漢文科ハ小試験ニ於テハ二題乃至五題ヲ出シ生徒

ヲシテ之ガ調點註解若クハ直譯ヲ爲サシメ大試験ニ於テハ之

ニ加フルニ教科書外ノ文章ヲ以テス

第十五條 入校試験及小試験ハ各學科二時間ヲ限リトシ大試験ハ

四時間ヲ度トス

第十六條 大試験問題ハ試験期日ヨリ三日以前ニ之ヲ起草シテ

評議ニ付スベシ

第十七條 大試験卒業ノモノニハ第一號書式ノ證書ヲ與ヘ全科

卒業ノモノニハ第二號書式ノ證書ヲ與フ

但甲號證ハ甲點ヲ得タル者ニ與ヘ乙號證ハ乙點ヲ得シモノ

ニ與ルモノトス

(證書書式省略)

趣旨は大體に於て前者と同様であり、そしてここには成績を甲乙に別けて表出し、八十點以下を乙、八十一點以上を甲とすることが現れてゐる。

明治十九年四月九日に小學校令が公布せられ、その他帝國大學令・師範學校令・中學校令・及び諸學校通則等が相前後して發布せられて、これより所謂學校令時代に入つたのである。同二十三年十月六日に至り、十九年發布した小學校令を廢して新に小學校令を公布し、又法律第八十五號

を以て地方學事通則を發布したのである。十九年の小學校令は十六個條から成り、二十三年の小學校令は九十六個條から成つてゐ、主意に於て大差無きものであるが、その何れにも試験に關する規定は見えてゐないのであつて、唯明治二十七年に文部省から發せられた訓令の中に、貧窮又は他の事情のために小學校令の規定に依つて就學の免除を得た兒童にして、夜間・日曜日・又は便宜の日に於て、近易な方法に依り相當の教育を受けた者には、望によつて試験の上、その課程に照し、相當の證明書又は卒業書を與へる方法を設けることは、各府縣の便宜である旨を訓示してゐるだけである。他方訓令第六號を以て示された小學校ニ於ケル體育及衛生ニ關スル訓令には、その第七項に於て

小學校ニ於テ施行スル所ノ試験法ハ或ハ褒貶ノ意味ニ偏シ點數ニ依リテ每期席順ヲ上下シ又ハ賞與ヲ與フル等過度ニ生徒ノ神經ヲ刺衝スルノ弊アリ此レ獨リ普通教育ノ主義ヲ誤ルノミナラズ亦生徒ノ體育ヲ害スル者ナリ自今以後各學校ハ試験ニ依レル席順ノ上下ヲ廢スヘシ但各級ニ優等生若干人ヲ撰拔シ以テ獎勵ヲ示スコトヲ妨ケサルヘシ

と訓示したのである。尋いで明治三十三年に小學校令が改正せられて、四個年の義務教育年限が確立し、又尋常小學校の授業料不徴收も決定したのであるが、これ等と附帶して、小學校令施行規則が省令を以て發布せられたのである。そして、この小學校令施行規則には、その第二十三條に於て

小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績を考查シテ之ヲ定ムヘシ

と明かに規定し、尙第二十四條に

學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學修セシ者ニハ修業證書ヲ與フルコトヲ得

と規定したのである。そして、その際當局から發せられた小學校令改正ノ要旨及其施行上注意要項の中には

小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定メ試験ノ方法ニ依ラサルコトトセリ是レ心身ノ發育未タ十分ナラサル兒童ヲシテ競争心ニ驅ラレ試験前一時ニ過度ノ勉強ヲ爲シ是カ爲ニ往々其ノ心身ノ發育ヲ害スルノミナラス試験ノ爲ニ

勉強スルノ陋習ヲ馴致スルヲ避ケンカ爲ナリ

と謳つてある。かくて試験は小學校に於ては全廢せられたのである。然も學校長は、教科を修了したと認める兒童に卒業證書を授與しなければならぬのであり、又各學年の課程を修了したと認める兒童等に修業證書等を與へることが出来るのであるが、その卒業又は修了は認定に依るのであり、その認定は兒童平素の成績を考查して定めなければならぬ譯である。ここに於てか、成績考查といふことが、試験といふことに代つて、實際上に極めて重大な問題となつたのである。

併しなから、成績考查といふ事柄は、單に學業に就てだけの問題であらうか、どうであらうか。いふまでも無くそれは、教育の全面に亘つての問題で無ければならぬ。更にそれは、課業に對する直接の反應だけに止まるものであらうか、どうであらうか。これも亦、その基づくところの兒童心身の素力並びに發達向上の全層にまで立入らねばならぬ事柄であらう。かくて教育考查の問題は、頗る廣汎に亘る然も極めて重要なものとならざるを得ないのである。私はこれに關しては、教育の三部門たる養護・教授・訓育に對して、身體検査と、學業成績考查と、そして操行査定との三方面を含むものと考へるのであつて、そして、それは小學校教育だけでなく、中等教育に於ても亦さうであり、然も全人としての評定は、これ等各方面を互によく見合はして、三面一

體の綜考の上に成立つべきものであると、考へるのである。(教育學研究第七卷第十號第十一號掲載、昭和十四年一月二十三日修訂)

日本教育史の研究 第二輯 終